

料率を千分の一引き上げることとしております。

なお、この法律案は、昭和五十一年十月一日から施行することとしておりますが、雇用保険の保険料率の引き上げに関する部分は、公布の日から三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上、建設労働者の雇用の改善等に関する法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○熊谷委員長 次に、川俣健二郎君外九名提出の建設労働法案を議題とし、その提案理由の説明を聴取いたします。川俣健二郎君。

建設労働法案

〔本号末尾に掲載〕

○川俣議員 私は、提案者の日本社会党を代表して、ただいま議題となりました建設労働法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

日本経済は大変な発展を遂げ、今日ではアメリカに次いで、資本主義国第二位の生産力を持つに至っております。ところがその陰には、建設労働者に典型的に見られるように、雇用関係がきわめて不明確な下請や、重層下請が横たわっており、

三百数十万人を数える建設労働者の多くは、不明確、無責任な雇用関係のもとで、不況の折にはあっさり職を奪われたり、賃金不払いに泣かされたりするばかりか、常に危険な作業環境にあつて、無理な労働を強いられることにより、多くの命と健康を奪われております。

今日、建設労働者の労働災害は全体の三分を占めておると推計されておりますが、たとえば、東海道・山陽新幹線をつつくるのにも、隧道工事等で数百名もの命が奪われているありさまなのであります。

また、健康管理や福祉がきわめておろそかにされ、しかも、少なからぬ人々は長期間にわたって家族から遠く離されたまま、非人間的な生活を強いられております。

このような状態が放置されてよいはずはありません。日本社会党は、すべての建設労働者に適用する建設労働法を設けることによって、この人々の雇用を安定化させるとともに、命と権利を守り、労働条件を改善する必要があることを痛感し、ここに建設労働法の制定を提案する次第であります。

次に、この法案の内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的と申しますと、建設労働者の雇用関係の明確化、安全衛生の確保、手当の支給その他の労働条件の改善を図り、もって建設労働者の雇用の安定と、労働災害の防止、福祉の向上に寄与することにあります。

第二に、雇用関係の明確化のための措置として、事業主による建設労働者についての公共職業安定所長への届け出と、安定所長からの建設労働者手帳の交付、事業主による雇入れ通知書の交付と届け出を義務づけることといたしました。賃金支払い等に関する元請負人の責任も明確化することといたしました。

第三に、安全衛生上の措置としましては、建設労働者として雇用されようとする者に対する国による安全衛生教育と、国による健康診断、請負代金、工期等を決定するに当たつての安全衛生経費の分別等を義務づけることといたしました。

第四に、支給すべき手当として、悪天候手当、安全衛生教育手当、職業訓練手当、特例休暇手当、帰省手当を設けることといたしました。

以上、この法律案の提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

十分に御審議の上、何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○熊谷委員長 次に、賃金の支払の確保等に関する法律案を議題とし、その提案理由の説明を聴取いたします。長谷川労働大臣。

賃金の支払の確保等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○長谷川労働大臣 ただいま議題となりました賃金の支払の確保等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

賃金は、労働契約の基本的な要素であり、また、労働者とその家族の生活の源泉でありますから、賃金未払いという事態は本来起こってはならないものであります。そのため、労働基準法におきまして、使用者の賃金支払いについて各種の規制を加え、その履行について、労働基準監督機関が監督、指導を行ってきたところであります。現に、それによって解決された賃金未払い事業も少なくないのでありますが、企業の倒産により事業主に支払い能力がない場合はどうしても解決できなかったのが従来の実情であり、これに対する救済措置の創設が必要であるとされてまいりました。

特に、第七十四回臨時国会における雇用保険法案の御審議に際し、中小企業の倒産による不払い賃金救済制度の確立について、衆議院及び参議院の社会労働委員会におきまして附帯決議がなされた経緯もあり、また、昨今の景気の停滞は、その期間が長く、景気回復の足取りが弱いこともあって、企業倒産及び賃金未払いの発生は依然として高水準で推移しているという実情にあります。このため、政府といたしましては、この際、賃金の

支払いの確保等に関する諸般の措置を講ずべきであると考へた次第であります。

そこで、まず、企業の倒産に伴う未払い賃金の救済措置を創設することとし、あわせて、賃金の支払いは本来事業主の基本的な義務であることから、賃金支払いについての規制を民事的にも刑事的にも強化するとともに、事業主の責任で退職手当の未払い等を予防するための措置を講じさせる等、賃金の支払いの確保等に関する所要の施策を展開することとし、中央労働基準審議会にも諮りした上、具体案を取りまとめ、ここに賃金の支払の確保等に関する法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、貯蓄金及び退職手当の保全措置であります。これは、企業の倒産により、貯蓄金の返還不能、退職手当の未払いという事態が生ずることを防止するために、事業主に對して、所要の保全措置を講じさせようとするものであります。

第二は、退職労働者の賃金に係る高率の遅延利息制度の創設であります。

すなわち、事業主が退職労働者に賃金を支払わなかったときは、所定の方法で計算した高率の遅延利息を支払わなければならないこととしております。これは、賃金未払い事業のうち、その大部分を占める退職労働者に係る賃金未払いについて、民事的側面からその支払いの促進を図ろうとするものであります。

第三は、未払い賃金の立替払事業の創設であります。

企業の倒産により事業主から賃金を支払われない労働者に対して、未払い賃金のうち一定の範囲のものに事業主にかわつて立てかえ払いをすることとしたものであり、政府は、この事業を、今国会に提案している労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案による労働福祉事業として行うこととしております。

なお、未払い賃金の立替払事業によって立てか

え払いされた賃金につきましては、今国会で改正されました租税特別措置法において、課税上の特例措置が講じられることとされております。

そのほか、この法律案において、船員につきまして所要の特例措置を規定しますとともに、その附則において、労働契約の締結に際し、賃金に関する事項については所定の方法により各人に対して明示することを義務づけ、さらに、賃金未払いに対する罰則を強化するため、労働基準法等について所要の改正を行うこととしております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんとををお願い申し上げます。

○熊谷委員長 これにて各案の提案理由の説明は終わりました。

○熊谷委員長 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。枝村要作君。

○枝村委員 今回の法改正の内容を見ますと、まず第一に制度の目的の改正が挙げられております。それで次に給付内容の改正、労働福祉事業の拡大、メリット制の拡充が提案されておるのであります。確かに、給付部分の引き上げ、スライド制の改善など、幾つかの前進きの部分もありません。しかし、中には反面、幾つかの不安と疑惑を持たれるような部分もあるわけです。したがって、この際、これらの点につきましてひとつ正確に説明していただく、明快な答弁をしていただく、そして労働者や労災の被災者の不安などを除去いたしまして、近い将来、本法目的が完全になえられるよう法律内容を前進させる、その基礎をつくり上げていただかねばならぬ、こういうふうにして思っております。

そこで、労働大臣にお伺いするわけであります。この労働者災害補償保険法の基本的な取り

組み、その姿勢についてひとつ伺ってみたいと思

います。

○長谷川国務大臣 ただいま枝村さんおっしゃるとおり、この労災保険制度というもののつきま

し、発足以来、何といっても保険給付の引き上

げ、それから給付対象あるいは適用対象の拡大等

幾多の改善を続けて今日に至り、そしてまたこの

たびの提案になっておりますので、こういう御審

議を通じて、よく御理解なりあるいはまた御協力

いただくことは非常に大事なことだと思っております。

現在、労災保険は労働者を使用するほとんどす

べての事業に適用されてきて、その給付の水準は、

災害補償についての国際的基準であるILO百二十一

号条約あるいはまたILO百二十一号の

勧告の水準まで達していることは御承知のとおり

だと思っております。しかし一方、最近の事情を見ます

と、長期の傷病者、重度の障害者、それから被災

者の遺族等の年金受給者が累増いたしました。そ

うしてまた、年金給付の内容と年金受給者に関

する福祉対策のあり方についても、実情に即した

改善をすべきじゃないかという御要望がよく出て

まいりました。最近の労働災害の発生状況は、件

数の減少にかかわらず、職業病疾病の漸増が非常

にあります。こういうふうな状況の変貌にありま

すので、この対策が望まれているところもまた、

御審議いただいている場合のいつでも問題になる

ものであります。こういう諸般の情勢の変化に

応じまして、労災保険給付の内容、それから今後

における労災保険事業のあり方等に関しまして、

保険制度全般にわたって整備を図ることが必要で

ある、こういうことで御提案申し上げ、御審議を

お願いしているところであります。

○枝村委員 今回の改正は制度上の目的にも及ん

でおりますが、従来の業務災害について

の保護を目的とする労災保険の性格が変わること

にはならないかという心配が出てくるわけなんです

ね。本法の改正の本当のねらいはどこにあるか

という点も、こういうところからいろいろ推察し

て、少しおかしいなという疑念が生まれてくるわ

けです。

そこでお伺いしたいのは、労災保険は目的を更

更して、災害補償以外の分野に事業を拡大しよう

としております。ですから、いま言いましたよう

に、改正のねらいは実はここにあるのではないか

というように思うのであります。そういたします

と、労災保険と労働基準法の関係については一

体どうなるのか、どのように考えていいの、こ

ういう点についてお伺いしたいと思いま

す。

○長谷川国務大臣 そういう御疑問などについて

御審議いただいて説明していただくことは非常に

ありがたいことでございまして、原則論から言

いますと、業務災害や通勤災害をこうむった不幸

な方々に対しては、何回かにわたって保険給付

の改善を重ねてきました。同時にまた、いまの社

会的要請からいたしまして、労災病院とかリハビ

リテーション施設の整備とか、各種の援護措置の

充実も図ってきたことは御理解のとおりでござ

います。

また一方、繰り返すようになりますけれども、

何といいたしても、最近の労働災害の動向とか、

毎年毎年増加しているところの労災年金受給者の

実情などを背景として、いろいろな面から新しい

解決を図る問題が生じておりまして、このため

に、今回まず年金給付の内容を改善整備する、そ

して従来の保険施設を整備拡充して、労働福祉事

業も行うための改正法案を提案したのであります

が、このような今回の改正においても、労災保険

というものは保険給付の事業とあわせて労働福祉

事業を行うことは明らかにしております。その

積極的な推進を図ることとしております。しか

し、御疑問を持たれておりますが、労働者の業務

災害についての保険給付を行うことが保険事業の

基本的な使命である、これはゆるがすことはでき

ません。そこで、主たる内容でありますところは

従来と格別違ったものはないと考えていただい

て、こう思うのであります。この福祉事業の運

営につきましては、今後とも労災保険本来の性格

を考えながら、保険審議会の御意見を尊重しなが

ら将来とも適切な運営を図ってまいりたい、こ

う思っております。

○枝村委員 大臣が従来と変わらないと言われま

した。そのとおりかもしれぬのですけれども、し

かし、事業を拡大すれば、使用者責任といういわ

ゆる根っこから見て、次第にその点が薄れて

いくようになりはしないか、こういう心配があり

ます。本来、使用者側が責任を持ってやるべきも

のが、こういう労災法で事業を拡大いたします

と、政府の手でやるか下請がやるか知りませんけ

れども、いわゆる使用者側の責任が薄くなるとい

うようなことがないようにせぬか、こういう心配

がまずあるのです。

それから、労働基準法の二十四条に賃金支払い

義務がありますが、支払いの救済は関係ないとは

言えないことではないのでありますけれども、これ

が直ちに労災保険の分野、その事業としてやられ

るということに対して、やはり一つの問題が残さ

れるのではないか、こういうふうに見られるわけ

であります。その点についてちょっと……

○藤田政府委員 先ほど大臣からお答え申し上げ

ましたような趣旨で今回の改正が行われているわ

けでございまして、諸般の問題につきまして労災

保険審議会でも長らく御検討をいただいたわけで

ございまして、労使公益三者一致した御答申をい

ただいて、それに基づいて今回改正が行われたわけ

でございまして。御指摘のように、労働基準法と労

災保険法とは切っても切れない縁があるわけでござ

いまして、労働基準法でまさにいま御指摘のよ

うな事業主の労働災害に対する責任、いわゆる無

過失賠償責任というものが明らかに規定をされて

おるわけでございまして、それを担保する意味で

当初労災保険法というものが発足をいたしました

た。しかし、最近におきましてはさらにそれを乗

り越えて、たとえば年金制度の導入でございま

すとか、特別加入制度の創設でございまして、あ

るいは通勤途上災害保護制度の創設でございま

とか、その他もろもろの福祉施設の拡充でござい
ますとか、そういう災害の周辺にまつわるいろい
ろな問題にまで労災保険事業というものが漸次拡
大をされているわけでございします。

そこで、そういう労災保険制度の発展はござい
ますけれども、またその発展の線の上でさらに今
回大きな発展がなされるわけでございしますが、し
かし基本は、業務災害については事業主が責任を
負うというところは基準法にいわゆる労働憲章的な
意味で明記されていることであり、またそれを受
けての労災保険法であるという基本的性格は、た
だいま大臣からも強調されましたように変わら
ないというところでございまして、その点はぜ
ひ御理解をいただきたいと思ひます。ただ、目的
規定の改正につきましては、今般建議をいただき
ました労災保険審議会の建議の中にもそこを改正
すべきであるという御提案がありまして、そうい
うことにいたしましたわけでございします。

それから、最後に御指摘になりました、例の賃
金不払いについての救済制度を今回労災保険の枠
の中で労働福祉事業の一環としてやるということ
につきましては、いろいろな経過がございまして、ま
た後ほど詳しく御説明を申し上げる機会があろう
かと思ひますけれども、一言で申し上げますと、こ
にかくこの事業を今回やらなければならぬ、不
況の深化に伴いましてどうしてもこういう制度を
創設しなければならぬ。ところが、それについ
て諸外国の例あるいはわが国の実情等からいっ
て、とにかくたとえ拙速であつてもこの場に間に
合はすというような意味からも、とりあえず労災
保険の事業としてこれを行うということが適切で
あるということで、いろいろな議論を経ました過程
でそういう御答申を得てこれを行ったというわけ
でございします。

○枝村委員 労働福祉事業として実施される事業
の内容は具体的にはどのようなものかという点の
質問になるわけなんですけれども、私は時間を節
約したいと思ひますから、そういう問題と、これ
はどこで行うかということなんです。この法案に

よりまずと四つの事業に分けております。そこ
で、本来ならば被災労働者に対するリハビリテー
ションなどの各種の社会復帰及び補償措置、ある
いは労災、職業病の防止その他の確立等を直接的
に行政部分でカバーしなければならぬものが、労
働福祉事業団によりまして、まあ従来もでしたが、
今回の法によりまして、まあ従来もでしたが、
労働福祉事業団とか中央労働災害防止協会などの
いわゆる外郭団体に下請けさせる、こういう点から
見て、先ほどちょっと質問しましたように、労働
基準法との関係とは別に、政府がやるべきものの
責任をそういうところに請け負わせて責任を分散
化させていくのではないか、こういうふうにも一
つの心配としてあらわれてくるわけなんです、
その点はどうか。

○藤縄政府委員 先ほど御説明しましたよう
に、労災保険制度は労災に対する補償が根幹であ
るということは言うまでもないことでございま
すけれども、それに関連する災害の予防でございま
すとかあるいは災害の治療でございしますとか、さ
らにはリハビリテーション、社会復帰、あるいは
さらに今回は災害の根幹に横たわつておる労働条
件の問題にまでこの事業を広げていくというふう
に考えるわけでございします。そういうものもろ
のいわゆる事業の側面につきましては、政府が直
接やるということが全部可能であればそれが一番
望ましいと思ひますけれども、事の性格上、たと
えば労災病院の運営というようにございしまし
ても、これは別途の人格を持った労働福祉事業団
というふうなものを代り代行させた方がより効率
的に運営できるというふうな趣旨から労働福祉事
業団法というものが制定されて、その法律で
そのことが明記されておるわけでございします。そ
れからまた、各種の災害予防活動につきまして
も、法律の規定に基づきましてできております各
種災害防止協会というものが民間団体として自主
的に活動しておりますけれども、そういうものに
対する助成を行うことによって災害防止活動の効
果が高まるならばそれもまたよろしいのではない
か。したがしまして、労災保険で支弁しておりま

す経費の中で、直接政府がやっておる仕事もも
とよりたくさんございします。しかし、一部そうい
うところに助成をして仕事をしてもらつていろ
うこともございしました。それぞれ所要の監督を
通じまして、政府と一体になって行政の効果を上
げていきたいというふうにして運営をしていろ
うわけでございします。

○枝村委員 それと、今度新規にできました賃金
不払い救済などの適正な労働条件の確保のための
事業、これを労働福祉事業の一環として労災保険
において実施することにした理由です。あなた
は後から詳しく述べると言われましたが、その理
由は一体何か。それからまた、これに要する財源
などは幾らかという点について何っておきたいと
思ひます。

○藤縄政府委員 先ほど御指摘がございました
ので、その前に、なぜ労災保険でこの賃金不払い
事業をやることになったかという点について一応
申し上げてみたいと思ひますけれども、賃金不払
いが不況の深化に伴いまして非常に重要な問題に
なりまして、そしてさきの国会でも雇用保険法の
審議にも関連いたしまして、これは早急に何らか
の措置を講ずべきであるということが言われたわ
けでございします。

そこで私どもとしては寄り寄り検討したわけで
ございしますが、従来長らく、こういった救済制度
があればいいということは言われながら、現実
にはなかなか実現しなかったわけでございします。そ
れはそれなりに大変むずかしい理由があったわけ
でございしますけれども、今回これを踏み切りました
のは、一つは、こういう緊急事態に対して何らか
の救済措置をとる必要がある。その場合に、やる
とすればこれは保険的なシステムでやらざるを得
ない。ところが私的保険としてはこれはどうもな
じまないということから、公的保険ということに
なるわけでございしますが、その場合に、わが国の
場合は雇用保険とか労災保険とかあるわけでござ
いしますけれども、どっちでやるかというようない
議論があるわけであります。

その前に、そもそもそれでは独立の保険でや
たらどうかという議論もあつたわけでございま
す。しかしながら、独立の保険でやるということ
になりますと、一つは、新たに事業主に何がしか
の保険料を負担させなければならぬ。それから
また、新たな保険運営のための事業体を必要と
するということ。それから外国の例から
――外国に、実は最近フランス、ドイツ、オラン
ダ等こういう事業ができたわけですが、
そういう例に倣しましても、保険料は非常にわ
ずかであるというふうなことから、独立の保険料を
取り立てて独立の体系でやるということが実際
問題としていかにかかというふうないろいろな観
点から、やはり既存の保険制度を利用した方が
フランスやドイツでも既存の保険制度を利用し
ております。

そこで、雇用保険にするか労災保険にするか
ということも検討いたしましたけれども、まあ、事
業主が全額負担しておつて、災害補償の制度とな
つて確立されてきましたこの労災保険というこ
とが、事業主負担という意味から言つて賃金不払い
は事業主の責任でございしますから、そういう意味
でもなじみやすいのではないかと、そういうこと
でこれに踏み切つたというふうな経緯でございま
す。

なお、御質問の、どのくらい予算を必要とす
るかという点につきましては、私どもは来年度予
算に五十一億予算を計上しております。これは年
度後半、半年分でございますから、年間ベースで
すと約百億の財源をこれに充当させるといふも
りでこの制度を考えております。

それから、この制度を実際に動かします場合に
は、労働基準監督署長の証明等の事務もございま
すが、支給額の決定、計算、調査、支給等は労働
福祉事業団をしてこれを行はしめるということ
を考えております。

○長谷川国務大臣 私の方から申し上げますと、
この委員会では、こういう不況のときですから未払
い立てかえ払いというものは五十一年度から一

申し上げたような理由で、むしろ今回拙速をとるという形でこれを御提案をいたしておるわけでございまして、いま枝村先生が御提案なさいまし

ありますように、労災保険審議会でもいろいろ議論がありまして、さしあたってはこの賃金不払い事業以外は考えていないということをお答えをします。

災害者の療養期間を見ても、約一年で九七・三％という統計がございますが、ほとんど一年未満で療養ないし休業補償という形で治っていくわ

ん、御承知のように障害補償が一時金あるいは年金の形で支給されるわけでございますが、しかし三年たっても治らないというごく例外的な事例の場合に、従来長期傷病補償給付というものをやっ
てまいったわけですね。そういう長期にわたってな
お治らないという場合に、どういう形で療
養をし補償をしていくのがいいのかというのは基
本的な議論があるところでございまして、できる
ことならば、もう相当かかって治らないわけで
ございまして、安定した年金の形でこれを支給
するというのがやはり望ましいというふうに思
うわけでございます。そこで従来も年金スタイルが
とられておたわけでございますが、いま申し上げ
ましたように、ほとんどもが一年ぐらいで治ると
いうようなことから見ても、できるだけ早く
年金に移行するというのが望ましいわけでは
ないから、一年半という期間はより改善
ではなからうかというふうに私も考えたわけ
でございます。

それから、率直に言いますと、一年半というの
が出てまいりましたのは、いま唐突に出てきた感
じもするではないかという御指摘もございました
が、実は厚生年金の方の改正が同時に進められて
おりまして、厚生年金で今年一年半という制度を
とろうというところでございまして、そこでやはりそ
れとの平仄を合わせるという意味から、それは改
善ではなからうかと私も思ったもので、それから一
年半にしたという経緯がございまして。

なお、後ほど御議論があるかと思いますが、
これに関連して解雇制限の問題が出てまいりま
すけれども、解雇制限の関連は、したがいましてこ
れとは直接の関連がないこととございまして、
従来どおり三年ということをおこなうというこ
とで今回措置をいたしたわけでございまして。

○枝村委員 ちゃんと聞いておきますが、現在の
長期傷病補償給付を受けている状況を知らせてい
ただきたいのです。三年以上六年未満の数、それ
から六年以上最高はどのぐらいのところなのか、
その病状をできるならば若干知らせていただきた
い。

○田中説明員 ことしの三月末の数字でござい
ますが、三年たっても治らないで休業補償を引き続
いて受けているという方が千四百八十六名ありま
す。長い方は五年以上になつておりますが、五
年以上何年の方がおられるか、ちょっと統計的に
把握しておりませんけれども、五年以上の方が百
六十二名という状況でございます。

病気の中心としては、一番多いのが頭頸部外傷
症候群、いわゆるむち打ち症でございますが、その
方が四百六十二名、その次に頸肩腕症候群の方が
二百二十六名、あと外傷性の脳中枢障害、交通事故
その他で頭を打って神経障害を起こしたという方
が百十六名おります。その他、じん肺の方、脊損
の方、一酸化炭素中毒の方、その他でございま
す。

○枝村委員 こういう方々は依然として治療認定
をせずに、解雇されずにおられるわけなんですよ。
○田中説明員 さようでございまして。

○枝村委員 そこで考えられるのが、治療認定を
せずして、一年半という期間のみで傷病補償年金
を支給することが、そういう人々にとどのような不
安とか疑念を抱かしているかということになるわ
けなんです。現在の三年を経た段階で政府が必要
と認めた場合にのみ給付される長期傷病補償給
付、これと労基法の先ほど言われました十九条の
解雇制限の関係を、そういうのは関係はないと言
われておりますけれども、一年半に縮めたという
ことで、治療認定の一層の促進が行われるのでは
ないか、そういうふうにかんがえる。そしてまた、三年
になつたらそういうことから解雇が使用者側、資
本側によって厳格に実施されるのではないのか。法
的にはそのようになっておりませんけれども、そ
ういう心配があるわけなんです。それは三年であ
る方が一年半である方が、厳格に認定する場合に
は一年半縮めたって同じこととありますけれども、
三年を一年半に縮めたということによって促
進が強化され、使用者側がそういうことを厳格に
するのではないかという精神的な圧力をこうい

関係者の間には受けるということとは、これはやは
り否定できないと思うんですね。その点の配慮は
あるのですか、どうですか。

○藤田政府委員 現行の長期傷病補償給付は、療
養の開始後三年を経過しても治らない労働者に対
して、政府が必要と認めるときに行うということ
になっておられるわけでございまして。それに対して、
今回設けられる傷病補償年金は、基本的な考え方
は変更しておりませんで、従来ただ「政府が必要と
認める場合」というところを具体的に明確にして、
療養の程度が一定の状態にある労働者に対しては
療養基準を明らかにして支給するということにした
わけでございまして。傷病年金の受給者となるの
は、傷病が治らないために常態として労働するこ
とができない状態にある労働者に限られるという
ことでございまして、それは従来とも変わらない
わけでございまして。

労災補償のたてまえから言いますと、症状の状
態に応じてその都度適切な治療を施し、それに見
合った補償をするというのがたてまえでございま
して、従来とも、先ほども申し上げましたが、約
九七％の人が一年未満のうちに療養を終わり、休
業補償も終わって、つまり治療していくというの
が現状でありますけれども、その都度、つまり必
要な都度そういうものを判断して適切な補償をし
ていく。したがって、従来長期傷病補償給付とい
う制度がありましたから、それは三年たつても治
らない場合にそれに移行するというところでござい
ますけれども、しかし、移行した後でも、症状が
非常に軽くなつていけば、それは普通の療養、そ
して休業補償というふうな状態に返るといふよう
なことと従来から通達の上でも明らかにしてお
ることでございまして。今度の場合も、したがいま
して同じような状態の者に対してその都度判断を
していく。そしてできるだけ早い機会に、つまり一
年半のところを年金を差し上げるというようにな
るといたしましたわけでありまして、年金を受領さ
れてからのいろいろな変化に対してもその都度
判断をしていくということとございまして、基

本的には考え方は私どもは変えていないというふ
うに思っているわけでございまして。

○枝村委員 そうすると、現在の長期傷病補償給
付への移行の条件と今度の傷病補償年金支給の要
件とは、実質的には異なるということですか。
ね。

○藤田政府委員 従来の長期傷病補償給付に移
行する場合の要件といたしましては、四十一年に通
達を発しております「労働者が療養補償給付
を受けていること。これは当然でございまして。そ
して「三年を経過してもなお治らないこと。」こ
れも当然でございまして、第三の要件として、
「長期傷病補償給付を行なう必要があること。す
なわち、当該傷病がなおならないため労働不能の状
態が、その後長期間にわたって継続すると認めら
れること。」という基準でやってきたわけでござい
ます。その点は、今度私どもが予定しております
療養基準でございまして、これはまあ正式に言え
ば政省令でございまして、今後労災保険審議会
で御議論いただいた上で御納得をいただいて制定
をしてまいりますけれども、いま考えております
この一級から三級までの療養基準を御披露申し上
げますと、一級は、負傷または疾病が治らないで
労働することができず、かつ常時介護を受けるこ
とを必要とする状態、まあこれが一番重いとい
いますか、そういう状態の者を一級とする。それから
二級は、負傷または疾病が治らないで労働するこ
とができず、かつ随時介護を受けることを必要と
する状態、こういう状態であります。三級は、負
傷または疾病が治らないで労働することができな
い状態というところでございまして、現在の長期
傷病補償給付の対象と、その対象の範囲は変わら
ないというふうにも考えておられるわけでござい
ます。

○枝村委員 傷病補償年金の支給の対象となる労
働省令で定める療養等級はいま言われましたとお
り予定されておるのですけれども、しかし、治
癒した者は障害年金を受けるのです。これはあ
たりまえのことなんです。治療しない者で年金受

給対象者は、いま大体のこういうふうにするという構想だけをお話しになった、障害年金に準じた一級から三級までに分けるというのですが、具体的にどのようになるのか。いまの説明だけでは、いまから決めるのですからわかりませんが、けれども、大体分けてやるのですが、しかし、ほかから言うと、これもやはり大ざっぱに決めて、後は運用の問題として取り扱われるようになるのではないかと。そんなことはありませんか。はっきり言えば、労災被災者と当局との間のいろいろ力関係が何か知らぬが、そういうことで決めさせていくという、従来のやり方と言ったら悪いのですけれども、そういうのから脱却できるようにするのか、いままでどおりになるのか。そういう一級から三級の範囲の決め方になるのか、いやそうじゃない、全然もう考慮の余地のないほどびしっと決めるものかという点ですね。この点だけちょっと伺っておきたいと思っています。

○藤縄政府委員 いま問題になっておりますのは、長期傷病補償給付という制度があるにもかかわらず、従来長期傷病補償給付に移行しないので、先ほど御質問がありましたような何人かの者が休業補償給付のままずっと推移しているという点に關してであらうと思うのですけれども、元来、療養補償をし、そしてそのために休業して賃金が得られないということで休業補償をする、これは一番初期の補償の体系でございまして、長期にわたってなかなか治らないという場合には、できるだけ早くやはり安定した年金に移行するということがむしろ望ましいわけではございません。したがって、長期傷病補償給付に移行するというのが望ましいし、今度の場合で言えば傷病補償年金に移行するというのが望ましいわけではございません。そのところが混淆されますと議論が不明確になるということがあるわけではございますが、そういう体系上の考え方に立脚をいたしまして、その間の補償の切りかえといえますか、適用といえますか、それにつきましては、もとより被災労働者の実情というものに十分な配慮を払わなければ

ならぬことは言うまでもございません。しかし、保険者は政府でございまして、やはり全般的に統一的な運営をする必要がありますし、また、いま申し上げたような保険の本来の考え方に立脚して、やはり筋の通った処理をしていかなければならぬというふうに思っていますので、いま御説明しましたような療養基準が将来決められれば、そういうことによつて進めていく。これは現在も、先ほど御説明しましたように通達で明らかになっておることでもございまして。ただ、現在の運営に若干の問題が場所によつてはあることは事実でございまして、けれども、それは制度が改正されようとするといと、運営は厳正に公平に行われるべきものであることは言うまでもないことであらうというふうに思うわけではございません。

○枝村委員 もう少し質問しておきたいのです。労働不能の状態の範囲が拡大されますと、解雇制限との関係で被災労働者の不安が当然生まれてくると思うのです。それから、特に現在休業補償給付を受けて解雇されない人たちが、労働不能の拡大によつて年金に切りかえられ心配を当然してくるのではないかと。それね。その点、いまあなたが本人に納得できるような十分な配慮をしてやるといふようなことを言っておられますから、これはひとつ十分やってもらわなければいけません。とりわけ、むち打ち、頸肩腕症候群ですか、などもあるし、いわゆる神経系統を冒されておる被災者はこの問題で非常に心配をしておられます。これは認定いかんによつてはどうにもなるのですから。その中で特に病状が軽くなっている者は解雇されることを一番心にかけておるようでありまして。ですから、先ほど言いました療養等級等を定めようとする場合、当然審議に諮られていくと思ひますけれども、ひとつその際十分労働者側の意見も聞いていただいて、慎重に決めるように望んでおきたいと思ひます。

その次に、傷病年金の受給者の病状が軽くなって療養等級に該当しなくなったときは休業補償給付へ戻ることになるのかどうか、この点について

お伺いしておきたいと思ひます。

○藤縄政府委員 いまの言われましたことで一つ申し上げておきたいと思ひますが、最後に言われました点は、もちろん、傷病年金を受給されておりましたも、症状が軽くなって療養等級よりもずっと軽い状態だということになれば休業補償に戻ることとは、従来もそういう通達でございまして、その点は同じでございまして。

ただ問題は、症状の重い者、なかなか治らないというふうな場合には、できるだけ年金を支給して手厚い補償をする。しかし、もうすぐ治りそうだとするような者は、従来も、三年たつてもうこれはすぐ治るということであれば、療養し休業をするというところがベターであらうということであるという措置をとつてまいりまして、大体六カ月ぐらゐのめどをつけてそういう運用をやつてまいりました。しかし、それはずっとそういう状態が続くことが望ましいということをやつていくわけではございませんで、むしろ、療養補償、休業補償というスタイルでいく場合にはできるだけ早く治療がなされて復職されるというのが本来のたてまえなんです。休業補償というのは、やはりときどき療養を受けられる、そして療養のためにその間賃金がもらえないから休業補償が出る、こういうことでございまして、できるだけ復職を早くしていただくというのが休業補償の基本的な考え方であるというところをぜひ御理解を願いたいと思ひます。

○枝村委員 法のたてまえとすればこれは戻ることとはあるということですが、しかし、実態としてはいままで余り例はなかったということなんです。しかしあるかもしれないから、その点は法のたてまえで運用していただかねばならぬと思ひます。

それからその次に、長期傷病補償給付にかえて今度は傷病補償年金が設けられるようになったのですが、長期傷病特別支給金が廃止されることになつております。その結果、従来からの長期傷病補償給付を受けていた者の中には、労災保険から

受ける給付の合計額が下がる者が出てくることになりはせぬかということです。それからまた、今後休業補償給付の受給者が傷病補償年金を受けることになった場合には同様の問題が生まれてくると思ひますが、これに対してどういうふうな措置をしていくのか、それをお伺いしておきたいと思ひます。

○藤縄政府委員 長期傷病補償給付あるいは休業補償給付の給付内容というのは、給付基礎日額あるいは給付基礎年額の六〇%ということになつておりまして、これらの給付の受給者が今度の傷病補償年金に移りました場合には、療養等級第一級の者は三百三十三日分、つまり八六%になる。二級の者は二百四十五日分、六七%という給付率になることになつておるわけではございません。したがって、六〇%であった者が六七%から八六%になるわけではございません。ただ、いま御指摘がありましたように、従来休業補償給付あるいは長期傷病補償給付は、この六〇%に加えて二〇%の特別支給金が事実上支給されておりました。したがって八〇%の支給であったということから、八六%の一級の場合はいいけれども、二級、三級については八〇%よりも下がるではないか、こういう御議論であらうかと思ひます。

その点につきましては私も、今度特別支給金をこの制度改正を機会に、これは政省令で行う事項でございまして、いわゆるボーナスというふうなものの一部を特別支給金という形でこれに反映させるというのを考えておるわけではございません。そういう制度がこれに乗つてまいりまして、とかなりそれで埋められるわけではございません。大体平均的には従来よりよくなるかと考えておりますけれども、なお、ボーナスというふうなことになる格差があるわけですから、場合によっては従来より低くなるというふうなこともこれはないわけではございません。そこでそれに対しては当然措置をしな

ければならないというふうに考えておりました、長期傷病補償給付及び長期傷病特別支給金の受給者、つまり現在長期傷病補償給付を受けておられる者、その受給総額が年度の傷病補償年金及びボーナス特別支給金の合計額との間で差ができてしまふ、つまり下がるという場合にはその差額を特別支給金で支給することを考えておりました、それから先ほどお挙げになりましたような、事実上三年を超えて休業補償給付を受けている者があります、そういう者が傷病補償年金を受給することになった場合にはやはりその差額を見ていく、こういうことは当然、この法律の施行を予定しております五十二年の四月一日現在でやらなければならないというふうに考えております。

なお、その先の問題につきましても、理論的に申しますればそういう問題がないわけではない、その辺につきましても、これは特別支給金の今後の問題でございまして、政省令の制定の場合あるいは来年度以降の予算編成の場合、やはりいま申しました法施行時の者に対すると同様な考え方、で何らかの措置をしたいというふうに考えております。

○枝村委員 詳細については多賀谷委員が質問するかもしれませんが、その方におまかせいたします、あつて、あつて時間があるから急ぎますが、傷病補償年金の受給者についてのいわゆる解雇制限はどのように取り扱いますか。

○藤澤政府委員 先ほどお答えしましたように、解雇制限の条項は現在、今度の改正で全然触れておらないわけでありまして、それで、今度の改正法の十九条を見ただけですと、今度の十九条では、「業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後三年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合」つまり一年半で傷病補償年金に移行して、もう一年半たつて三年が来た場合、「又は同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合」、これはずっとそうでない補償、たとえば休業補償

等をやつてきて、ある時点で傷病補償年金になったというふうな場合でございしますが、「には、労働基準法第十九条第一項の規定の適用については、当該使用者は、それぞれ、当該三年を経過した日又は傷病補償年金を受けることとなった日において、同法第八十一条の規定により打切補償を支払ったものとみなす」ということで、後段は従来と同じでございまして、つまり解雇制限という点についてはやはり三年という従来どおりの措置を動かしてあります。

○枝村委員 そうすると、見方によれば、現在の長期療養者にとってはこういう条項があると酷になるんじゃないですか。いままではこの問題についてはずっと延ばしていくことができたんですけども、こういう条項があると、その経過した後には自動的に解雇制限というものがなくなっていくから首を切られていくというのじゃないですか。そういう理屈にはなりませんか。

○藤澤政府委員 従来も三年たつてなお治らないという状態の場合には、政府が必要と認める場合には長期傷病補償給付に移行するのが本来のたてまえでございまして、その場合にはいまの十九条の現在の規定でやはり解雇制限が解かれるわけでございます。しかし、いわば例外的に休業補償という形でくれば、休業補償でございまして、いまの解雇制限の条項が動かないということ、解雇制限がつけられるということになっておつたわけでございますが、その点は今回も、長期傷病補償年金に移行する場合に、非常に症状が重くて治らないというところで療養基準に該当すれば、従来であれば長期傷病補償給付に移つたものが今度は傷病補償年金に移るといふことであります。それから、それによつても治りそうだといいことになれば、それは場合によつては休業補償のまゝいふことも考えられるわけでございます。それが一年半の時点で行われるか三年の時点で行われるかというところで御議論がございまして、先ほど申し上げましたように、それは三年目にやるとか一年半のところでやるというのがたてまえではあ

りませんで、常時そういうことをやつてきて、して必要があれば必要な措置をする。それで、年金というものは本来できるだけ早く支給した方がいいということから、一年半たつてば大部分のものは一般の給付は終わるわけでありまして、そこで今年度年金たる傷病補償年金を支給しようということとでございまして。しかも、長期傷病補償給付に移行した場合の水準と今度の傷病補償年金に移行する場合の状態の水準というものは、従来の通達どおり私どもとしては療養基準をつくりたいと考えておりますので、その点は変わらない、こういうことでございまして。

○枝村委員 最後に一つだけ、そうすると、傷病補償年金の受給者が療養開始後三年を経過したたけ解雇をされた後に、その病状が軽くなって療養等級に該当しなくなったときも休業補償給付へ戻るわけなんですか。

○藤澤政府委員 これは先ほどもお話があったと思いますが、現行の長期傷病補償給付の場合でも、長期傷病補償給付に移行した、したがって解雇制限が解かれたという場合でも、症状が非常に軽くなって、療養給付、休業給付という体系の方が補償の体系としては望ましいということになれば、それはそういうふうに変えるべきものであることは従来の通達でも明らかにしておるわけでありまして、今度の傷病補償年金でもその点は同じでございます。ただ、三年たつて解雇制限が解かれるという、これは労使の関係でございまして、法律上、事業主は解雇をしてはならないという規定の適用がなくなりますから、場合によつては解雇ということが起こるかもしれません。その解雇が行われた後で症状が軽くなってこの療養補償、休業補償ということに戻りまして、それでまたその雇用状態が復活するという、こういうことは理論的に考えられないわけでございます。

○枝村委員 これで終わります。

○熊谷委員長 次に、多賀谷員長君。

〔委員長退席、竹内(黎)委員長代理着席〕

○多賀谷委員 いまの枝村委員の質問に引き続き、今度の長期傷病補償給付から傷病補償年金に切りかわる場合について質問をしてみたいと思ひます。

そこで、実はあなたの方が出されました労災補償保険法の一部改正の法律案の資料に、大事な傷病補償年金支給の基準がないのです。その条件は、提案理由にもありますように、「療養の開始後一年六カ月を経過しても治らない病状の重い長期療養者に対しては、従来の長期傷病補償給付にかえて、引き続き療養補償給付を行うとともに、障害等級第一級から第三級までの障害補償年金の額に準ずる額の傷病補償年金を支給することとしたこととあります。」と書いてあるのです。そこで、あなたの方の通達がないのですから船員保険法を讀んでみました。船員保険法に療養の程度が一級、二級、三級と書いてあります。そこで、そこには、船員保険法は法律事項でありますから、別表の中に入っている。すなわち、たとえば「療養ノ程度」の一級の者は、従来の番号のほかに「一〇」を入れます。傷病が治癒せず身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ」というふうになっておるわけです。これは六十二ページです。そういうことで一級、二級、三級と、こう書いてあるわけです。

そこでまず私も疑問に思ひますのは、もし治癒する、あるいは症状固定をした場合、あるいは五級に該当する者はその対象にならないのか。要するに傷病補償年金の対象にならないのじゃないかという疑問がまず出てきた。ところが、先ほどからお話を聞いてみますと、いや、そうではない、この療養の程度、要するに障害補償年金の場合の等級と傷病補償年金の場合との等級のやり方がどうも違うようだという、先ほどの答弁でまずや問題が解明したと考えられる。ただし、等級による補償の額は、一級、二級、三級で同等ですね。

そこでまず私を聞きたいのは、たとえば神経症

状で「特ニ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ」、これは現在における障害補償年金では五級ですね。五級の者がその一年半のときには労働不能である、こういう場合は一体どういうようにやられるのか。いや、そういう概念とは全然違ふのだ、廢疾の等級とは。これは状態として、常時介護を要するもの、随時介護を要するもの、労働不能のものというだけで分ける、こういうようになるのか、あるいは現在の廢疾基準の中にやはり、各号と同程度の障害を有する、とこういうようになるのか。これがあなたの方からの通達が出ておりませんか疑問になつてくるわけです。ですから、それはあくまで別個のものであるかどうかというのをまずお聞かせ願いたい。

○藤縄政府委員 先ほど申し上げましたが、長期傷病補償給付、年度の改正で傷病補償年金でございますが、これは先生よく御承知のようにほかの制度にはないものでございまして、通常でございまして療養補償、休業補償、それで治れば障害補償、障害年金というものが出ますけれども、長期にわたつて治らない状態に対してどういう給付をするかということ、従来は打切補償であつたものを、それではいけないということで三十五年から労災においてこういう独特の領域を確立してきたと思ひます。その間に、考え方として年金ということにしましたけれども、これは一体障害年金の系統でものを考えるのか、あるいは障害補償の考え方でものを考えるのか、あるいは休業補償の延長線上でものを考えるのかというような点についても、いままでの沿革を見ますといふものも考え方の間を動揺しておつたようなところがあるかと思ひます。結局は、その都度の各障害補償、休業補償とのバランスをとりながらこの長期傷病補償給付の水準というものが決まってきたというのが実情であらうと思ひますのでござい

ます。そこで、従来は通達で一つの基準というものをつくりまして長期傷病補償給付に移行してまいりましたが、いまお尋ねの根幹の問題でございすけれども、これは一言で申し上げますと、障害補償のランキングとは一応関係がないというふうに御理解をいただきたいと思ひます。と言ひますのは、従来も療養補償、休業補償ということではあります。八〇％補償を受けておりました。そして治つて障害補償に移ります場合には、ものによつてはまあ下がるということでは幾らでもあるわけではございません。それはやはり補償の体系が違ふからということであつて、別に觀念をしてゐるわけではございません。今度の傷病補償年金というのは、障害補償給付でもない、さりとて通常の療養補償、休業補償の体系でもない、別な体系でござい

ますから、いままでと同じようなことでこれを処理していきたくと思つております。法律の条文といたしましては十二条の八を改正いたしました。当該負傷又は疾病が治つていない」ということと、それからその「廢疾の程度が省令で定める廢疾等級に該當すること」ということで傷病補償年金を支給するということにいたしてございまして、この等級につきましては、先ほど申し上げましたように、今後関係審議會で十分御討議をいたしたい方として従来は通達と同じようなことで、三つの区分を置きましてやつてまいりたい。障害補償年金の三級がいわば完全労働不能というところでございますから、それとの関連があるといへばありますけれども、しかし具体的に先ほどお挙げになりましたような、それでは五級とはどうだと

か、いろんな問題があります。そこでさつきはつきり申し上げたように、一応觀念としては別にそれは割り切つたということで御理解をいただきたいというふうに思ひます。○多賀谷委員 わかりました。その障害補償年金と傷病補償年金の基準は一応別個である、こういうふうにお話がありましたから、概念としては別個である、こういうふうに理解をしたいと思ひます。ただ、いま申しましたように、船員保険法の方が法律事項でありまして、それが廢疾の程度として同じようなところに入れてあるものですから、しかも「前各号と同程度以上ノ障害ヲ」云々と、こうあるものですか、どうも障害補償年金と関連をして行われるのじゃないかという危惧があつたわけですが、いま局長のお話で、概念は別である。ですから、傷病補償年金の一級はこういうものである。二級はこうだ、三級はこうだといふことを明確に規定をされるものと理解をいたします。そうしてその骨子は、先ほどお話をいたしましたように、常時介護を要するものが一級で、随時介護を要するものが二級で、労働不能といふものは三級だ、こういうふうに理解をしたいと思ひます。○田中説明員 ちょっとその点で補足していただきたいと思ひますが、船員保険法の方では、御指摘のように法律の中に新しい廢疾に見合う規定を入れてゐるわけではございまして、先ほど局長が申し上げましたように、従来は労災の障害等級表と新しい廢疾の等級表とは一応別個に考へておりますが、共通する点といたしましては、障害補償の一級から三級まではいづれ労働不能一〇〇％以上、こういう考え方、具体的な機能障害なり器質障害なりに基づいて規定がなされてあります。新しく予定しております廢疾等級表の方は、具体的な機能、器質の障害は特定いたしませんけれども、労働不能状態といふものをとらえて、その中でランキングを設けるという意味では、労働不能の一〇〇％以上という觀念においては共通してゐるわけでございますので、労災保険法上考へておりま

す廢疾の程度の問題と船員保険法上の規定の仕方の問題と、書き方は違つておるかも知れませんが、れども、考え方においてはまあ共通してゐるというふうにお話したいと思ひます。○多賀谷委員 と申しますのは、いまの長期傷病補償給付は御存じのようにランクがないわけですよ。

〔竹内（黎）委員長代理退席、葉梨委員長代理着席〕
それに今度はランクをつけるということですから幾多の疑問が出るわけです。たとえばここに「廢疾ノ程度」が書いてありますが、その「廢疾ノ程度」で、ある程度固定をすれば五級ぐらいになるのじゃないかといふ者については、現時点、一年半の時点においては労働不能だけれども、しかし将来においては、あるいは症状固定という形になつた場合にはこれは五級ぐらいになるのじゃないかといふ者は非常に不安なんです。これはもう一年半のところでは区別をされて、ですから、現在の長期傷病補償給付をもらつてゐる人は、いわば症状固定をした後、治癒でも、四級以下になる者はここでランクをつけられて、これは長期療養給付から逆に休業補償、療養補償に落とされるのじゃないか、こういう心配がまず理論的に出てくるわけです。ですから、そういう心配があるのかないのか。

○藤縄政府委員 心配があるかないかということではございまして、先ほどお答えしておりましたように、従来もそうでございまして、長期傷病補償給付に移行いたしましたけれども、もうずっとそれでいふことは休業補償、療養補償の水準に変わるといふこともありませんし、それからもとより、症状が固定して治癒すればその時点で治癒になり、障害補償に移るといふことは当然でございまして、したがひまして、いままで通常の療養補償を行い、休業補償といふことで来まして、治りますれば、そして障害が残れば障害補償給付を受けるわけですから、現在の休業補償は、御承知のように六〇％プ

ラス二〇%でございますから、かなり十分な給付が行われておる。今度は治ったところで障害補償ということになれば、いま御指摘のような障害等級表による給付が行われる。それはそれぞれ別体系の補償でございますからある程度それはやむを得ない。それは旧制度であろうと新制度であろうとその点は同じでございます。

○多賀谷委員 あなたのほうの提案理由の説明にわざわざ「障害等級第一級から第三級までの障害補償年金の額に準ずる」というようなことを書いておるから、そこに疑問がまず起こったわけです。そこで給付の関係を聞きますが、そういたしますと、原則的にまず確認をしたいのは、現在の長期傷病補償給付をもらっておる人はとにかくこの際全部傷病補償年金に移るものであるかどうか、まずこれを確認したい。

○藤縄政府委員 現在の長期傷病補償給付をもらっている方は、先ほど言いましたような通達の基準によってそうなっておるわけでございますから、今度傷病補償年金の基準も通達の基準と同じような基準にするわけでございますから、それはそのまま移行するというのが原則でございます。○多賀谷委員 原則を聞いておるのじゃないのですよ。原則はそのとおりです。ですから、認定する場合に、いままでの長期傷病補償給付をもらっておる人は、これは全部傷病補償年金に移るのですかと、こう聞いておる。

○藤縄政府委員 原則はそのとおりなんですがございまして、ただ、先ほど来お答えしておりますように、長期傷病補償給付といえども、その都度、症状というのによつて必要な補償をやつていく。したがって、長期傷病補償給付で来た者が軽くなれば休業補償に移ることもありまして、治癒されれば、そして障害が残つておれば単なる障害補償給付が支給されて治癒として完結するというところもあるわけでございますから、そういう意味では、いま長期傷病補償給付をもらっている者が漏れなくそのまま移行するかという点につきましては、それはいろいろそのときの症状の判断によること

だと思ひますけれども、原則として、同じ基準で長期傷病補償給付に移っている者が、事態に変化がなければ今度の制度の傷病補償年金の対象になるということは当然でございます。

○多賀谷委員 そういたしますと、現在長期傷病補償給付をもらっている人、これは今年度年金に切りかえるときに一回全部認定を改めてするのですか、どうですか。

○藤縄政府委員 その点は一々認定をいたしません。○多賀谷委員 わかりました。傷病補償年金に移るといふことで特に一々認定をしないということですから、まさに特殊な、症状が変わつたという方だけが、これはいままでもそうですが、当然扱いが違ふことになる、こういうふうに考えていいわけですね。

○藤縄政府委員 ですから、対象となるかならないかということについては一々はやりません。いまのような例外はありませんけれども、ただ、今度はランキングが一から三までありますので、そのどれに当てたらいいかというのはいややとてみないといけないということになります。

○多賀谷委員 そうすると、ランキング一級から三級までの該当の者を決めるときにやはり査定が行われる、こういうことになるのですね、事実上。

○藤縄政府委員 査定という言葉が適当かどうか知りませんが、そういうことで区分けしないといふ適正な格づけができないという点では、そういう作業が要るかと思ひます。

○多賀谷委員 では次に、現在休業補償をもらっている療養患者、これはもう一応一年半という時点で認定が行われるわけですか。

○藤縄政府委員 それはその時点で認定が行われますが、先ほどお断りしましたように、一年半で認定するとか三年で認定するといふ固定的な考え方ではなくて、常時症状というのを見て、治癒したか、あるいはそうでなければどういふ補償が適当かということ、私どもとしては当然やら

なければならぬ。ただ、制度的にそこで移行といふことが起こりますから、少なくとも三年のとき、今度の制度であれば一年半のときには少なくともそれはやらなければならぬという意味ではそのとおりでございます。

○多賀谷委員 そこで、先ほどから議論のありました解雇の問題との関連で申し上げます、先ほどは、一年半で大体九七%程度が長期に移るかどうかということがわかるという話でしたけれども、この長期傷病補償給付を三年の時点で認定をしておつて、どうしてそういう九七%という統計が出るのですか。

○藤縄政府委員 先ほど申し上げましたのは、制度が三年で、そこで切りかわるからということと統計ではございまして、被災労働者の療養期間の状況というものをとらえてみたわけでございます。したがって、一カ月未満が幾ら、三カ月未満が幾ら、六カ月未満で治る者が幾らというところでやってみますと、ちょうど一年半という切れが実はこの調査はございせん。一年半未満で治癒をされて労災保険の対象にならなくなったという方が九七・三%、二年になりますと九九・二%という数値になります。一年半がその中間にあると思ひますけれども、そういう特別調査をしましたものの結果でございます。

○多賀谷委員 そうすると、現在長期傷病補償給付を受けている人はどのくらいいるのですか。

○田中説明員 昭和四十九年度末で一万一千七百二十五名でございます。

いいのですけれども、健康保険の方が半年しか見られぬ、こう言う。ですから、厚生年金が三年という線がある、そのプランクを何か埋めようというので一年半というのが出たのですからね。余り科学的な根拠のような話をされますと……とにかく現実には三年で一万一千七百二十五名もいるわけですから。パーセンテージが少ないか多いかといひましても、該当事者が一万人以上おるわけですからね。ですから私は、そういう数字は一年半で固定するんだというふうには病状によっては必ずしも言えないのじゃないか、こういうふうに考えるわけです。

その議論は別にして解雇との関係ですが、なぜ私がさつきつく認定を聞いておつたかといひますと、実問題として三年という時点で長期療養給付になるかどうかというのを認定をするわけですから、ですから、三年も同じ症状が続いて労働不能であつたという場合には、少なくとも一年半で認定するよりもより確実であることは事実です。そこで一年半で認定をした、そしてそれが自動的に一年半延びて三年目に来ると解雇される。要するに解雇制限事項が解除されるということになると、いままでよりもそれは自動的に解雇されていくのじゃないかという不安が残るわけです。というのは、いままでですと三年の時点で審査をして、これは長期療養給付に移るか、あるいは療養しながら休業補償までやるかという、そこでそのときは解雇の時点と関係しますから労働者の方も真剣でありますし、また使用者の方も十分注意をするし、また監督署の方も解雇につながる問題ですからそれは十分認定してくる。ところが、一年半という時点で認定をしておつて、自動的に一年半たてばもう解雇制限事項は解除されるんですよといふことになると、どうも解雇制限事項が弱められるのじゃないかという不安があるわけですね。そこでやはり、三年という時点で解雇という場合には、それは常に監視しておかなければならぬことは事実ですけれども、特に三年目というときには十分診断をする必要があるのじゃない

か、私はこういうふうに思うのです。

と申しますのは、その後三年たつて後に症状が軽くなって職場復帰ができる、しかし解雇されておるからその職場には復帰できないのです。それは社会的には復帰できるけれども、解雇されておるからその職場には復帰することができないわけです。その診断をいつしたかということ、実は療養開始後一年半の時点でしたんだということになるわけですね。ですから私は、症状が一応固定して、そして軽い作業ができるという状態になって、もとの職場には帰れぬ、そのときにはもう解雇されておるという状態がやはり起こるのじゃないか、こういう心配があります。

そこで、三年という時点について、これは行政ですけれども、もう一回認定を十分する、そこで解雇というものが制限をされるかどうかということが問題になる、こういうふうに思うのですけれどもね。そこで私は、もし三年目においてこれは近く治りそうだと思うたら、そのときにおいて療養給付と休業補償に切りかえればいい。そうすると解雇制限事項の解除はなくなるわけですね。私は一つこの点の心配が非常に、盲点が。ですから、私は厚生年金が一年半で障害年金をよこすとか、あるいはその関連において傷病年金に切りかえるということに反対しているのじゃないのです。問題は、その解雇のところを三年目にも一回審査してもらって、これは近く症状が固定して軽い作業ができるというならば、解雇制限事項も残しておいてもらいたい、こう思うのです、どうでしょうか。

○藤澤政府委員 解雇制限とかあるいは特別支給金二〇%とかいう問題があるものですから、いろいろ議論が混同いたしますけれども、本来のたてまえからいえば、非常に労働不能の状態が重篤だという場合には、一日も早く安定した年金を差し上げることが望ましいわけで、休業補償、療養補償ということがなれば、その都度いけば出たり入ったりといひますか、療養していても休業を要しないときには休業補償は支給されな

いわけですから、そういうような状態よりも手厚い年金を支給するということが望ましいわけでございます。その点では三年より一年半といううなことは私はやっぱり改善ではなからうかというふうに思います。それから症状の状態も、先ほど申し上げましたように、一年半という時点では通常の被災者は九九%治つておるというような状態でございますから、やはりその辺でそれほど無理はないというふうに思うわけでございます。

ただ、解雇制限との関連では、いまいろいろおっしゃいましたような懸念といひますか、そういうことが考えられることは事実でございます。先ほど来強調しておりますように、労災補償を行つております場合は、常に症状を見て、適切な、それに見合った補償をするというのが本来のたてまえでございますから、したがって、いま御提案のように、三年目はもとより、常に私もは症状調査といふものを行つて、それに見合った適正な補償といふことをしてまいりたい。ですから、一たん傷病補償年金に移りましたけれども、その後非常に調子がよくて、治療まではいかないけれどもまあ外へ出られるというような形になれば、これは療養補償、休業補償といふことで復帰していただくといふことはもちろん望ましいことであります。そういう実情に合ったような措置がとれるように、私もまた症状調査その他をしつかりやうてまいりたいというふうに思います。

○多賀谷委員 常に症状の観察をやられるのは、それは結構なことなんです。けれども、三年目という一つの解雇制限事項が解除される時期があるわけですから、ここにこの時期には私は十分な診断をしてもらいたい、こう思つておるわけですね。手おくれになることと非常に困るわけですね。私は、早く年金に移ることもそれは賛成なんです。ただ問題は、解雇制限の解除がやっぱり労働者としては非常に心配な点、ですから、その点は従来は三年で診断をしたわけですから、一年半でもちろんおやりになるわけでしょうけれども、三年という時点は特に診断をしていただきたい。そうし

ないと、職場復帰をやがてしようとするような状態になった、しかし残念ながらもとの職場は解雇されておるから帰れないと言ふ。なぜ言ふかといひますと、日本の場合は退職金とか年金とか全部関係してくるわけですね。ですから、おまえ、よくないからもとの職場へ帰してやろうと言われども、給与体系から、それから退職金から支給されておるわけですから、もうそれは中年で入るといふのは惨めな、ましてや障害者ですからね。ですから、私はその点は、ひとつ三年目といふものについては特に自動的に解雇制限が解除されないような処置を行政処置としてやつてもらう方法はないか。これはひとつ大臣から御答弁願ひます。

○長谷川国務大臣 こうして御議論をされている間に、だんだんわれわれの気がつかない実情などもまたわかつてくることでして、今度の労災改正案といふのは勤労者諸君の問題についてやつていくことでございまして。いまおっしゃるやうに一年半といふことで私もその方もやっておりますが、いまお話しのような一年半あるいは三年といふうな点もいろいろ考へてみたい、こう思つております。

○多賀谷委員 ひとつその区切りの時点は特に十分観察し、診察をされることを要望しておきます。そこで、今度は給与との関係ですけれども、八〇%特別支給金を含めてもらつておりました受給者が、今度はこの傷病補償年金に移りますと、一級は確かに八〇%より多いんですが、二級、三級は下がるわけですね。その補てんをどういうようにするのか。それから、従来、三年後においても休業補償をもらつておつた人は厚生年金が支給されてきた。この人は今度は調整をされることになるが、その点はどうか。それから、将来にわたつてその制度は特別支給金によつて補てんをされるものであるかどうか。この点をお伺ひしたい。

○藤澤政府委員 従来、休業補償あるいは長期傷病補償給付が六〇%でございまして、それに特別支給金が二〇%乗つておりましたから実質八〇%。そうすると、今度傷病補償年金が六七から八六でございまして、一級のところは文句なくいいんですけれども、その他は下がるんじゃないか、その差はどうするんだというお話でございまして、先ほど木村先生にお答えしましたように、必ずしも全部二級、三級は下がるとも限らない。今度はポータスを対象とする特別支給金を支給いたしますので、私も試算してみても、それを加えれば大方は三級でも現在のもよりは若干よくなるという試算を持っておりますけれども、しかし、ポータスが全部の事業場にあるわけではありませんので、場合によつてはやはり下がるといふことが起こり得るというところは否定をいたしません。そこでそれにつきましては、先ほどお答えしましたように、この法律を施行します来年度の五十二年四月一日の時点で長期傷病補償給付を受けている、あるいは休業補償を受けている者につきましては、その差額を補てんで下回るようなことのないやうな特別の支給金をぜひ設定したいといふふうに考へております。関係審議会とも御相談をして、そこは補てんをしたいといふふうに思つております。

それから、厚生年金との調整でございますが、これは従来年金についてやつてまいりましたわけでありまして、ただそのやり方について、今度、基本的な考え方を変えさせなければ、少し合理的に調整をしたいと思つております。休業補償給付を三年を超えて非常に長いこと支給をしていらつしやるという方が、非常に例外的ではあります。若干見られる。これは先ほど来御議論がございましたやうないきさつで、長期傷病補償給付までではないけれども、しかしかなり長期にわたつてそういった給付が継続されるというやうな場合には、片方で厚生年金の障害年金等が支給されます場合、従来そういうことを予想もしておりませんでしたので、調整が行われませんでしたけれども、この改

正を機会にそれらも必要な調整を行わせていただきたいというふうに思つて、この改正案を出していただくわけでございます。

それから最後に、一応その補てんはわかつたけれども、将来それが起こつた場合はどうするかという御質問でございますが、これは今後、来年度予算あるいは特別支給金の規定を決めていきま

場合の問題でございます。政府内でも率直に言ひましてそのところはやペンディングで経過いたしてまいりましたけれども、私ども実情もよくわかりますし、それほど多い数でもございせんので、現に支給を受けている者については先ほど申し上げました例に準じた措置をせむというふうな、今後財政当局その他とも折衝してみたい、このように考えております。

○多賀谷委員 大臣、いまの点はよろしいですか。

○長谷川国務大臣 前々から議論が出ておりますから、こういう改正の機会に労働省は前向きな姿勢でそういうふうによつていきます。

○多賀谷委員 では、将来にわたつて下回ることのないようにしたいということですし、大臣も前向きに対処するということですから、その方向で努力をしていただきたい、こういうふうに思います。

そこで、若干従来の懸案でありましたのが改正されております、たとえば、長期傷病給付に移りました脊損やけい肺の患者で、切りかえた時点で一時金をもらつておりましたので四十日分ずつと差し引いておりましたのが、これが解除された、あるいは葬祭料とかその他も支給を受けることになるという点は非常にうれしく思います。確かに前進をしていただいております。

そこで、従来から問題になっております年金のスライド制の問題については、これは従来二〇%であつたのが年金については一〇%、休業補償は依然として二〇%ですが、これはなぜ休業補償が二〇%にされたのか。それから、人事院勧告は、

五%民間給与に變動があつた場合には勧告をするというふうになっておる。厚生年金は物価でありまして、消費者物価に五%變動のあつた場合はスライドになるということでございますが、なぜ一〇%という数字を持つてこられたのか。これはやはり五%にすべきではなかったか、こういうふうに思ふのですが、その点をお聞かせ願ひたい、かように思います。

○藤縄政府委員 休業補償のスライドの手直しは今回しないで、主として年金につきまして、従来二〇%のスライドを一〇%に改善をしたということとでございます。これは端的に言えば、審議会でもその点が御議論になりまして、審議会の答申でも休業補償の点については今後の論議に譲られておるわけでございますが、その背景になつております御議論は、結局スライドというのは、年金というふうな非常に長期にわたる給付がありまして、そして物価、賃金等が變動していく場合にそれに追いつけない。そこである程度の期間を見て、安定的な状態をとらえて、變動があればそれに手直しをしていく、こういう性質のものではなからうかと思ひます。そういう意味ではやはり年金のスライドというのが本来スライドのあり方だろうと思ひます。むしろ休業給付は、先生御承知のように現在基準法の規定によつておるわけですが、休業給付の場合は、療養のために働けない、働けないから賃金がもらえない、その場合にそれを補てんしようというわけですから、できるだけ本人のおりまふ職場の周辺の労働者の状態というものをスライドしていく必要がある。そういう意味では四半期ごとのスライドを考へて、しかもできれば企業ごと、小さい場合には産業ごとということであるだけ細かく実態をとらえまして、そこで見ていくというたてまえをとつておりますことは御承知のとおりであります。そういうふうには細かく労働者の周辺の状態を見ていきますと、余りスライドのパーセントを小刻みにいたしますと、過去に

が非常に激しいときに、場合によつては下がるというふうなこともございまして、短期給付については必ずしもその辺は改善にすぐつなげるというわけでもないのではないかと、なお今後ひとつ慎重に検討をする必要があるのじやなからうかというのが審議会の結論でございまして、それからもう一つ、基準法の規定を援用しておることから、やはり労働基準法自身の問題でもあるということとございまして、労災保険だけで判断できないということもありまして、今回は先に譲つたような次第でございまして、

それから、公務員は五%ではないか、あるいは人事院勧告は五%ではないかというお話がございましたが、これを幾らにするか。二〇%はいかに幅が広いということと改善をするという方向を出したわけですが、御承知のように厚生年金は物価スライドでございます。物価がいいか賃金がいいかというところになれば、事の性格上、労災といふのは被災者の補てん能力の補てんでございまして、やはり賃金によるべきであらうということと考へられます。最近はやや状況は変わつてまいつておりますけれども、少なくとも過去と見ま

すと、物価よりも賃金の上昇幅の方がはるかに大きいので、やはり賃金スライドにした方がベターであるというふうないろいろな判断から、審議会におかれましては今回、物価スライドではないということと、賃金スライドで二〇%を一〇%にした、こういうふうな経過でございまして、

○多賀谷委員 賃金スライドの方がよろしいことは明らかです。ただ、年金スライドについて五%という線までなぜ踏み切れなかったのかという疑問を持つ。われわれとしてはこれは非常に不満であります。将来はやはり五%に前向きで検討してもらいたい、こういうふうに思ひます。

そこで、従来非常に問題になつておりました例の見習い大工ですが、見習いのときにけがをした者は生涯見習いの賃金でスライドするか、これが一番大きな非常にむづかしい問題であります。非常に若い時期、十九歳ぐらいのとき、非常に給

与の低いときにけがをした者は一生低い賃金補償しかもらえないという点が非常に大きな問題だと思ふのです。

そこでまず第一は、日本のほかにそういう意味では年功序列型賃金になつております、あるいはまた若いときは技能が十分熟練をしていないということもありまして非常に低い、それからもう一つは、相当前にけがをされた当時は初任給が平均賃金に比べて非常に低かつた。最近ばかりに初任給も上がつてきた、いまだであるところはその差がつかなくつたかもしれないという問題もあるでしょう。たとえば、あなたの方で試算をした資料によると、三十五年四月、十九歳で罹災をした人で障害等級の三級に該当する者、この人の昭和五十年年度障害補償年金の給付基礎日額は三百八十円。現在はその人は三十四歳になつておる。

そういたしますと、年齢調整があつた場合とない場合とは非常に違つたのです。たとえば年齢調整があつて一年齢調整といふと、三十四歳の人はどうなつていくかといふと、大体三十五年から五十年までの間に賃金スライドが五・六七、それから年齢スライドでいくと二・二ぐらいになる。ですから、五・六七でありまして三級の人で五十二万七千八百七十七円なんです。ところが年齢調整率を掛けると、二・二でありまして百十六万になる、こういうふうに倍以上差うのです。何かこれは工夫はないのですかね。

というのは、公務員共済がいまですうと平均スライドをしてきたのですけれども、ことしは低額者のスライドを多くしてきたのです。たとえば、これは金額をべたに掛けますから率ではいきませんけれども、給与の低い人の場合は、六十五万二千円未満は一・五%にしてあります。それから三百三十二万円以上の人は一・〇%、若干の定額を入れてあります。これは年齢じやないのです、こういうふうには給与の非常に高いところと低いところというので調整をしているのです。ですから、長期療養給付の場合もやはり年齢でいくか金額でいくか、何らかの調整をしてやらない

と非常に不合理が出てくるのじゃないか、ただ一律スライドというのが不正を拡大するという形が出てくるのじゃないか、こういうふうに思うのです。それを一体どうしようにお考えであるか。それから最低補償給付基礎日額をどのくらい引き上げられるつもりであるか。これらを御答弁願いたい、かように思うわけです。

〔葉梨委員長代理退席、戸井田委員長代理着席〕

○藤田政府委員 スライドの場合に、その賃金の年齢的推移を反映させる必要があるのではないかと、これは大変大事なスライド制のポイントでございます。労災保険審議会でも実は非常に活発な議論が行われました。ただ結局、いろいろな議論が出ましたけれども、非常にまだ問題があるというところで将来の問題としてこの際は先に譲られたわけでございますが、どういふ問題があるかというところ、一つは、そもそも年功賃金体系というものが一般的であるかどうか。いま公務員の例を挙げたわけになりましたけれども、公務員はこれはもう大体において間違いのないわけですから、建設業とかあるいは非常に職人的な職種でございますとか運転手さんとか、そういうところまで含めて考えます場合に、年功序列賃金体系が一般的であるかどうかという点、それから、仮に年功的な要素を考慮するとしても、どんな方法で賃金の年功的要素を把握するか、あるいはどの程度までスライドにそれを反映させるか、それから、受給者が非常に高齢になると今度受給額が下がるという場合もあるけれども、それはそれでいいのか。あるいは学歴別、男女別、産業別、職種別で年功要素に与える影響が非常に区々であるという場合、非常に難問がたくさんございまして、問題意識は私どもも持っているわけでございまして、なお慎重に検討を要するということで先にやられたような次第でございます。

○田中説明員 給付基礎日額の最低額につきましては、現在一日千八百円ということで決めてございまして、最低保障額につきましては課長から……。

います。この制度が設けられましたのは昭和四十年の改正以来でございますが、逐次情勢の推移に応じて引き上げてまいりました。現実には引き上げの際の考え方の基準と申しますか、計算の基準としては、やはり同じ労働保険といたしまして失業保険の最低の賃金日額とのバランスを考慮して決まっております。そういう意味で現在では双方とも最低額が千八百円ということでございますが、さらに賃金動向その他の情勢の判断の上で、必要に応じてまた改正してまいりたい、このように考えておるわけであります。

○多賀谷委員 どうも日本の場合には最低賃金というものが非常に低いものですから、もうあらゆる点に行き詰まるわけですね。後からもちよつと質問しますけれどもね。たとえばボーナスといいますが、ボーナスを入れていただくのは非常に結構な面もあるのです。結構なんです。いつでも言っておる日本の雇用形態、それから賃金形態というのが非常にアンバランスになり、賃金市場というのが確立されていらないのですからこういう場合には非常にやりにくいと思うのです。けがをするような職種ですから、普通の最低賃金を持ててきそうして当てはめるといふのはよくないかと思うのです。もう少し労災の最低給付基礎日額を上げてもらいたい、こういうふうに思うのです。これはひとつ大臣、ここらをもっと上げてみたらどうですかね。ただ最低賃金がこれだから千八百円ぐらいというものは、労災の場合どうも軽労働を給する最低賃金の基礎日額を持ってきて最低補償給付基礎日額にしておるといふのはどうかと思うのです。ね。

○長谷川国務大臣 お話のとおり、日本の賃金体系というのはなかなか複雑多岐であります。しかし、いまのようなお話もありまして、それから雇用保険との関係を見まして来年また考えてみよう。雇用保険との関係においていろいろ研究してみます。

○多賀谷委員 雇用保険との関係じゃないと思う

のですよ、これは。けがをするというふうな職種、けがをした実態ということですね。余りにも低いんじゃないか。何か別の要因を入れて最低補償給付基礎日額を決めていただきたい、こういうふうに思うのです。ですから、各地域別のいまの最低賃金制あるいは雇用保険というものは少し労災は観念を変えて最低補償給付基礎日額を定めようというふうに思っています。

そこで次は、一つは、大きな問題ですけれども、労災と厚生年金の調整問題ですね。これは従来から議論のあった問題です。ドイツのように、まず労災が全国的に先行する。ですから、けがをした場合はまず労災は全額払う。そうしていわば日本では厚生年金のようなものが補完的に調整をする。日本の問題は逆ですね。厚生年金が先行するわけですよ。そうして今度は労災の方がさらに補完をする、こういう形になっているのです。この日本のも私はちょっと不思議だと思っております。結局経営者の方はそれによって義務を免れるわけですよ、逆に言う。今度はそうでしょう。まさに今度の場合だってそうですよ。いままでは三年でいつておったのが今度は一年半と、こう言う。そうすると、一年半から厚生年金が出てくるわけですから、厚生年金の障害年金はまるまる払う。それから傷病年金は労災と厚生年金を調整した額を出すということでしょう。ですから、経営者の方から言えば今度は一年半もつかないという方はたまらぬのですよ、逆に。今度は逆に労災の方が一年半にしたために、労災が払うべき性格のもの、今度は厚生年金が払うという形になるのですよ。法律が最初できたときは必ずしもそうではないのです。労災の一時金をやる、たとえば遺族年金は千日分というのは六年ぐらいの生活保障給だったから、厚生年金をストップしたわけですよ。厚生年金が調整になっていたわけですよ。それは不合理じゃないかという問題が起って、今度厚生年金を併給するようになったわけです。併給じゃなく、今度厚生年金は前に出たわけですよ、先行し

たわけです。今度は労災の方が調整になったわけですよ。ですから、年金会計というのは今後ますます窮屈だということに、年金会計はまるまる労災のものも厚生年金を払って、後から労災の方が調整するというのは、日本の今後の年金財政から見ると大変なことなんです。

ですから、公務員の方はちゃんとそういうところをはしかるべくやっております。よ、公務員共済の方は、すなわち、公務員の今度出ました公務員労災補償法ですね、これは公務員による疾病の場合にはまるまる公務員によるものが支払われる。その後共済が給付金額を低くして払っていく。ですから共済の方が調整用になっておるのですよ、公務員の場合はですよ。ところが民間の場合は逆になるのですか。それはどういふことか。逆になるのですか。大体厚生省はこういうふうな形になっておるのか。大体厚生省はこういうのを一体どういふように論議しておるのか、金をない、財政がないと言っておるのか。これをひとつまず厚生省からお伺いしたい。

○坂本説明員 厚生年金と労働者労災補償保険の調整でございますが、先生が御指摘になりましたように、従来は労働者労災補償保険というものが一時金の形をございまして、厚生年金をストップという形をとっておりまして、労働者労災補償保険の方で給付を年金化するときに現在のようないかに改められたわけでございまして、いろいろ議論はあったわけでございまして、やはり同制度の目的あるいは給付の性格というふうなものを考えまして、厚生年金が直接にその生活安定のための所得保障を行った、労働者労災補償保険の方は損失補償という形でそれ以上の給付を払う、こういう点から考えますと、厚生年金が業務上外を問わず社会保障としての基本的な給付をまず行うということ、これは、実際に受給者の立場に立つてみれば、これは非常に効果が大いではないかろうかと、ときには非常に効果が大いではないかろうかと、いうような考え方で現在の制度が成り立っております。先生の問題は確かにございまして、私もその点の問題というのは理解しておるわけでござい

すけれども、現在の制度から考えまして、一応この生活安定のための所得保障部分というのを業務上外を問わずとにかく一律に給付するという形にしておくとが妥当ではなからうか、こういう考え方で現在整理を行っておるわけでございます。ただ、先ほどおっしゃいましたようなこの調整をどうするかというのは、確かに大きな問題でございまして、私どもの方でもいろいろまた検討をしいかなければならない問題であるという意識は持っております。

○多賀谷委員 そうすると――人事院見えておるでしょう。人事院の方はこれはどうなんですか。公務による疾病年金の方は全額くれるわけですよ。それで公務員共済の方は、これは百分の三十とか百分の二十とか百分の十というのによつて停止をされるわけですが、その分だけ、これは一体どうなっておる。だれか答弁を……。

○柳説明員 国家公務員災害補償法に基づきます年金たる給付と国家公務員共済組合法に基づきます年金との間の調整につきましては、過去の恩給の時代からの流れがございまして、いろいろ議論もあつたわけでございますが、特に国家公務員災害補償法の方で遺族補償の相当分が年金化されました昭和四十一年の改正当時には相当検討が行われたようでございますけれども、結果的には、これまでの沿革的な理由というものを考慮いたしまして、恩給の場合を参考に、補償法の方では全額支給、共済の方で上積み分を減額するという現行の規定ができたように承知をいたしておるわけでございます。なお、この関係につきましては、昭和四十一年の同改正の際、附則三十三条におきまして、なお長期的に検討するということな規定もございまして、人事院におかれまして現在なお継続的に調査研究を実施されておられるというように伺つてゐる次第でございます。

○多賀谷委員 これは大臣、政府といひますか、政府の公務の場合は災害補償法による全額支給で、あとは職員も出している年金の方でその上積み分を出す、こうなつておるのです。民間の方

は、経営者から頼まれたと私言いませんけれども、厚生年金の方が、これは労働者の掛金もあるわけですが、全面的に支払う、そしてその上積み分を今度は労災の方で出す、こうなつてゐるんですよ。ですから、これは私は立て方が違ふんじゃないか。同じ日本の法律の制度の中で制度が二つある。全然異なつた制度が行われておるわけですね。こういうところにも私どもは解せない点があるんですよ。これはもういふようにお考えですか、大臣と局長。

○藤縄政府委員 この点につきましては、先ほど厚生省からも答弁がございましたように、従来いろいろな議論がございまして、本来は、労災がまず払つて、そして厚生年金を払うということが一貫してきたわけでございまして、ただ、年金化の場合に、そもそもわが国の社会保障制度の中でこれを解決する場合に、厚生年金が社会保障制度としては根幹であるということ、それが先にわたつてございまして、これは実は大議論があるわけで、率直に申し上げまして私ども厚生省でずいぶんやり合つた結果、現在のような状態に定着しているわけでございまして、そこで、実は労災保険審議会でも、これはこういう際にやはり基本的に論議をしてほしいという要望もございまして、私どもも、今回の措置の場合にはこれは従来どおりしてございまして、これで終わつたというところには考えておりませんし、また現に昭和四十一年の労災保険法の改正のときに、附則の四十五条に「厚生年金保険その他の社会保険の制度との関係を検討して引き続き検討を加えられ」という条項が残つておるわけでございまして、私どもとしてはこれでよし、終止符を打つたといふふうに考えてはいいけない、今後とも十分検討しなければならぬ問題だといふふうに考えております。

○長谷川国務大臣 年金問題で非常に詳しい多賀谷さんの御指摘ですが、いま局長からも話しましたように、何といひますか、年金問題は公正な考え方なければならぬ問題でございまして、私の方は

私の方として審議会等々でこういう議論のあつたこと、またいままで持つてゐる気持ち、それらを反映しながら将来とも研究してまいりたい、こう考えております。

○多賀谷委員 なぜ私が言うかといひますと、今度一年半というところで障害年金が厚生年金から出るわけでしょう。厚生年金はまるまるその分だけ余分な支出になるわけですよ。ところが、労災の方はいままで休業補償をやつておつたわけでしょう。この休業補償が要らなくて、今度は傷病年金になるわけですよ。傷病年金になりますと、その分はまるまる払わなくて、厚生年金の上積み部分だけでいいということになるのですよ。だから、もうすでに今度の処置で厚生年金の方の会計は支出が多くなり、労災の方は免れるのですよ。早くしたような顔をしておるけれども、実際は免れるのですよ。いままでは休業補償を出しておるわけですから、今度は休業補償を年金に切りかえて、その年金の分は上積み部分だけで済みます。何か今度はおなたの方は前進をしたように思ふけれども、会計から言つて逆になるのですよ。それで今度現実に労災の会計はそれだけ得するわけですよ。払つておるのじゃないのですよ。いままで払つておつた休業補償が年金に切りかわることによつて、その調整部分だけ出せばいいということになるのですよ。ですから私は、どうも制度がおかしいんじゃないか、こういうふうに思ふのですよ。大臣、どうですか。

○藤縄政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、それは基本的な論議のあるところでございまして、ですから私どもとしては、先ほどお話ししました前の法律の附則もございまして、今後なお引き続き十分検討しなければならぬ点だといふふうに思つております。

○多賀谷委員 これは厚生省、何しておるのかね。もう少しがねばならないと、金がない金がないと盛んに言つておるのね。(厚生省はがねばつておる)と呼ぶ者あり。厚生省、どういふようにがねばつておるのだ。

次に、これは具体的な問題ですけれども、一つは医師の選択の自由権です。実はもう時間がありませんからごく簡単に申し上げますと、北九州の新日鉄の八幡で労災認定を受けた。受けたけれども、製鉄病院に行かないからといって、就業規則違反じゃないかといふので会社がやかましく言つてきておる。というのは、指定した病院じゃない、こう言つておる。そこでこれは法務局北九州支局の人権擁護委員会に救済の申し立てをしておる。そうしたら、こういうことで指定病院への強制転院は人権侵犯の疑いがある、そういう報告がなされておるわけですよ。労災の方としては一体どういふように考えられておるのかといふのが一つ。

それから、やはり北九州ですが、公害の患者認定を受けておる。それはベンツピレンなんかがつくつておる、そういうベンツピレンなんかがある、職業病のある化学工場です。ところが労災の認定はしないのですよ。公害病の認定はしたわけですよ。ところが公害の方は認定しない。その公害のものは、その職場からいろいろな粉じんやその他が出て、そして公害の患者の認定を受けておるわけですよ。ところが公害の方は認定しないのですよ。これは一体どういふことなのか。これは具体的な問題ですから後からでもよろしいですけれども、わかりましたら御答弁願ひたい。

○藤縄政府委員 労災におきましては、被災者がどういふ医師を選んで療養を受けるかといふことはもとより自由でありまして、私どもとしてはそれをとやかく言うわけではございませんけれども、しかし、業務との因果関係があるものが当然のことながら労災の補償の対象になる。そこで間々、先生御承知のように、医学論争的なボーダーラインについては医師の判断というものが非常に重要なこととなる場合が多いわけでございます。したがつて、私どもは通常、重要なものにつきましては、各専門家のお医者さんにたくさん集まつていただまして、いわば医学界のコンセンサスといふようなものを得ながら共通の認定基準

というものを設けて、それで処理をするというのが通常でございます。したがって、通常の場合は医師の診断書その他で労災認定をしてまいりますけれども、認定基準等から見ましては、はなはだしく判断に問題がある、業務上の関係その他に問題があるということになれば、私どもとしては保険者たる立場から、やはり労災病院その他の専門医の診断を仰ぐということもやむを得ないわけでございます。ただいまお挙げになりました具体的な事例につきましては、いま初めて伺いました、はっきりいたしませんので、後ほど調べて御報告をさせていただきますと思います。

それから、公害認定につきましても、一般論としては確かに問題があるかと思えますけれども、ただ、公害の認定基準と労災の認定基準とは必ずしも一緒のものではないので、その辺も具体的な問題に照らしてみますと、何ともしや上げられませんか、後刻至急調査をさせていただきますというふうに思います。

○多賀谷委員 これは時間がありませんから別の機会に具体的に例を挙げて質問をしたいと思えます。

それから最後に、いつも頼まれ、そして問題になるのですが、例の脊損患者等の付き添いですね。これは社会保障等が全然ないのです。社会保険が全然適用されないのです。患者さんが雇ったことになる。これは何か工夫しないですかね。率直に言うことは日本の雇用形態の悪いところですから。この前も病棟間、病棟から病棟へ行っておったときに車にはねられたという事故があった。これは労災にも何もかからないのです。これは雇用関係にない。こういったものをどういうように扱うか。もちろん厚生年金もない、それから一般の健康保険もないわけでしょう。二十年もその人を看護してある。しかし社会保険はほとんどないという。こういう労災を扱っている場合にまたまた問題ですけれども、ひとつ何らかのことを工夫してもらいたいと思うのです。それは付添婦の家政婦協会が雇用するようにする

のか、何らかの処置をとらないと、とにかく事業主です。付き添いさんは。ですから、患者の仕事をしてもらった場合に、途中で車に飛ばされたなどというのでも、何も労災の恩恵を受けぬ。これもきょうは答弁は結構ですから、ひとつぜひ検討してもらいたい、こういうふうに思います。どうでしょうか。

○藤縄政府委員 先般も車いすの方々がお見えになりました。いろいろな陳情を受けて、その中には先ほどのような四十日の減額でございます。そのほか、いろいろな陳情がありました。今度の改正でその陳情された部分が相当実現をしていると私も自負いたしておりますが、その中で私も胸を打たれ、なおどうもいい工夫がないと思つて頭を痛くしている問題は実は御指摘になった問題でございます。何とかしなければならぬ。しかし、現行法の下ではどうにもならないという問題でございます。実情はよく伺つて承知をいたしておりますので、今後ひとつ詰めて研究をさせていただきますかと思ひます。

○多賀谷委員 終わります。

○戸井田委員 代理 此の際、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時休憩

午後一時三十分開議

○熊谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。村山富市君。○村山(富)委員 先ほど来、労災改正案につきましてはいろいろ御審議がございましたので、私はむしろ、いまの労災法あるいは労働安全衛生法あるいはじん肺法等が現実に適用されている部分で若干の問題がありますから、そういう問題を、二つの事例を挙げて御質問申し上げたいと思います。一つは、これは最近の新聞で報道されて大分明

らかになっているわけですが、大分県の佐伯市と、南海部郡というところがありますが、この地域一帯に異常にじん肺患者が発生している。こういう事実が明らかになつてまいりました。私が調査したところによりますと、大分現在把握されている数は千三百六十人ぐらいである。これはどうして把握したかと申しますと、保健所が結核検診をやりますけれども、その結核検診で明らかになった者、あるいは入院して治療を受けておつて、そして病院からカルテをもらつてきたという

ような者を合わせて大体千三百六十名。ですから、この保健所の結核検診にかからなかった者、検診を受けなかった者が相当数あるわけですから、いろいろなお話を聞いてみますと、大体三千人近くじん肺患者があるのではないかと、このように言われているわけです。これは実際には把握されておられませんから明らかになつておらぬわけでありまして、現在入院して治療している者が百三十人ぐらゐる。この中で管理区分管理四のものが大体四百四十一名ぐらゐる。五十年に

じん肺で死亡した数は大体二十二名ぐらゐる。こういう実態を見てみますと、明らかになつて治療を受けている者はいふのですけれども、そうでなくていまだにまだ出かせぎに行つて同じような職場で働いている患者もおられるわけですから、したがつて、こういう実態を見た場合に、これは恐らくもう労働省の方も調査をされていると思ひますけれども、労働省の方で調査をしてつかんでいる実態があれば明らかにしたいというふうに思ひます。

○長谷川国務大臣 数字とかいろいろなことは局長から答弁させますけれども、大分県の南部の佐伯市あるいはいまおっしゃつた南海部郡ですか、そういうところ、トンネル工事に従事している諸君で、長年にわたつて働いている労働者諸君の中にじん肺患者が多数いるという御指摘が前にもたしかあったように聞きますので、直ちに私の方では現地大分労働基準局長に対して、関係行政機関とも十分連絡をとりながら実態を把握するよう

に実は指示したところであります。役所といたしましては、従来からも本件に関する多数のじん肺患者についてすでに補償なども行つてきておりますけれども、その他の者についても、就業状況、あるいは健康診断実施の有無あるいはその結果などの実態が明らかに次第に必要に応じて適切な措置を講じたい、こう思つておりますが、労災補償の必要あるものがあれば直ちに補償を迅速に行うような気持ちで対処してまいりたい、こう思つておるところであります。

○藤縄政府委員 五十年の三月に地区の学会で、この佐伯保健所の三浦先生という方がこの問題について発表をされたわけでございます。私も、もつと直ちにそれに応じて現地で聞き取り等をやらしていただくわけですが、大体の概要は先ほど先生がお挙げになつたようなことでございます。三浦さんの方で千三百六十名のレントゲン写真を持つておられるそうでございまして、そのうち四百四十一名がじん肺結核ではないかというのを言つていらつしやるわけですが、私どもの方では、管理区分四の三百五十名については、すでにそれぞれの地区で申請をして、労災補償を受けているというふうに把握をいたしております。

問題は、この被災者の方は出かせぎの方が多くございまして、それぞれの地区で特にトンネル工事なんかに従事していらつしやるわけですから、通常はその事業場で被災されて労災申請をすること、現にそれだけの被災者が労災手続をとつておるのでございまして、漏れがあるか、これだけの問題になつております。漏れがあるかもしれませんので、私どもとしては重ねて実態の把握に努めてまいりたいということで、先ほど大臣からお答えいたしましたような現地に指示を行つていくところでございまして、十分現状を把握したいと思つております。

○村山(富)委員 いま御答弁がございましたように、私は、まず実態を把握することが大事だと思ひます。先ほどちょっと触れましたけれども、現実に本人は幾らか自分でも悪いと知つてお

るわけですよ。知っているけれども方法がないものですから、しかも生活がかかっているものから、同じような職場に出かせぎに行っている、こういう実態がありますから、そういう実態をどういうふうに把握するのかという把握の仕方ですね。これは県の方でも大変問題にいたしまして、県でも住民の健康診断をやろうとかいうふうな方向を決めていますから、私は、この際労働省も県と協力をして、そういう全住民の健康診断なりあるいは検診をしてみる必要があるのではないかと

思う。同時に、これは相当以前から、恐らくじん肺法ができる以前からあったのじゃないかと思うのです。大体あの地区は伝統的に、背景がすぐ山ですから、たんばも少ないし、それから沿岸漁業が不振で、出かせぎに行かなければ生活ができぬという実態ですから、先輩から後輩にずっと引き継いで世話をして働きのままにいます。ですから、言うなれば隧道工事が多い。しかもその隧道も余り大きな隧道でなくて、水路みたいな小さな隧道工事が多い、やっている作業は掘進作業が多い、こういう事実も大体明らかになっているわけですよ。しかも、この作業場で働いている労働者の雇用関係を見てみますと、大体大手の企業が請けて、孫請あたりからあつせんをもらって雇われるという実態になっていると思うのですが、まず実態をどうして把握していくかということが一番大事です。それから、その実態を把握していく上に、いま申しましたように県の方もそういう段取りをいたしておられますから、県と協力してやるとか、あるいはそういう工事やっている作業現場あたりを徹底して調べるとか、そういうふうなことでやる以外にないのではないかと、思うのですけれども、実態調査をやる上において、やり方ですね、それはどう

いうふうな考えていますか。
○藤縄政府委員 いまおっしゃいましたように、トンネル工事を主としてやってこられた方であり、しかも就業場所が必ずしも地元ではないわけでございます。ただ幸いなことに、この三浦先生

は非常に御熱心で、それだけの人を調査して一応把握していらっしゃるから、とりあえずは、県の保健所でございまして、県とよく協力をいたしまして、それらをつつと当たてていきたいと思ひます。

問題は職歴でございます。労災保険ということになれば、当然のことながら職歴が把握されて、そしてどこで働いてどういう作業に従事していたかというところでございまして、実は住民の中には職歴が必ずしもはっきりしない方もいらっしゃるというところで、なかなか調査は、今後問題がある人もあるのではないかと、必ずしも全員がはっきりしない状態があるのではないかと、そういうことで心配しておりますけれども、できるだけそれをつかまえて、そして最終職歴がわかれば、そこからまた関係の全国の基準局、監督署に照会をして、なるだけ最終就業事業場を把握をするということはある程度粘り強くやっていく必要があると思ひます。

労働省で独自の健診といいますが、そういうことをやるかどうかについては、もう少し実態を掌握しませんが、何となく申し上げられませんが、一応は健康診断の義務は各事業場にあるわけですから、そういうたてまえで進みたいと思ひますが、なお今後の現状把握のいかんによつては、私どもは次の手段を考えなければならぬと思ひます。

○村山(富)委員 さつき言いましたように、県の方も全住民の健康診断をやる、こう言っているわけですね。だけれども、それはあくまでも県がやる健康診断なんです。いま局長からお話が出ましたように、仮に労災認定をするのであれば職歴が必要になります。そういう職歴の調査なんというものは県がやるわけではありませんか。したがって、県がやるのなら監督署の立場で一緒にやらないか、そうすれば早くわかるし、つかみいいのではないかと、そういうことを私は申し上げたわけなんです。

れども、粉じん現場で働いておったという最終職場の証明が何かなければなかなか申請手続ができない、こういうことになっておりますけれども、私もさつきちょっと触れましたけれども、相当以前からやっていると、そこらはなかなかつかみにくい点があるのではないかと、思うのです。したがって、そういう点はさらに粘り強く探求していくことももちろん必要でござい

ますけれども、いまの労災申請の手続からしますと大変困難な条件がたくさん出てくるのではないかと、思われます。そういう点はひとつ特殊な事例として、もっと申請手続の方法を簡素化するなり、何かそんなことも必要ではないかと、私はむしろ地元の監督署の中に、この際です窓口にでも設けて、そして親切な指導、相談に応じますというぐらゐの姿勢を示せば、いろいろまた事例が明らかになるのではないかと、思ひます。それから、そういう考えがあるかどうか聞きたいと思ひます。

○藤縄政府委員 現在の労災補償の請求手続から申しますと、これは省令で決まっておりますが、一応事業場を管轄する署の方で取り扱う、こういうたてまえになっておりますものから、いまお話がありましたような出かせぎ労働者についてはやはり多少問題があるわけでございます。従来からそれでもそれぞれの事業場で手続をとって、先ほど申し上げましたようなかなりの数の方が労災補償を受けておられますけれども、もう帰ってき

てしまった、そこで事業場といつても、私どもが調べましたところ、たとえば兵庫縣なんか多いのですが、新潟縣というような例もあつて、なかなか連絡がとりにくいというところも想像がつきます。そこで私どもとしては、全国に基準局、監督署がございまして、できるだけそういう組織を通じてそういう把握に努めたいと思ひます。いま御提案がありましたようなことも、私どもも労働基準監督機関の仕事の許す範囲でどの程度やれますか、できるだけ前向きに検討させていただきますと思ひます。

窓口を設けて、そして親切に相談に応じてやるというぐらゐの構えをしてもらいたいと思ひます。

そこで次に、こういう悩みがあるのです。たとえば申請手続をしますと、そして労災認定を受けるまでに大概の場合は少なくとも半年以上かかるわけですよ。ある人なんかは申請手続をして認定されるまでに三年かかった、そして認定がおりる一年前に本人は亡くなった、こういう事例もあるのです。これは佐伯の場合、いま言っている地域の場合ですよ。したがって、私は、これはやはり認定の手続にも若干問題があるのじゃないかと思ひます。認定申請しますと、そして認定がおりるまで仮に半年かかるとします。一年かかる場合もある。その半年、一年の間、仕事ができないうわけですから、生活に困る、こういう事例があるので、その点は何かひとつ検討の余地はないで

か。
○藤縄政府委員 労災補償はできるだけ迅速に支給することが必要であることは申すまでもないわけでありまして、ただ、事例によつては、大変むずかしい疾病の場合にいろいろ審査等に時間がかかるというところがございますが、じん肺の場合も、先生御承知のように、管理区分四について療養するということもたてまえでございまして、その管理区分を見つめるためには、最小限レントゲンのフィルムも要るわけでございます。そういうものを読み取ったりいろいろなことで若干の時間がかかることは、これはやむを得ないと思ひますが、できるだけ早くするというところは、そのとおりだと思ひます。いま、申請をして相当期間が

かかって、その間仕事ができないというお話でございまして、私も、申請は申請でございまして、仕事は仕事だといふに思ひますけれども、なお具休例についてわれわれの方で措置すべきものがあれば、これは十分検討させていただきますと思ひます。

○村山(富)委員 その認定に關係して若干お尋ね

したいのですけれども、中央労働保険審査会が審査に当たりますね。その場合に公開審査をした以降、新しい資料が出たとかあるいは新しい状況が見出されたとかいう場合に、参与制度がありますが、公開審査が終わった後は参与というのは全然関係ないわけでしょう、いまの仕組みから言いますと。そうしますと、これは審理の公平を期するという意味からも、私はやはりいまのような審査会のあり方は若干問題ではないか。これはもともと三者構成みたいなもので審査をするわけですから、したがって、参与制度なんというものはこの際やめて、そうして審査委員制度に切りかえて、そうして最後まで審査に公平が期されるような仕組みに変えていく必要があるのではないかとこのように思いますが、その点はどうでしょう。

○藤縄政府委員 労災の支給決定は、それぞれの監督署長が諸般の事情を考慮して、認定基準に照らしてこれを決定するというのが普通のやり方でございます。それに不服がある場合は、いまの審査制度でいきますと二審制になっておりまして、一番は、労働保険審査官というのが各基準局にございまして、そこに出てまいりまして、さらにその決定に不服がある場合には、中央にございまして労働保険審査会に再審査の請求が出る、こういうことになっております。その際、審査でございますので、これはいわば第三者の判定的機能というところで、審査官あるいは審査会とも、いわゆる公益委員といいますが、審査官は公務員でございますが、審査会の場合もいわゆる第三者委員で構成されているというのが現状でございます。しかしながら、御説のように労使の実態に触れる必要がありまして、またそういう意見を十分尊重しなければいけませんので、参与制度というのがとられているわけでございます。

そこで私もしましては、審査の公正を期するためには今後ともこの参与の御活躍に期待を申し上げるわけでございますが、いまお話しになりました、その審査の公開ということと参与ということについては、私は、直接関係はない、別なこ

とだと思えます。しかしまあ、一応その審査手続が進んでまいりますので、事実の認定に必要なものはどの段階までにする、それから先はその理論的な検討に入って裁定をするというのが通常の手続でございます。それから、ある段階以降、それはもう今度は理論的な検討に入ろうというようになると思いますが、しかし、場合によりましては、非常に重大な、また新しい事実が発生したとかいうようなときには、それはまたそれを参考にするべきこともこれは当然であると思えます。事は、特に審査会の段階での審査手続だと思いますので、私も、これは一応独立の機関にもなっておりますから、よく御趣旨を伝えまして、公正な審査が行われますように今後とも努力をしたいというふうに思っています。

○村山(高)委員 ちょっと私の質問が舌足らずだったと思うのですけれども、この審査会にかかるというのは不服の申請があった場合だけかかるわけですか。ですから問題があるものだけかかるわけですか。その場合その審査会で審査をする。その前段の分については参与の意見を述べたり聞いたりすることがあります。しかし、それ以降の分については、参与というのは全然関係がないということになるのか、それではやはり公正を期せられぬのではないか。これは最近の最高裁あたりの判例を見ましても、単に自然科学的な結論だけでもって認定するとかしないとかいうことをするのではなくて、やはりその状況とかそういう諸般の情勢を類推しながら、だれが考えたってこれはそうじゃないかと思うようなものについては適用すべきだ、こういう判例も出ておりますから、そういう意味からしますと、やはり経営者なら経営者の意見、あるいは労働側の意見というものが公平に開陳されて、十分審査がなされていくというふうな仕組みのものと最終まで決めていく必要があるのではないか。だから、そういう意味からしますと、いまの参与制度というのは、これは何といえますか、悪く言えばまあ隠れみのにつくったようなものだというふうに言わ

れぬこともないわけですから、参与制度なんというものはやめて、そしてあくまでも三者構成で審査会をやっていく、こういうたてまえにすべきではないかというふうに思うのですが、どうです。

○藤縄政府委員 労働保険審査官あるいは審査会の組織は、御承知のように法律で決まっております。いま先生がお述べになりました点は、いわば一種の立法論にもかかわる問題だろと思えます。三者構成でなくて、いわば公益委員だけで構成しておるといふのは、先ほど申し上げましたように、裁決というものは一種の判定的な機能である。労働委員会の例で言えば不当労働行為みたいなものであります。労働争議の調整は労使公益三者でやりますけれども、不当労働行為事件は第三者委員だけでやるということはお承知のとおりであります。言ってみればそういうような性格を持つておるといふことで現在の体制がとられておるわけでございます。しかしながら、それだけではもちろんいけませんから、参与制度ということと労使の意見が反映されるということとでございます。ただいま最高裁のお話も出ましたけれども、十分労使、あるいは労使のみならずいろんな方々、学者その他の意見を反映するということが、これは大事なことでございまして、審査会の審理の手続等について検討を要するものがあれば、これは審査会にもよく連絡をいたしまして検討をお願いしたいと思えますけれども、いまの審査会の組織を三者構成にしてはどうかという御提案については、ちょっと私もとしては問題があるのじゃないかというふうに思っています。

○村山(高)委員 そういう意見もあるし、問題もありませんから、要するにこの機構の運営が公平に迅速になされればいいわけですから、そういう面から問題があれば十分検討をしてみたいというふうに思っています。

これはずっと以前から、冒頭から申し上げておりますように単に労災の認定を受けるというだけの問題ではなくて、やはり生活にもかかっているし、現に、これは先ほども触れましたけれども、

悪いと承知しながらやはり生活のために行っておる者もあるわけですから、したがって、県なりそれから職安なり、そういうものともやはり連携をとりながら、適当な職場に転換させてやるとかいうような指導も含めて私はやってもいいと思っております。これは単に労災を認定すればそれで救われるというだけのものではありません。したがって、まあ管理二ぐらいの者であっても、あるいは三の者もあるかもしれない、そういう者も、やはりやむにやまらず同じ粉じん職場に働いておるといふような事例もあるわけですから、そういう場合にはやはり適当な職場の転換を図ってやるとかいうような指導も、職安等と連携をとりながらあわせてやってもらう必要があるというように思いますが、その点はどうですか。

○藤縄政府委員 じん肺患者に代表的に見られますような重篤な職業性疾患の被災者につきましては、単に労災給付をすればいいというものではありません。そのために、午前中も御議論ありましたけれども、労働福祉事業というところで、私どもは労災病院その他の施設を持っておりますし、特にリハビリテーション、いま申されました社会復帰というふうなものについては今後もお力を入れていかなければならぬ点だと思えます。じん肺法におきましても、じん肺患者につきましては管理区分等を決めて健康管理をする、それから必要なものは補償するということのほかに、職場の転換とかあるいは必要な職業訓練というようなことまで規定されておるわけでありまして、ただ問題は、実効がどれだけ上がっているかという点であると思えます。いま御指摘の点もございまして、私も、私どもはさらに関係機関とも十分連絡をとって、実効の上がるような運営に努力をしたいというふうに思っています。

○村山(高)委員 私がいま申し上げましたことは積極的に取り組んでいただくようお願いしておるのですが、どうしてそういうじん肺患者がいままでこういうふうで野放しにされてきたかという原因をいろいろ探ってみますと、やはり一番

大もとは、その作業場に働く前に健康診断が十分に行われなかったというところに一番問題があると思うのです。これは固定した職場の場合にはもう大分進んでいますから比較的徹底しなくても、半年ごとに職場を変わっていく、新編に行ったり富山に行ったり、あるいは京都に行ったり何かするようになつてくると職場を転換していきま

はなかなか徹底ができませんから、したがって、そういう職場のじん肺法の適用、施行について徹底した指導が必要ではないか、こういうところに抜かりがあるからやはりこういう問題が起こるのではないかと、うふうに思われますから、そういう点についての指導方を徹底してやってもいいというところが一つです。

○中西政府委員 じん肺法におきましては、先生御承知のように、使用者は、常時粉じん作業に従事する労働者について、新たに就業する際、それから定期的に健康診断を行うことが義務づけられております。これらの規定を遵守させることによりまして一般的には健康診断は徹底し得るわけでございますが、御指摘のように、建設業のように雇用期間が短期であるという場合にはやはり問題がありまして、就業時の健康診断というものは特に注意をし、徹底を図らなければならぬと私も考えているわけでございます。そこで、最近におきまして、隧道工事、建設工事等を中心として、建設業におけるこのじん肺健康診断の徹底について通達をいたしております。また、災害防止計画における建設業の重点対策といたしましてじん肺健康診断を挙げております。今後ともこのじん肺健康診断の徹底につきましては努力をいたしてまいりたい、かように考えております。

それからもう一つは、比較的健康診断もやれないというような実態の中です。したがって就労する場合も予防対策というものをやはり手抜きがあるのではないかと。たとえばいま、マスクを使つてやらせるとか、そういう点の手抜きがあれば、やはり患者は生まれてくるわけですから、したがって、前段の健康診断をやるというところが一つ。それから、作業に従事する場合の予防措置を十分講じさせるという点もやはり問題があったのではないかと、うふうに思います。その点はどうなんでしょうか。

○村山(富)委員 じん肺法に、就労する際あるいは定期健康診断の規定があることは十分知っていますけれども、しかし、実際に行われてない職場がたくさんあるのではないかと。だから、その徹底方をどういうふうに行うのかというのが私は問題だと思つてます。さつきも言いましたように、固定している職場なんかは比較的やりやすいのですけれども、移動する職場なんというものは

○中西政府委員 その点は御指摘のとおりでございます。いまして、いづれにしても、建設業におきましてはこのじん肺の予防並びに健康管理につきましては重点として行っているわけでございますが、特に予防につきましては、御指摘のこのマスクの使用については監督指導等に当たって特に重点的にチェックをすることにはいたしているわけでございます。しかし、そうは言ひましても、監督の結果から見ましても必ずしも十分ではございませんので、今後さらにその徹底に努めてまいりたいと思ひます。

○倉橋説明員 本件捜査前、昨年の九月におきまして長野局及び大町監督署が昭電大町工場に對して合同監督をいたしたわけでございますが、その際、じん肺健康診断におきまして有所見者があつたことが把握されております。具体的氏名、また健康診断の内容につきましてはそのときには明確ではございませんが、数名の者について所見があり、その後の精密検査が行われていなかったという事実が判明いたしております。したがいましう事に、必要があらばじん肺健康診断を実施するように、必要があらばじん肺健康診断実施の決定申請をするようにという勧告をいたしております。

○村山(富)委員 ということだけでなく、私も調査した範囲ではこういう経過になっているわけですね。これは会社側にも会つて、会社側からも説明を聞いたのですから間違いないと思うのですが、五十年の十月に実施した健康診断の結果、千二百八十四名中、疑わしい者八十二名があつた。したがって、その八十二名を選び出して、そして労働科学研究所の佐野医師に見方を教えてもらった。ところが、その佐野医師の判断では、八十二名のうち九名の有所見者があつたことが明らかになった。この事実から組合の方は疑念を持つたわけですよ。じん肺患者なんというものはそうすぐに生まれるものではない、だから相当以前からやはりあつたのではないかと、ういう疑念を持って、そして会社の方を追及して、いまだ検査をしたフィルムを全部出さないと言つて全部出させたわけですよ。そして労働科学研究所の佐野医師に読影してもらつたところが、千二百八十四名中——これは五十年に実施した健康診断の結果ですよ。千二百八十四名中九百九十三名の有所見者があつた。一型が七百二十三名、二型が二百六十六名、三型が四名、こういうことが明らかになったわけですよ。そこで組合の方は、五十年のフィルムだけでなく、それ以前のフィルムも全部出さない、こう言つて会社側を追及して調査をしましたところが、四十八年に行つたじん肺健康診断では、会社は監督署に千九百九十三名全員異常なし、こういう報告をしている。ところが実際に調査をしてみますと、千九百九十三名というのはいふまでも、八百十二名しかやられていない。黒鉛工場と電機加工工場が除外されておる、こういう事実が明らかになつたわけですよ。また、ずっとその以前をさかのぼつて調べてみましたところが、三十五年に一型が二十六人、二型が八人、計三十四名の有所見者があつた。四十三年までに百五十人ぐらゐの疑わしい患者があつたということも明らかになつてゐるわけですよ。こういう実態は労働省はつかんでいないのですか。

○村山(富)委員 時間もございせんからこれで切りますけれども、要するに、実態把握を早くやつてもらいたいということが一つ、それから、その実態把握に基づいて、そういう患者に対しては労働認定の手続なりあるいは粉じん職場の最終職場の究明なり、そういう問題等々ありますから、出先の監督署で親切に指導をやつてもらいたい、相談に応じてもらいたいということが一つと、同時にまた、転職等についても十分の配慮をしてもらいたいということを特に要望をしておきたいと思ひます。

○倉橋説明員 先生御指摘のように、昭電大町工場におきまして監督機関で捜査をしたわけでございます。これによりまして判明したといひますか、被疑事実といひましては、じん肺法におきまして所定の健診がなされていなかったという、じん肺法八条の違反が発見されたわけでございす。第二点といたしましては、過去の健診結果におきまして適切な報告がなされていなかった、じん肺法第四十五条の違反があつたわけでございす。それから第三点といたしましては、捜査当日までに専任の産業医を配置してなかったという事実があるわけでございす。

○村山(富)委員 会社がじん肺法にどういう違反をしておつたかということだけでなく、実際にじん肺患者がどういふ扱いをされ、どういふ実態に置かれておつたのかということはわかりませんか。

○倉橋説明員 以上この点の捜査の結果判明いたしました。○村山(富)委員 会社がいふところでは、五十年の調査をしたところが、四十八年に行つたじん肺健康診断では、会社は監督署に千九百九十三名全員異常なし、こういう報告をしている。ところが実際に調査をしてみますと、千九百九十三名というのはいふまでも、八百十二名しかやられていない。黒鉛工場と電機加工工場が除外されておる、こういう事実が明らかになつたわけですよ。また、ずっとその以前をさかのぼつて調べてみましたところが、三十五年に一型が二十六人、二型が八人、計三十四名の有所見者があつた。四十三年までに百五十人ぐらゐの疑わしい患者があつたということも明らかになつてゐるわけですよ。こういう実態は労働省はつかんでいないのですか。

○倉橋説明員 いま先生が御指摘のような事実と
いますか、情報につきましてはつかんでおりま
す。ただ、フィルム等につきましては具体的な症
状、そういうものの判定はまだ正確にいたして
おりませんが、事実関係がそのようだというこ
とにつきましては、会社及び労働者の方から聴取を
いたしておりますし、関係医師からの報告も受けて
おります。

○村山(富)委員 私は、やはりそういう実態を正
確につかんで、そして会社に非があれば改めさ
せるところまでいかなければならぬと思ひ
ますから、あえて申し上げたのです。会社の方
は、これは労使関係で組合の方からいろいろ問
題を提起され、追及されていますから、したがっ
て私はこれ以上申し上げませんけれども、きわめ
て悪質な行為だと思ふのです。あつたものを隠し
て、ないという報告をして澄ましていたのですか
ら、これはもう人命に関する問題ですから許され
ない問題だと思ふのです。その点はやはり厳し
く追及する必要があると思ふのです。

同時に、私は、監督署の行政なりあるいは監督
署長なんかのいろいろな話を聞いてみましたが、
労働省の姿勢にも問題があるのではないかと
ことをこの事件を通じて感ずるわけです。どうい
う点で問題があるかといひますと、さつき課長か
らも答弁がありましたように、監督署は五十年九
月に局と合同で直接監督を実施したわけですよ。
そのときに初めて会社からじん肺患者が出るし
いということを知りましたというものが監督
署長の説明なんです。ところが、実際は大町工
場の中で作業をしている下請関係の事業場から、
四十五年に一人、四十六年に七人、四十八年に九
人、これは若干のダブりもありまされども、こ
ういう方々のじん肺の管理区分の決定申請が出
ているわけですよ。大町工場の中で働いている下請
の事業場からいま申し上げましたような管理区分
の決定申請が出ているのです。この決定申請が
出れば、ああ、これはじん肺患者が出ていんだ
なということではだれでもわかるわけでしょう。四

十五年から出ているのです。それが、五十年九
月に局と合同で監督に行つて、そして、おるらし
いということを知り初めて知りましたというよ
うなことが通りますか。この点はどうか。

○藤縄政府委員 こういった事件に関連いたしま
して、厳重な措置をとらなければならぬという
点では全くそのとおりでございまして、先ほど御
報告をいたしましたような捜査を行ひました結果、じ
ん肺八条、四十四条、安全衛生法十三条違反と
いうことが明確になりましたので、四月九日に大
町区検に事件を送致いたしましたわけでございま
す。こういう事件については厳しい態度で臨んでお
ります。

それから、以前に下請等でじん肺患者が発生し
ておることを監督署が承知してはいるが、五十年
九月に入るまでわからなかったという点は怠慢で
はないかという趣旨のお話でございまして、そうい
うが、この点は私も率直に言ひまして、そういう
御批判を受けてもある程度やむを得ないというこ
とを反省いたしております。ただ問題は、従来監督
機関の能力にも限界がございまして、どちらか
といへば私も、中小企業あるいは下請、社外工
というような、問題の多いであろうような点に重
点的に監督をするというたてまえをとつてまいり
まして、したがって、一流の大企業というよう
なところでは、特に安全衛生の場合には、先生御承知
のようにならなれておりました。労働組合からも
半数が参加するということが法定上義務づけられ
ておるようなことでございまして、当工場におき
まして、後に調べましても非常にきちんと毎月
毎月衛生委員会も開かれてきておる経過がござい
ます。そういう意味で、まあ大企業についてはそう
いう自主調整能力もございまして、というよう
なことも若干私どもとしてはあったのではなかつ
か。その点は、たとえ大企業でも、特に最近は大
傾斜にある塩ビ等の問題も出ておりますけ
れども、有害物の問題につきましてはむしろ大企
業にも非常に問題がある。この点は監督の態度と

いうものをやはり変えていかなければならぬとい
うふうにいまだ反省をいたしておるところでござい
ます。いずれにしても、下請にあつたにもか
かわらず五十年九月まで見過ごしたという点につ
いては、これは御批判を受けてもやむを得ない点
であらう、私どもは大いに反省をして進まなけれ
ばならぬというふうに思つております。

○村山(富)委員 これは具体的な事例ですから、
具体的な事例としてお尋ねしたいと思ふのです
が、たとえば大町工場なら大町工場の中で働いて
いる下請の事業場からこういう申請があつた。そ
うすると、ああ、これはじん肺患者が出た、職
場環境が悪いんじゃないかというので当然監督や
ら指導に行くんじゃないですか。そうすれば、大
企業だから小企業だからというんでなくて、その
ときに問題は発見されたはずですよ、同じ工場の
中ですからね。ところが、申請が出てくるにもか
かわらず、五十年の九月に検査に行つて会社から
聞いて初めて知りましたというふうなかつたこと
で、これはどんな説明があつてもちよつと理由に
ならぬと私は思ふのです。ですから、そういう
申請があれば、ああ、あの職場はやはりちよつと
悪いんじゃないかということで、指導に行くなり
検査に行くなり何かするんじゃないですか、通常
の場合は、どうなんですか。

○藤縄政府委員 それは先生御指摘のとおりで
ございます。現にこの監督署でも毎年監督をしてき
ておるわけでございまして、ただ、これは監督官の
能力にもよりますけれども、大変医学的な専門的
な事項でございまして、臨検監督をしてすぐじん
肺患者を発見できるというわけにはなかなかま
いらない。特に、こういうところではちゃんとし
た産業医というものを置くこともなつておりま
すし、そういう企業の報告を重視する。監督官
としてはやはり報告を全部見てみる、あるいは安
全衛生委員会の記録を徴取するとかいうようなこ
とをやつてきたという点で、本人の申請がなかつ
た、あるいは会社の報告がなかつたという点で見
落としたというところは、監督官の能力にも

問題があるかもしれないけれども、従業員の健
康の問題は事業主の責任でございまして、やは
り何をいへども事業主においてちゃんと報告をし
ていたいただきたい、健康診断もきちんとしてい
たきたい。それから安全衛生委員会においても十
分なチェックがなされるように進めていかなけれ
ばならない。もちろん監督官ももっとしつかりと
現状を把握するような勉強なり努力はしなければ
ならぬ、かように思つております。

○村山(富)委員 しかも、昨年の十月に全下請の
事業場に対して健康診断をやつていのかどうかと
いう監督を実施してはいたわけですね。そうしま
したら、事業場数は二千三あつて、そのうち十七の
事業場が全然実施をしてなかつたということも明
らかになつていられるわけですね。こういう点は、い
ま局長も言ひましたけれども、監督署長も、まさ
かああいう大きな工場でそんなことがあつたとは
夢にも思ひなかつた、こう言うのですけれども
ね。もしそういう考え方でおるとすればそれは間
違ひではないかということが一点。

それから、私も、私も調査から帰つた後で長野の
基準局長が記者会見をやつていられるんですよ。その
記者会見の中でこういうことを言つていられるわけ
です。「労働者の権利を守る法規はほう大なもので
す。しかも県下には約六万の事業場がある。すべての
問題をしらみつぶしに監督するのは、いまの労基
局の能力では不可能だ。」これは、そんなことが
起こるのはもう当然ですと言はんばかりでしょ
う。開き直つていますよ。私も、私も、六万ある事
業場全部をシラミつぶしに調べなさいとは言つて
ませんよ。じん肺患者が出るような工場というの
は大体わかるわけですから、そういう特徴のある
工場、起こりそうな工場については目をつけて検
査をするとか監督、指導するとかいうことは当然
のことであつて、基準局長のように、不可能であ
ります、不可能だからできません、こう言つてお
るんならもう必要ないんじゃないですか、ある意
味からいいますと。皆さんこういう姿勢ですつと
おるわけですか。どうなんですか。

○村山(富)委員　管理区分を決めたり適切な治療をやらせるようにしたりなんかすることも大事でありますけれども、そういう患者が起らないように安全衛生を徹底してやるということが全体として一番大事ですかね。何か問題が出てくれば受けてやるのだということだけでは、いまままで審議されている、労働者の健康を守り、職場の安全を守っていくという法の徹底はできないと思うのですよ。そういう意味で、もっと積極的な姿勢が欲しいと思うのですけれども、ほからが調査に行つて帰ってきた次の日、十日ですかな、こうして信濃毎日に出ていますよ。頭から、そんなこと言われてもできません、不可能です、こういう態度で監着行政をやっておられるとすれば、私はやはり問題があると思いますよ。人が足りない点も十分承知しておりますから、したがって何も無理を言っているわけじゃありません。そういう

○長谷川国務大臣 監督官の少ないことは皆さんおわかりのとおり。そしてまたこれだけ産業が伸びますれば事業所はどんどんふえる。そういうことでですから全部回るわけにいきませんが、やはり重点的に回って、それがほかのものも刺激をしていままる法規を守らせるというところに監督行政がある。そしてそれが命と健康を守る。いまの新聞記事の話も出ましたが、趣旨徹底していない

うらみがございます。しかし、私たちは、いまの昭和電工大町工場の問題にいたしまして、この委員会などでもたまに話も出ますから毎年毎年監督もやっておることでございますが、どうも十分な情報がつかめないのじゃないか、あるいはまたいままで指導したことをそのとおり行っていない向きもありはせぬかということで、先生のお話もありましたように、先生方がおいでになることはわかつてはおりませんけれども、私の方はそこを強制立入捜査をやる、そして、いままで守っていないものに対しては地検に対して書類を送致しているというふうなことで、大企業といえどもこんなものは遠慮いたしませんから、言うことをやらさないやつはそのとおりどんどんやりますから、そういうことでひとつ将来を御信頼いただきたい、
こう思います。

そこで、この事件と関連をして二、三お尋ねしたいと思うのですが、一つは、先ほど問題になりました産業医の問題ですね。この大町工場の場合は産業医が以前おつて、そして健診もやっているわけです。ところが、異常なし、異常なしという報告が出ている。これは、その読み方が間違つたのか、何かいろいろあると思うのですけれども、しかし、えてして産業医というのは、これは会社が雇つたお医者さんですからどうしても姿勢が会社寄りになるのではないか、こういう疑念が一つあります。それからもう一つは、なかなか産業医が得られないという問題もあるでしょう。したがつて、工場によつては地元の開業医に委嘱をするということもあるわけです。ところが、実際問題として開業医は忙しくてなかなか手が回らない。しかも、用事があれば相談に応じるとか見てやるとかという程度であつて、実際に職業病が起つたとか労災があつたという場合に、その職場環境なりいろいろなものから類推をして原因を探究していく面からすれば大変問題があるのではないかと。そういうものを含めて、産業医のあり方について検討し直してみる必要があるのではないかとありますが、その点はどういうふうにお考えですか。

○藤縄政府委員　労働安全衛生法におきましては、産業医の職務は、労働者についての健康診断、衛生教育、職業性疾病の原因の調査、そういうものを行うことになつておるわけであります。また、医師としての専門的知識、経験等に立つて事業主に対して助言、勧告をする権限を持つておるわけでございます。つまり、医師は本来専門的な立場にあるものでございますので、企業寄りとか労働者寄りということがあつてはならぬ性格のものでございます。その点は今後も産業医の研修等の機会を通じて十分徹底をしていかなければならないと思うわけであります。

それから、そういうことで、安全衛生法の規定で産業医は置かなければならないことになつてお

○村山(急委員) これは、いままで申し上げました昭電の大町工場の場合が適切にそのことを証明していると思うのです。産業医というのは、会社から給与をもらって、会社が雇っているわけです。したがって、どうしても企業寄りになるといふのは人情としてやむを得ぬと思うのです。ですから、幾ら工場規程とか、いま局長から説明があったような条文に照らして産業医はこうあるべきだと言ってみても、実情として無理があるのではないかと思えますから、そういうものを含めて、産業医のあり方についてはそういう意味からしても検討を加えてみる必要があるのではないかというふうに思ふのです。この点は宿題として今後十分検討してもらいたいと思うのです。

それからもう一つは、こういうことが言われるわけだ。たとえば慢性の気管支炎を患っている、こういう人が粉じん工場で働けばじん肺に進行していく、併発する心配があるわけだ。いまのじん肺法という管理区分の「一、二、三、四」これは四だけ治療を要するわけだ。したがって、三は職場転換をやる、もちろんそれも必要ですけれども、しかし、併発するようなおそれのある患者に対しては何かの適切な処置をする必要があるのじゃないかというふうに思うのです。いまのじん肺法からいいますと慢性気管支炎の者なんかはそのまゝになっていきますからね。管理四にならなければ治療を受けられない、こういう仕組みになっていきますからね。したがって、そういう点は全体的に見て、じん肺を併発するような可能性のある病源を持つておるといふようなものについて適切な指導をする必要があるのではないかと。そういう意味からいいますと、いまの管理区分等も含めてもう一遍検討し直す必要があるのではないかと。これは早期に発見して早期に治療するということが大事ですからね。早期治療するというのはいまのじん肺法から言えば、管理四になって初めて治療するわけですから、ちょっと無理があるのではないかと。そのことがじん肺患者をつくり出す要因にもなるのではないかと。ですから、できるだけ早期に治療することが大事ですから、そういう点を含めて検討する必要があるのではないかと私は思いますが、その点はどうですか。

○中西政府委員 現在、じん肺につきましては結構だけが合併症として補償の対象となつておるわけですが、しかしながら、最近の医学の知見によりまして、その他にもこのじん肺と相当関係の深い疾病があるのではなからうかというところが言われておりまして、この点については現在じん肺健康管理専門家会議におきまして、果たしてどういふものがじん肺と関係が深い疾病か。当然それは業務上の疾病ということになり、補償の対象になるわけですが、そういうものは一体どういふものがあるだろうかということを現在検討しております。この結論を待つて、じん肺法の改正なりあるいは補償の対象にする等の措置を講じたいと考えております。

○村山(富)委員 もう時間も参りましたのでやめますけれども、以上二つの事例を申し上げました。これは要するに、法律はあるけれども、その法律が完全に実施されておらないというところに問題があつてこういう問題が生まれてくるわけですから、したがって、特に落ちこぼれそうなることに注意を払つて、またそういうところは職場環境が一番悪いわけですから、そういうところに重点を置いた監督指導もやり、同時に、仮にじん肺患者になつたという場合には速やかに手続をとつて、認定もして、生活に困らないように、健康がこれ以上悪くならないように措置することが大事ではないかと思ひますから、そういう点は抜かりないように積極的な取り組みを心から御期待申し上げまして、終わります。

○熊谷委員長 次に、寺前殿君。

○寺前委員 りっぱな法律なり、あるいはまた労働者にとつてそれなりに役に立つ法律があつても、実際にそれを執行する上において誠実に、そして労働者のお役に立つようになつていかなかったら、せっかくのものが実らないではないかという御批判が先ほどの御批判であつたと思ひます。そこで私も二つの事例を通じまして、現実にはどのようになつてゐるのかについてきょうはお聞きをしてみたいというふうに思ひます。

まず第一に、京都府下で日吉町を中心として、戦前からマンガン鉱山と関連事業所がありまして、一番盛んなときには、昭和三十四年ごろですと、九十一事業所で千五百人の労働者がいたと言われております。昭和四十年ごろになりましたと、ほとんど鉱山、事業所が休止止になつております。ところで、日吉町内の旧鉱山関係で働いておつた人々から、昭和四十九年以後じん肺患者が発生し、最近では管理四で療養中の者が二十人もいふことが言われ始めました。さらに昨年の十月と十一月に日吉町役場による自主検診が行われた

際には、三十一名の受診者の中からマンガン中毒で重症とされた人が五人も出てまいりました。こうした疾病については古くからの職業病として、労働基準法施行規則の第三十五条の七ではじん肺症が、同十六ではマンガン中毒が掲げられております。それにもかかわらず、休職後十年余りもたつてからでないと発見ができないという事態が生まれているわけだ。これは一体どういふことであつたのか。時間がかつたのであれば発見することができなかつたのでしょうか。それについてまずお答えをいただきたいと思ひます。

○藤縄政府委員 いま御指摘の鉱山につきましては、大変古い時代のごときでございまして、そういう意味で監督指導というものが徹底していなく、行政の方からこの実態を承知するに至らなかつたといふことであつたのではないかとと思ひます。ただ、いまお話しのように、その後実態がどうなつておりましたか、私どもとしては、京都労働基準局が中心になりまして健康診断等を進めるといふ動きをいまいたしておるところであります。実態をできるだけ早く把握しまして、必要な措置をとりたいというふうに思ひます。

○寺前委員 マンガン中毒については、この日吉町の自主健診の結果から、日吉町だけではなくして、近隣市町村の旧鉱山関係に働いていた人々に大きな不安を与えました。日吉町で開業しておられる藤岡先生など三人のお医者さんによつて京都労働基準局あてに報告が出されて、適切な措置を要望された。その結果、いま局長さんのお話のように、一市六町の自治体当局にマンガン中毒の住民健診の希望者を募るという措置がとられました。日吉町では百六十五人、その他近隣を入れると二百二十九人の希望者が出されました。さらに三月中旬にはこのうち京北町、美山町、和知町の五十一人の個人あてに、三月二十六日、二十七日の両日、和知町福祉センターなどを指定して健康診断の実施をするということを労働局長の名前によって案内状が送られました。ところがその直前になつて健康診断の中止が通知され、以後現在

まで来ているわけでありまして、中止された健診について、いまでも強い要望が出されていますが、希望者全員に対して速やかに実施すべきであるといふふうに私は思ひますが、これに対してどのような措置をとられるのか、お聞きしたいと思ひます。

○藤縄政府委員 いまお話し、京都府北部地区における弥谷鉱山などの廃止鉱山の元労働者に対する健康実態調査につきましては、京都労働基準局が関係市町村並びに京都府医師会の協力のもとに実施するといふことに一たん決定を見たところであります。それはいま先生がお述べになつたところであります。ところが、調査の実施の直前になりまして、調査対象者の指名した医師の健診への参加をめぐりまして意見の不一致が生じました。このために、京都府の医師会はこの健康調査から手を引くといふことになつてしまひまして、その実施が不可能となつていふふうになりまして、おるわけがございまして。こういう調査はやはり関係者の協力がなければ実施することができませんので、現地の京都労働基準局におきましては、いままでのような経緯もありまして、適切なタイミングをとらえながら調査対象者や京都府医師会との意見の調整を行つて、何とか実現をしたいといふことである努力をいましているところとてでございます。

○寺前委員 対象者といふのは直接受けたいと言つておられる方々、すなわち二百二十九人の希望者が出ているのですから、その希望者にとたえるといふのが基本でなければならぬと思ひます。その間に介在する諸運動の問題がありまして、諸運動がどうあるとも、受けたいといふ人が出てきている以上は、行政官庁としては関係者の協力を得て速やかに対策を組んでいかなかつたならば、運動論だけで患者が放置されてしまつたのではたまたまものではないといふのが、いまのこの患者さん方の中における大きな意見なんです。特に、こういう要望を地元のお医者さんと相談をしてお願いを始めた方々は、自分が多くの友達の中

で今度労働省がやってくれるそうだといいことで呼びかけをやって、自分の顔がつかれていってうことで非常に困っていると言っているんです。ですから、関係者といつても、一番の中心の関係者はだれかと言ったら、そこで受けたと言っている人たちが一番の関係者ですから、その人たちの期待にこたえるように、速やかに当初計画されたおりの健康診断を行われるように改めてもう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○藤縄政府委員 京都の労働基準局がいろいろ苦労いたしまして、関係者の調整をいたしておることは、先ほど申し上げたとおりであります。しかしながら、何といつても健康でございましてから医師の協力が得られなければいけません。特に地元医師会が全面的にこれに協力してくださなければこの健康診断はできないわけでございします。確かに、先生がおっしゃる様に調査対象者が一番重要な関係者であり、その指名された医師というものを重点に考えなければならぬということもありまして、そういうけれども、医師会としてそれを受け入れ、そしてこの健康診断をやるという空気にならなければ、実際問題として公正な健康診断というものはできないというふうに思ひます。御主張の点もよくわかりますけれども、それぞれ関係者の主張もありますから、なお引き続き京都基準局において熱心にこの問題に取り組むように、改めて私の方からも指示をしたいというふうに思ひております。

○寺前委員 自主健康診断結果によって重症者が明らかになつてきましたが、そのうち三人の人が二月にマンガン中毒による労災補償の申請を行いました。このうち二人は現在もただ一カ所残っている昭和精鉱というマンガン精鉱工場で最近まで働いていました。他の一人は十年余り前に鉱山でマンガン鉱石の採掘をしていました。いま住民の健康診断をしようとする人も、その大半が十年余りも以前にマンガン鉱の仕事から離れているのが実情であります。ところが、マンガン中毒の認定基準を決めている昭和三十八年五月六日の基発第五

百二十二号の通達を見ますと、「当該業務を離れて後おむね三カ年未満」に「該当する症状を呈し、」云々となつております。就業当時はマンガン中毒などという知識もなく、健康診断もほとんど行われなかつた人たちが長い間苦しんできて、現在に至つて職業病だとわかつてきているというのが客観的な実情であるかと思ひます。

そこでまず第一に、すでにいま出されている三人の労災補償の申請については一体どういうことになるのか。これはみんなに影響するだけにまずお答えをいただきたい。

第二番目に、その基発第五百二十二号の通達で「三カ年未満」云々という問題が出てきます。そうすると、古いことの話でありますから、どうしたつて、その認定基準の三カ年云々が一つの障害になる可能性を持つてくると思ひます。そういうことから考えたときに、弾力的にこれを取り扱われるのか、三年というの厳しく取り扱われるのか。そこがこれから古い段階の話では大きな問題になるかと思ひます。それについてどう措置されるのか、お聞きをしたいと思ひます。

○藤縄政府委員 職業性疾患の認定につきまして、業務との因果関係が存在するということが前提でございします。そこで、その認定に当たりましては、できるだけ最近の医学の知見というものを得まして、それに照らしてやっていきたいということでございます。

マンガンにつきましてはいま御指摘の通達がございまして、「マンガン又はその化合物を取り扱い、あるいはそれらの蒸気もしくは粉じん等にさらされる業務に従事するが、または当該業務を離れて後おむね三カ年未満の労働者が」次のような条項に該当した症状を呈した場合に、こうなつておるわけでございします。「パーキンソン症候群が認められる」というようなこととか、あるいは「発汗異常、睡眠障害、記憶障害、性欲減退または性的不能等のマンガン中毒を疑はしめる症状が持続している」というような、非常に医学的な専門的な基準があることは御指摘のとおりでござい

ます。これは専門家の中で研究をしていただいた結果、医学経験則上、マンガンまたはその化合物に暴露されたことによる、痙攣というものは、遅くとも暴露環境離脱後三年以内には発症するものであるというふうになつてきていることに基づくものでございします。したがって、暴露環境離脱後十年以上経過して突然発症するということとは、現在の医学常識上は考えられないのであります。ただし、過去において暴露環境離脱後三年以内に発症しておつた事実がありまして、そして現になお療養を要するというような者につきましては、その症状と業務との因果関係が認められれば補償の対象にするということは当然でございします。

そこで、いま具体的にお挙げになりました申請者の問題でございしますが、三人のうち一人につきましては本省にも稟向が来ておるようになつております。これらは早急に内容を検討いたしまして決定しなければならぬというふうに思ひております。それから第二点の三カ月云々のことでございしますが、いまるる申し上げましたように、この基準も「おおむね三カ年未満」と、「おおむね」ということを使つておられますので、これはまあ三カ年前後のやや弾力的な判断の余地があるというふうな思ひます。しかしながら、先ほど来言ひましたようなおおよその医学上の常識というものがございしますから、その範囲でわれわれとしては公正な認定をしていかなければならぬというふうに思ひます。

○寺前委員 どうしても古い話になると、三年以内で起つておつたかどうかということが予想されても、現実には証拠としてつくれと言われると困難な事象というのが出てくると思ひます。ですから、客観的に監督署の方でずっと分析をするようにして配慮を考へるというように、柔軟に対応するということが古い問題としてはどうしても出てくる問題じゃないだろうか。そこを十分にお考えをいただきたいということ、それから、先ほど申し上げました三人、すなわち日吉町の栃下春

雄さん、清水きんさん、磯部外雄さん、こういう人たちは一日千秋の思いでこの認定の下ることを待つておりますので、あわせて再度審査を急いでいただくことをお願いしておきたいというふうに思ひます。

旧鉱山労働者の中からはすでに多数のじん肺患者が出ております。しかし、最盛時千百人と言われた数に比べればごく一部の人が健康診断を受けたにすぎません。じん肺法によれば「随時申請」として、管理区分によつては労災補償も行へることになつてはいるが、管理四以外には定期的な健康診断も行われないで、自己負担による健康診断を受けなければならぬことになつてはいます。また、管理三については健康診断手帳が交付されることになつていても、離職後六カ月以内の申請に限られてはいます。日吉町など旧マンガン鉱山関係については、マンガン中毒だけでなく、じん肺の住民健康診断も行う必要があると思ひます。じん肺の所見のある人には、管理三はもちろん離職後六カ月という制限を外して健康診断手帳を交付して、じん肺の健康診断を全面的に確立する必要があるのではないか、この点についていかがお考えになつておられるでしょうか。

○中西政府委員 お話しのようによつて、健康診断手帳の交付要件につきましては、じん肺については管理三の者を対象にしているわけでございします。これは離職の時点で管理三の者は、離職後療養を要する管理四になる危険性が大きいという医学の専門家の意見に基づいておられるというわけでございます。しかしながら、最近の医学的な知見等が進歩によりまして、いろいろじん肺にも種類がございまして、非常に進行の早いものもあるという点もございします。現在じん肺健康診断管理専門家の会議を持つておられて、この専門家会議で総合的な検討を行つておられて、その中で健康診断手帳の交付要件につきましては検討いたして思ひております。その結論を待つて対処してまいりたいと思ひております。それから、すでに離職してしまつた方々の健康

管理手帳の交付については、法律の施行後六カ月以内に申請しなければならぬということになっておりますが、これは規定はそうなっておりますが、実際上は労働基準法施行以後の関係労働者であれば便宜申請を認める取り扱いをいたしております。

○寺前委員 環境庁おみえですか。——日吉町では、基準局の健康診に対して二十人ぐらいの人から、旧鉱山関係事業所周辺の一般的な健康診を受けたいという意見が出ております。こうした事態は、古い鉱山の実情から見ても一般住民の間に大きな不安があるからであります。たとえば、現在も唯一の精錬工場となっております。その近くに住んでいる山本次郎さんというお宅は、家の屋根もそれから洗たく場の物干しも粉じんで真っ黒になっております。数年前に亡くなられたこの山本さんの奥さんの病状について、現在マンガン中毒と町の人々の間では言われているわけでありまして、マンガンの間では言われていないか。一般の町民が日常生活でじん肺やマンガンの中毒になることはあり得ないことだが、すでにほとんどの事業所のなくなっている現在、町民の間では、そういう鉱山の周辺においてはそういう不安を持っているのが実情であります。健康と、被害があった場合の補償、こういう問題について村の人は強く要求しているわけですが、環境庁としてはどういう対応をしておられるのか、お聞きしたいと思います。

○五十嵐説明員 ただいま先生から御質問ございました。日吉町につきましては、マンガンに關しましての廃止鉱山周辺の地域住民におきまします公害にかかわります健康影響問題という形で私どもは京都府当局からも報告をいたしております。ただ、私も、京都府から報告をいただいております状況といたしましては、いま先生御指摘のように、住民の方々の不安の声もあり、現在、先ほど労働省当局に御質問ございましたその労災に關連いたします健康診の状況、これを踏まえた形で京都府の衛生部局も判断したというふうに向つておるわけでございます。

なお、地域住民に關連いたします環境汚染物質による健康被害の問題につきましては、すでに御承知のように、いろいろな汚染物質に關連いたしまして、特に環境汚染に關連いたしまして、非常に重篤なる病氣と申しますか、そういう状態になりました場合には、健康被害補償法という体系での損害賠償の仕組みがあるわけでございますが、先生の御指摘のように、現在まで私どももいたしまして、地域住民の中でマンガンのかわりまして健康被害の問題という事例はまだ存じておりません。ただ、私どもとしては、いわゆる地域住民の中でマンガンの關連してどのような状態にあるかという意味での調査研究を現在続けていますところでございますし、いまの日吉町の問題について調べても、私どもその状況を踏まえて対応していきたい、そのように考えております。

○寺前委員 一通りマンガンの開発をめぐっての事態についての質問を行ったわけですが、先ほど大分県の南部のじん肺が問題になりました。労働大臣にも地元の方が陳情を申し上げられました。佐伯市周辺の多数のじん肺患者の発生というのは、私も見て、これはきわめて異常な姿だということに思うわけですが、

〔委員長退席、住委員長代理着席〕

先ほどお話がありました三浦先生の一九七五年三月十六日の第二十一回大分県公衆衛生学会での報告書、これを見ると本当に大変なものだと思えます。千三百六十名、そのうち四百四十一名の人が治療をされている。そのうち労災補償はすでに三百五十名に達している。あとまだ九十一名の人が未処置のままになっているわけですが、しかし、先ほど話を聞いておいて思うのですが、国鉄日豊線の工事を大正年間からやられた人ばかりの人手仕事で隧道掘りから全面的に変わってきているという状況のもとにおけるところの豊後土工と言われる方々の事態だけに、事は日本の政治経済の高度成長という政策に従属した形で生まれてきて

いるだけに、私はこれに対する事後措置の問題についても真剣に考えなければならぬと思うわけでありまして、

そこで、先ほどの御答弁を聞いておきますと、全国的に重点項目として指導していくのだというお話でございましたが、少なくとも、この三百五十名の労災を補償したところの事業所ないしは現在に隧道工事をやっているところ、ここが本当に健康診断についても事前にちゃんとやっているのかどうか、その職場におけるところのマスクその他の労働安全衛生上の措置が一体どうなっているのか。単に通達だけではなくして、現実的な調査をやっておられるのかどうか。私は、こういうふうに通達に散らばってずつと移動される労働者だけに、特別に注意を払ったところの措置をとられるべきだと思つたのですが、労働大臣御存じでしょうか。おわかりでなかったら担当官でも結構ですが、お答えをいただきたいと思います。

○長谷川国務大臣 私は、こういう地域だけに千数百名、しかもそのレポートが二、三年前出た。私は地方の大変な特殊事情だというふうな感じを持って、しかもそれが全国に散らばっているという話なども聞いて、非常に注目しているものであります。私はわり問題というものは追っかけて歩く方です。私には、新幹線で爆発事故あるいは公害などが起った場合にも入ってみたい、それから、二、三年前からよく新聞に出ていた青函トンネル、これは十年ぐらい前に私は与野党の議員一緒に水面下百十六メートルまで入ったこともあるのです。そういう気持ちもありますから、ひとつ地方のそれぞれの監督機関等と、いまそういうふうな申請を出している人、あとまた心配している人、こういう方々に対しては、先ほど局長が答弁したことさらに推進し、熱心にやらしていきたい、こう思っております。

○寺前委員 この季節の出かせぎ地域というのは、集中的にかたまっているところが多いと思うのです。大分県のみでなく、九州各地や東北地方に多いというところは一般的に言われている。いま大臣

は引き続き調査をやらせて指導していきたいというお話でありましたが、大分県以外にも、たとえば長崎県でもこういう事態が出ているということを知っているのです。いま労働省で、集中的にこういう事態が発生している地域はどこかということをも具体的につかんでおられるならばひとつ御報告をいただきたいというふうに思います。

○藤縄政府委員 出かせぎ労働者で炭鉱あるいはトンネル工事等に入つて、粉じん職場に長く働いた者という場合にはこういう事態が起るであろうということとは、今度の大分の問題でも明らかになったわけでございます。私ども具体的に、いま先生御指摘になったように、どこの地区にどうあるというようなことを十分承知いたしております。いませんけれども、この大分の例のほかに、最近、いまおっしゃいました長崎県の高島炭鉱あたりにも類似の状況があるんじゃないかというニュースをキャッチしておりますが、今後おその点も十分調査してみたいというふうに思います。

○寺前委員 私は、速やかに全国的調査に取り組んでいただきたいと同時に、問題になっているところについて積極的にやっていただきたい。先ほど申し上げました四百四十一名の中で、現実には労災補償を受けていない人は九十一名という算術計算になって出てきます。そこで、この九十一名の人についてじん肺法による管理区分を判定するために、地方じん肺診療所に診てもらわなければならない、こういうことになりました。さて、この九十一名が、すでに問題になってから一年近く経ってきているんですが、管理区分を明らかにして労災への道が進んでいるのかどうか、一体どういふことになっているのでしょうか、私はそこをお聞きしたいと思うのです。

○藤縄政府委員 佐伯の保健所長さんのやられました調査では、千三百六十名というのが職歴を有する異常者だということでありました。そのうち、いまおっしゃいましたように三百五十名は労災補償を受けておりますから、したがってあと九十一名が残るわけでありまして、これは現在結核予防法

の対象ということで治療していらつしやると伺っておりますが、問題は、その職歴が、果たしてどこでどういう職歴があったかという点がはっきりいたしてありません。現在調査を実施しているところでございます。調査の結果を待つて早急に措置をいたしたいと思ひます。職歴がはっきりいたしますれば、その事業場の関係の基準局、監督署の方で手続しまして、必要があればじん肺検査医等の診査を待つ、こういう手続にならうかと思ひます。

○寺前委員 職歴の問題もそうですが、管理区分としてどうなんだという診査をしてやらなければいかぬのじゃないですか。積極的に、どういう実情にあるんだらうかと見てやる必要があるのじゃないだらうか。私は、このことを早く手を打つべきじゃないだらうかというふうに思ふのですが、いかがでしょう。

○藤縄政府委員 労災補償をするということになれば、当然現在のじん肺法では管理区分四の者が療養補償の対象になります。そういう意味では管理区分の判定というものを当然しなければならぬわけでございますから、調査がはつきりすればそういうぐあいに進めるといふことにならうかと思ひます。

○寺前委員 ところが、この九十一名の人について、それじゃ大分県では地方じん肺診査医といふのはだれかということ調べてみたら、佐伯市とは正反對の、百三十キロ離れたところの県北部の豊後高田保健所長がその医者さんだといふのです。ものすごく離れたところにおる。そうすると、そのことを一々診るのに大変な事態が一つは生まれてくる、そこへ出ていくのに。

もう一つは、レントゲンのフィルムなど、まだこの診査医の医者さんの手元には渡つていないということ。ですから、話題になつてからすでにこの労災補償の対象になつてゐる人が一年余りたつてゐるのに、全然そういうフィルムの問題について診査医さんのところにも行つていないということになると、これはばくはやはりおくれ

ていく対策になるだらうと思ふのです。そういう意味では、少なくとも明確に現在治療中の人については、早く管理区分の問題も明確にさせながら、健康管理手帳その他の問題も、先ほどの話じゃないけれども、意味を持ってくるだけに、早いことフィルムを取り寄せて、そうして指導する方向を確立していく必要があるんじゃないだらうかというふうに思ふわけです。しかし、それにして特殊に大量に発生している場合には、そういう診査医もふやして、そうしてそういう対応策の準備に入っていくということをやらないと進まないんじゃないだらうかというのを強く私は感ずるのですが、いかがでしょう。

○藤縄政府委員 先ほどもお答えしましたように、このじん肺に限らず、労災補償は、それぞれの働いておりました事業場を管轄する監督署、基準局において所定の手続をとるといふのがたてまえでございますから、いま三百五十名の労災補償を受けておる者も原則的にはそういう、たとえば兵庫なら兵庫で働いておりました場合には兵庫の基準局に手続をとり、そうして兵庫の基準局のじん肺診査医がフィルムを撮影して判定をしたといふことであらうと思ひます。なお、じん肺診査医は、健康診断のフィルムが各事業場で撮られれば、それを撮影することによって判定するといふことをやるわけでございますから、非常に離れてるじゃないかという御指摘がありました。これはどこの局でも、局の診査医といふものが県下のものを撮影して判定していくというたてまえになつてゐるわけですから、必ずしも距離の問題は一概には言えないと思ひます。手続はそういうことでございます。

したがいますして、この残り九十一名について、先ほど来お答えしてありますように職歴がよくわからない。大変古い話であり、どうもいろいろ回つてきていらつしやるために、労働者の方でもこの事業場でじん肺に罹患したという点について、恐らく自分としてもよくわからないといふ

ような点もあるいはあらうかと思ひますが、そういう意味で職歴の調査をいま鋭意進めているわけでありまして、それがわかればその所定の手続がとられるわけでありまして。ただし、やはり非常のときには非常の手段も要るかと思ひます。実際問題として、そういう手続だけでこの九十一名の全員がはつきり掌握できるかどうか、疑問があらうかと思ひます。私どもは、一応の調査が終わつた段階で、必要があれば応急措置もこれは考へてみなければならぬだらうというふうに思つておりますが、いまのところはとにかくその職歴把握といふことを一生懸命やるように、この間も実は大分の局長及び安全衛生、労災補償課長を呼びまして、直接に指示をいたしたようなわけでございまして、その結果を待ちたいと思つております。

○寺前委員 いまの局長さんのお話にあつたように、特殊な事情にある。したがって、先ほどの質問にもありましたけれども、それだけに特別の窓口をつくりなさい。それで簡便な方法で、労働者の立場に立つてやる。それぞれの働いたところの事業所を中心にして申請してどうのこうのという、一般の労災の申請はそういうことになつてゐるけれども、転々と回つてきて、昔の話だ、どこに自分がおつたかも、いつの時期にどうだったかも忘れてしまつてゐるというやうな状況になつてゐる人がたくさんおる。ただ結果だけは、じん肺であるといふことは明確に治療の中でわかつてゐるといううら、その治療を基本に据えて特殊対策をしなかつたらだめじゃないか。そのため

に、管理区分の医者の問題もそうだし、手続のあり方の問題も、全面的にひとつその地元を中心にして申請活動をやる、そういう特別体制を考へることはできぬものだらうか、既存の体系だけではなくて、そういうふうな物事を、それこそ合理的にこの問題に対応するといふ措置をとることはできないものだらうか、私はそのことを強く感ずるわけなんです。いかがなものでしょう。

○藤縄政府委員 ただいまもお答えをしましたように、非常の場合には非常の措置ということも私どもは考へなければならぬであらうといふふう

に思ひますが、現時点ではまず現状の把握を急遽命じておるわけでございまして、その実態の把握を待ちまして、必要があればそのような措置もとらなければならぬ。その結果による判断といふことにならうかと思ひます。

○寺前委員 それは局長さんにすれば、この間指示されたところだからうまいくことを期待しておられるのでしよう。ですから私もそのことを期待したいと思ひます。だけれども、現実にはなかなかむずかしい状況にあるということもやはり考へておかなければならぬ。

しかも、こういう例もあるのです。米水津村といふところに岡田茂さんという人がおられまして、現在の五洋建設の前身の水野組といふところに常用に近い形で昭和二十五年から四十一年まで働いておられた。小倉の石炭がらの捨て場の擁壁工事や、各地の海岸、河川の護岸や防波堤の工事で働いてきたと言われるのです。ところが、最近保健所の健診を受けたところ、じん肺管理四と判定された。そこで五洋建設の支店がある八幡の労基署を通じて最終の粉じん職歴を証明してもら

う段階になつたが、五洋建設側は、じん肺法による粉じん事業所でもないし粉じん作業でもないとして証明を拒否されてしまつた。補償がされないといふことになつてしまふ。医師の診断ではじん肺が明確である。事業所が指定されてゐないからといって、これはじん肺に後でなる原因といふのはほかに考へられないではないか。こういう事態が生まれるわけです。大分からかなり離れたところの問題で、往復文書ばかりやつていなければならぬ、こういう不幸な事態が現実起こるわけ

です。

こういう話は、先ほども出ましたように三年かかつたとか、いろいろな形で起こつてくる原因といふのも、事業所が遠く離れてゐるといふことが非常に災いをしてゐるので、局長さんが期待をしておられるように、現実的な解決として地元の監督署が十分にお世話をすることをもつて一度

私は確認をとりたいたいということ、そして、いま申し上げましたように、こういうように粉じんの事業所ではないのだということの位置づけから、現実にはじん肺であることが明確である、じん肺の経路と言えは二十五年から四十一年までそこで作業をしていった中以外にあり得ない話だということになって、指定工場でなければ対象にしないということでは労働者の権利は守れないのじゃないだろうか。そこは一体どうされるのか、お聞きしたいと思う。

○藤縄政府委員 いまお挙げになりました具体例につきましてはいま初耳でございますので、それについてどうということはお聞き上げにくいかなと思いますけれども、地元の監督署ができるだけのお世話をしなければならぬということは、これは当然でございますからそういったことには、これはけれども、ただ問題は、じん肺でございますけれども、その他の疾病でございますけれども、労災補償をするというからにはやはり業務との因果関係的なものを一応確認をした上でやらなければならぬ。それは最小限度の手続が要るわけでござい

ます。いま挙げられましたものは、まことにどうも距離も遠いし、あるいは事業場も恐らく転々としてこられたというふうないろいろな悪条件が重なったことであると思えますけれども、できるだけ私どもは、地元の監督署のみならず、関係の基準局、監督署その他の行政機関にもお願いをいたしまして、そういった事実の掌握に努める、そして早急な補償ができる、そういう努力をやはりすべきだろうと一般的には思っております。いまの具体的問題については少しく調査をさせていただきますかと思ひます。

○寺前委員 この問題の最後に、こうやって保健所が中心になって積極的な労働災害の被害についての対応策をやられてきたわけですね。こういう保健所の皆さんや、あるいは三浦先生というふうな、個人的に情熱を傾けて、必要な文献なども自分のポケットから出して、そうして研究をされたとおっしゃっていますが、こういう御努力によっ

て支えられてきたと私は思うのです。さらに肺機能の検査の設備ができた、もっと効果的な対策ができるのだということも御本人はおっしゃっております。県では百五十万円の予算を最近お組みになって、地域住民の対応策の問題だということでも対処しておられるわけですが、労働行政の側から見ても、せっかくこういう情熱を傾けてやっておられる方々に対して、労働行政として本来行われていなければならなかった問題をそちらの御厄介になったという立場から考えたときに、県や保健所の問題だということだけでは済ましておけないんじゃないだろうか、何らかの積極的な措置をとらなければいけないんじゃないかと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○長谷川国務大臣 けさから御審議に出ていますように、大量なもので、しかも非常に一區画に限定され、それが全国的に働かれておられて、その長い間に積もったいろいろなものが、そういう三浦先生初め特殊な方々によって非常に解明され、それが勤労者の生活あるいは福祉の向上に役立つ、これは私は大変すばらしいことだと思ひます。いつの時代でもそうすけれども、政府自体が全部やらず、世の中の文明開発というものは、民間のいろいろな人々がいろいろなことをやったものを、政府が時にそれを奨励し、あるいはそれを発展させるようなかっこうになってくると思ひますので、大分県でもいろいろの心配をされているというところでありまして、また大分県の方々とよく御相談しながら、そういう問題についてさらに発展し、そうした力をいたすような方々に対してまた県と相談してみたい、こう思っております。

○寺前委員 次に移ります。もう二、三分質問しますが、今回の法改正の主要な事項の一つは、法律の目的条項に労働福祉事業を明記して、従来まで保険施設として行われていた分野を四つの事業にまとめ法文に明記しようとしていることであります。すなわち、社会復帰、労働者あるいは遺族の援護、安全衛生、あるいは賃金未払いその他労働条

件というような内容が出てきます。このことは、この法律が、労働者の労働災害による傷病の療養と生活の保障を主眼とした、資本家の補償義務を果たすための保険給付の制度であるにもかかわらず、保険給付以外の事業を制度化することであり、法律の性格に大きな変化を与えるものであるといふことが社会保障制度審議会でも問題になり、明確を欠くという指摘がついたところでありまして、四つの福祉事業の中には、法定外の各種給付金も含まれていると思ひますが、未払い賃金の立てかえ払いの資金支出や、医師養成のための大学設置運営の経費まで支出することにこの分野はなるのではないのでしょうか。この種の事業が無制限に拡大することは、この法律の本来の目的である、資本家の補償義務の実行である保険給付の比重が相対的に縮小されかねないという問題に直面すると思ひます。政府は現在、労災保険財源について、保険施設あるいは今後の福祉事業に対しては一体どういふふうな制限をするつもりなのか。法律上明確なものがそこにはありませんけれども、将来にかかわっていく問題だけに、その点についてお聞きしたいと思ひます。

○藤縄政府委員 労災保険事業としては、従来から業務災害に関する保険給付の事業と通勤災害に関する保険給付の事業、さらに保険施設として各種の事業を行ってまいりました。これらの事業の財政的取り扱いとしては、保険給付に関する部分と保険施設及び事務費に関する部分とを財政運営上区分をいたしまして、保険料収入のうち、百十五分の百に相当する部分を保険給付の原資とし、それから百十五分の十五に相当する部分を保険施設と事務費に充てるということで、従来から一貫して運営をしてまいっております。今回の改正で労働福祉事業というもののに保険施設を変えてまいりますけれども、その点は変えるつもりがござい

ません。その百十五分の百、つまり保険給付の原資がもし不足するというようなことがあれば、これは料率を引き上げてこれを賄うということでありまして、したがって、労働福祉事業の規模が大

きくなる、あるいは内容が変わるというふうなことで保険給付事業そのものの運営に財政的支障を生ずるというふうなことは全くないと私どもは考えております。これを法律的に区分をしてその点をもう少しはっきりさせてはどうかという御意見でございますが、現在の財政運営上の私どもの見通しをいたしましても、十分その点は余裕がある、必要はないと考えますけれども、実はこの点につきましてはいま御指摘のように社会保障制度審議会でも御議論がありました。労災保険審議会でも御議論がありましたので、今後とも関係審議会の御意見を聞きながら、運営については慎重を期してまいりたいというふうに思ひます。

○寺前委員 現在法定給付を上回る給付、これについては保険施設ということになっております。今度の法改正によって、保険施設に入っておったこの分野は先ほど言いましたこの福祉事業の中に入ることになるんじゃないだろうか。間違ひありませんか。

○藤縄政府委員 そのとおりでございます。○寺前委員 そうすると、たとえば今度の予算で言いますと、特別給付金として五百五十七億五千四百万円というのが予算の中にあります。これはそうすると百十五分の十五の中から支給されるということになりますね。

○藤縄政府委員 少し説明が不十分で恐縮でございます。原則としては先ほど御説明したとおりでございますが、特別支給金として上積みをしていく分につきましては、これは非常に保険給付に実態が近いものでございまして、百十五分の百の方で従来から処理してきておりますし、今後その中で処理をするということでございます。○寺前委員 そうすると、法律的にはこちらの事業の中に入れてしまつて、そうして百分の十五の範囲内で支給すると言っておきながら、現実的には給付の方で計算すると言つたら矛盾してくるのではないのでしょうか。ですから、そういうものだったら明確に法定化してしまえばいいことじゃないですか。どうもそこがあいまいではないで

すか。

○藤縄政府委員 先ほど御説明しました百十五分の百あるいは百十五分の十五という区分は、別に法律上定められているものではないと。法令上のものでないといふので、従来から予算上そういうことで一貫してきておるといふことでございますから、法定上のたてまえと予算上の実際の運営が食い違ふということはないわけでございます。なお、その点を制度的にもっとはっきりすべきではないかというのが先ほどの御指摘でございます。それは先ほどお答えしましたように、そういう御意見もございまして、今後慎重に検討したいと思ひますけれども、現段階では、それが入り乱れて非常にマイナスの問題が生ずるといふふうには私どもは考えていないわけでございます。

○寺前委員 質問を終わります。

○住委員長代理 田中君。

○田中委員 職業病の認定のことについて質問いたします。

まず、労基署では十分に御存じのことですけれども、名古屋にありまして市外電話局の三名の婦人が非常に長い間頸痛で苦しめられているわけなんです。この方が公社の中でたびたび申請をしたわけですけれども、これが業務外になった。これは三回ほどやっております。昭和四十七年と四十九年、五十年には通達五十五号の見直しということでもう一度見直してもらっているわけなんです。その中で業務外になったということ、北労働基準署にこれを申請したわけなんです。そのことについて御存じだと思ひますので、このことについてまず質問したいと思います。

この北労働基準署がこの申請を受けて審査及び仲裁をする、その公正な結論を出すというためには、まず公社の資料が要るわけです。この資料が実際には十分に渡されていないといふふうにいるわけですから、労働省としてはどういふふうにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○藤縄政府委員 いまお尋ねの電電公社名古屋市の

外電話局の交換手の方の審査の申し立てでございますが、五十年の十二月二十六日に名古屋の北監督署に出しております、これを受け付けております。その後二月四日に公社に対して監督署として資料を要求いたしました。三月二十二日に公社から資料が出てまいりました。ところが、四月八日になりまして申請人から調査をさらに要求してきたわけでありまして、そこで、四月十二日に監督署としては公社に対して追加資料を要求いたしました。四月二十八日に公社から一部提出がございましたが、残りは五月中旬に提出をしたいといふことでございますので、私もとしましては、資料を精査の上、六月に作業実態の現場調査を行つて結論を出していきたいといふふうに進んでいくところでございます。

○田中委員 いまの三人の御婦人というのは、瀬間都美子さん、山内清美さん、清水美智江さんという三人の方です。いま名前申しませんが、したので、この三人の資料で間違ひございませんね。

○藤縄政府委員 いまここで実は名前を持ってきておりませんので、確認はできませんけれども、名古屋の電電公社の市外電話局の三名ということでございますから、恐らくはそうではなからうかと思ひます。

○田中委員 こういうやり方をしたということとは、過去には余りなかったといふふうにいるのです。そういう意味で間違ひないといふふうにいる。私の要求しているのは、この瀬間さん、山内さん、清水さんですので、このことで話を進めていきたいと思ひます。

いま申しましたように、資料を請求しても結局その資料が十分にでない。労働者が、こういう資料が要るじゃないか、こういうものがなければ幾ら公正に仲裁を出そうとしても出せないじゃないかといふので要求しましたら、北労働基準署はこれを認めて資料を請求したわけなんです。そのときに電話で口頭でしているわけですね。これは、やは

り文書ですべきではないでしょうか。どうお思ひになりますか。

○藤縄政府委員 やや基本的な問題でございますけれども、現在労災の給付につきましては、強制適用がほとんど行き渡りまして、労災保険でこれを賄つておるわけでございます。しかしながら、三公社につきましては、労災保険が適用されておられませんので、労働協約によつて、労災保険と同じようなものをそれぞれの公社で行つておられるわけです。したがつて、法制的に言いますと、労働基準法の適用に相なるわけでございます。そこで、審査、仲裁といふことで出てまいつたのだらうと思ひまして、実は労働基準行政の上でも非常に珍しいケースでございます。現在ほかではほとんど死んでおる規定でございます。その場合に、この審査、仲裁といふ行政作用につきまして、従来学者の専門家の方々等の御意見を聞きまして、行政処分ではなからうといふのが通説でございます。したがつて、労働基準法の規定の上でも、民事訴訟の提起があればこの審査、仲裁はやらないことになるわけでございます。そういういわば監督署が現場の行政官庁として当事者に勧告する、こういうような性格のものでございまして、裁判所でございますとあるいは労働委員

会でございますとか、そういうところで行われま

すような厳格な意味での処分とはいささか趣を異にするといふふうに私も思つております。

そういう中で、しかし現実には権利の擁護ということが必要であれば、こういう制度があるわけ

でございますから、その中で私どもとしてはいろいろな手続を進めていける必要があるかと思ひま

すけれども、まあ文書で官印をつかなければ、したがつて文書提出の請求にはならないとか、そういうような苦しい考え方は私どももむしろとるべきではない。実際にこの中をあっせんして円満に労災補償ができれば一番望ましい。元来問題は電電公社でございますから、電電公社はりっぱな

日本の代表的な企業、しかも公企業でありますし、また全電通というふうな公労協の雄たる組合もついているわけですから、協約の遵守が問題

になつてゐるわけでございますから、地方の監督署長が一々出張するまでもなく、普通の場合は労使団体交渉で処理される性格のものだといふふう

に私どもは思つておりますが、どうしてこういうものが監督署に出てまいりましたか、首をかしげておるのございますけれども、しかし出てまいり

ました以上は、できるだけ解決のために努力をしたといふことで、先ほど申し上げましたような手続を進めておる次第でございます。

○田中委員 時間が少ないものですから、労働基準法の八十五条に基づいてやられているわけ

です。これは全部私わかつておりますので、余分なことは一々御説明いただかなくて結構です。質問したことに簡潔に的確に答えていた

だきたいと思ひます。いま言葉ばかりをつかまえるようですけれども、これは死んでいるようなものだ、そういうふうな規定だと言われたのはちょっと撤回していただき

って、これは非常に大切なケースだと思ふので、電電公社が、あなたがおっしゃる通りに、本
当に労働者に対してりっぱなことをしているかど
うかということが試されることだと思ふのです。
そういう点で労働者がしっかりと今度の問題を調
査していただきたい。そのためには綿密な資料が
要るわけですね。そのためには、いまもう一度
私、申し上げておきますけれども、いま来ており
ませんのは――業務外の資料、この三人の資料と
いうのは届いたわけですね。なぜ業務外であるか
という資料は来たわけですね。しかし一緒に申請し
ている人で業務上になった人がいるわけですね。
ですから、相対的に見てもいかに、こういうあれ
をするときに、御存じのように不公平というか、
非常にむずかしいわけですね。ですから、やはり
業務上になった人の資料というのも一緒に出し
ていただいて、そうしてそれと比べてみて、同じ
ようならばこちも当然上じやないか、ましてこ
っちの方がひどかったら、当然上じやないかとい
うふうな判断もできるわけですね。そういうこと
も必要でございますので、この資料がまだ未提出
になっているということですので、これをぜひ提
出させていただきますと思います。

それから、服務線票というのがあるわけですね。
それから業務概要が昭和四十九年分は来ているわ
けですね。しかし業務概要は三十五年から四十八年
分というのを北労基署は要請しているわけですね。
この三人の病状というの昭和四十二年ごろから、
もっと前からかも知れませんが、一応二年から、
四十年前後に発病しているわけですね。ですから、
四十九年の概要では足りないわけですね。ですから、
やはりそこに焦点を合わせた
ものが要る、この資料が要ります。それから国立
名古屋大学の前田先生の意見書というののも
も出ているわけですね。こういう権威ある医者の意
見書というののも、やはり労基署は一応目を通し
ていただきたい。その資料がまだ出ていません。
それから、交換室の温度調査というのがずっと
なされているわけですね。ですから、その当時に交換

室の温度調査がなされているわけですね。その
ときにどういふ温度であったかということ、や
はり仕事に非常に忙しかつたというだけでなく
て、冷房やいろいろな温度の調整が、そのときには果
たして適切な温度になっていたかどうかというこ
とでもまた関係してくるわけですね。ですから、
こういう温度調査というのもしているわけではな
いから、これも資料としてとっていただきたい。

それからもう一つは、昭和四十八年に健康調査
を公社がやっているわけですね。ですから、この
健康調査結果というのもしりまして、大体全体の
労働者の健康状態がどうなっているかということ
で、これも全体大ざっぱに、マスとして職業病が
出るような状態であるかどうかということも推測
はできるわけですね。ですから、こういう資料もや
はり必要であるというふうに思われますので、これ
を未提出になっているのを至急提出するようにさ
せていただきたいというふうに思います。

いま五月中旬ごろにこの資料をというふうにな
われまして、これは一応要請していただける
ものというふうに思いますが、よろしいでしょう
か。

○藤縄政府委員 いまいろいろお挙げになりました
点は、恐らく現地では監督署にその話が出てい
ると思ひますけれども、重ねて先生のお申し出で
ございまして、今日の速記録を現地に送ります
して、よく監督署長にわかるようにいたしたいと
思います。なお、もしそれでなかなか話が進展な
いという場合には、電電公社のこととございま
すから、本省ベースで話をすることとございま
す。整々と進んでおるわけでございますから、そ
の結果を待ちたいと思ひます。

○田中(美)委員 電電公社の方にちょっとお尋ね
したいのですが、この資料の問題ですけれども、
この資料は、最初の資料というのはいま二月四日
に請求しているわけですね。それで不足だとい
うことで、いまのような資料というものをまた後か
ら請求しているわけですね。最初に請求したのは二

月四日です。それなのにどうしていままで資料が
出ないのかということですね。いまの話は
聞いていますと、非常に電電公社は誠実に、りっ
ぱにやっていますし、非常にうまいに評価されて
いるのですけれども、事実というものは、どうして
こういう資料がいけないのかというふうに非常に
不思議に思ふわけですね。その点を簡潔にお答え願
いたい。

○小澤説明員 昨年の十一月二十九日にその話を
私、聞きまして、すぐ東海電気通信局長に私が電
話で、基準監督署の方から申し出のあった資料は
すべてお出しするようにということを示した
ました。それで監督署の方から逐次資料の提出要
求がございまして、三月九日に六種類、それから
四月二十八日に五種類の資料を提出済みでござい
ます。その後二、三の追加資料要求がございま
した。いま労働省の方からお答え申しましたよう
に、私も二種類と聞いておりますが、いま先生
のお話ですと、もっと多いように承りましたの
で、これは現地の基準監督署とそれから電気通信
局の方でよくコンタクトをいたしまして、監督署
の方から要求のありました資料は、速やかにお出
しするということに指導いたしたいと思ひます。

○田中(美)委員 そうすると、北監督署が要請し
た資料は、全部出していただけたということでは
ない。

○小澤説明員 物によりまして、あるいは私ども
の本社の方でつくらなければならないものもある
かも知れませんが、できるものから速やかにお出
しするということにいたしたいと思ひます。

○田中(美)委員 できるものからということでは
けれども、出すことはみんな出すわけですね。
○小澤説明員 監督署の方から要請のありました
資料は、すべてお出しいたします。

○田中(美)委員 それでは、その資料をできるだ
け現在あるものは速やかに出すということ、もし
これからつくらなければならないものは、大体
何日ごろに出せるということを出していただきた
い。それ以外に北労基署がもし落としているもの

でも、公社の中でこういうものは参考資料である
というふうに思ふなら、積極的に出すべきではな
いかというふうに思ふのですけれども、こういう
ものをいままで出さずとも出していいというのは
非常に遺憾だと思ひますので、一応出していただ
けるということですので、次に質問をしていき
たいと思ひます。

それから、北労基署の労働者に対する対応の仕
方なんですけれども、これは公社とも関係があり
ますので、公社の方もよくお聞き願いたいとい
うふうに思ひます。たとえば三月の十二日に、実
は職場に立ち入り調査をやってきたわけですね。
立ち入り調査をできるだけ早くやってほしいとい
うことは現場をそのまゝの状態で見てもいいとい
うことなわけですね。それに対して労基署は、そ
う急がなくてもいいという形でなかなか立ち入り調
査をしない。労働者がそれを何遍も言うという形
で説得をする、一日に四時間も説得をしたとい
うふうな形でやっと立ち入り調査をしますとい
うことになったのですけれども、これはどこに争点
があったかと言いますと、回収収容が工事とい
うのが始まるから、いままでの作業内容が変わ
ってしまう。すっかり作業内容が変わってから立ち
入り調査したってわからないじゃないか、だから早
くしてくれ、こういうふうに現場の労働者が言
っているわけですね。働いている労働者ですの
でよくわかるわけですね。それに対して労基署は、公
社の方に聞いたのかどうかかわりませんけれども、公
社の方では作業内容は変わらなと言っているか
らそんなに急ぐことはない、こう言っているわけ
ですね。現実四月一日にこの作業内容が変わって
いるわけなんです。

両方に伺いたいのですけれども、そういうこと
は私は、労働基準監督署の非常な不親切、不誠意
というふうに感ずると同時に、なぜ北監督署に対
して公社の方ではそんなうそを言うのか。これが
事実ならばうそになるわけですね。なぜそうい
うふうなうそを言うのかということ、お二人に
一つずつお聞きしたいと思ひます。

○藤縄政府委員 そのつもりでやってまいりますけれども、調査資料の内容あるいは実態調査の結果を見なければ、的確なことは申し上げられない

わけでございます。

○田中(美)委員 これまで終りにしますが、最後に、いまちょっと新しい資料、新しい何かとおっしゃったのですけれども、それは何ですか。

○藤澤政府委員 先ほど先生がいろいろお挙げになりました中で、電電公社の方が承知していらっしゃらないものもあったかもしれない、現地であるいは承知しているかもしれないが、そういう追加資料があればということでございます。

○田中(美)委員 それでは速やかにお願いたします。そして報告すべきことをぜひ報告していただきたいと思ひます。質問を終わります。

○戸井田委員長代理 石母田達君。

○石母田委員 きょうは労災補償法案についての質問を行いました。思ひますが、初めに法案について若干の質疑を行いたいと思ひます。

最初に、今度の法案の改正で目的条項の変更があったと思ひますが、その点についてどういふ点の変更があるか、現行法と比べての違いを明らかにしてください。

○藤澤政府委員 現行の労災保険法では、目的条項は「労働者労災補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に對して迅速且つ公正な保護をするため、保険給付を行ない、併せて、労働者の福祉に必要な施設をなすことを目的とする。」とございます。これが今度の改正では、前段は同じでございますが、「公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。」というふうな目的条項をやや詳しくしたのが改正でございます。

○石母田委員 詳しくしただけなのかどうかというところは、私は見解を異にするわけであります。福祉事業という中で幾つかの事業の内容があるわけですが、この後審議されるいわゆる賃金の不払い法案の財源、これが福祉事業の一つになってこ

の法改正の中にも加えられていたわけです。この福祉事業というのは、賃金不払いの財源になるようなものを福祉事業に適切なものとして出しているのか、それともほかの財源が適当でない改善の策というのか、もっと言えば、やむを得ない処置としてこうなっているのか、御説明願いたいと思ひます。

○藤澤政府委員 端的に結論を申し上げますれば改善の策、むしろいま先生がおっしゃいましたように、やむを得ない措置というのが適正な表現になるかと思ひます。賃金不払いにつきましては、午前中にも申し上げましたように、いまの不況に伴ひましてどうしても何らかの救済手段をとらなければならぬ、しかしながら大變むずかしい問題だ、しかもわが国においては、前からその必要性が言われていながら今日までできないといふのはそれなりの理由があったわけでありまして、けれども、しかし最近におきまして、ヨーロッパ等の事例を見ましても、何らかの保険的なシステムを利用することによって、必ずしも理論的、体系的にはベストのものとは言えないまでも、拙速であつてもこれを生み出す必要がある、こういう認識から、先生御承知のような諸般の先国会以来の事情も踏まえて、関係労使の御了解も得ながら、審議会でもいろいろ御議論ございましたけれども、結論としては、現段階としてはやむを得ない措置ではなからうかということ御承知いただいて答申をしようとした、その答申に基づいて措置をしたというのが実態でございます。

○石母田委員 そうしますと、やむを得ない処置あるいは改善ということになれば、ほかに適切な財源がもし見出されれば、福祉事業としての賃金不払いの立てかえの財源にするということは再検討される、あるいは不払いの財源としては恒久的な処置というふうには考えられないけれども、どうですか、そういうことは当然あり得るわけですね。

○藤澤政府委員 賃金不払いの立てかえ払いが問題でございますが、この立てかえ払いの原資をどこに求めるかというの、非常にむずかしい問題でありまして、先ほど申し上げましたように、従来の難問をこの際やってみようということになりましたのは、ヨーロッパ各国で二、三年來こういう制度ができてきたということが一つの端緒にもなったわけでございます。しかしながらヨーロッパの例を見ましても、保険システムを使つておりまして、一応独立の保険料を取り立ててはおりますが、しかし機構としては、従来の労災保険あるいは失業保険の機構を使いながらやっていると

うのが実情であります。理論的にすっきりした筋を通した形で言えば、やはり独自の保険料を取り立てて、そうしてこれをもつてこういう事業をやれば一番すっきりすると思ひます。ただ、これにつきましては、保険料率が当面予想されるころでは非常に低い。一万分の一からせいぜい四か五ぐらい。労災保険、失業保険の場合には、御承知のように一番低い単位で千分の一でございますから、そういう非常に低い単位の保険料率といふものが独立のものとして成り立つかどうか。それからまた、そういうものを別建てにしようということになれば、徴収機構も支払い機構も、別な事業団なり何なりをつくり、特別の職員を採用しようといふような形がこの急場間に合うか、また、それが現実的であるかどうか、いろいろなそういう配慮をいたしまして、今回、一応こういうことで発足をしてみたい。したがしまして、将来その辺の収支関係が明らかになり、実態が変わつてまいりますれば、いろいろな考え方が出てまいるであろうというふうな思つております。

○石母田委員 いまの最後の一言がほしかったわけですが、大臣にその点、再確認してもらいたいですけれども、やむを得ない処置ということですから、いま言われたように、ほかに適切な、これに当たるような財源が見つかった場合には、当然検討されるというふうな理解していいわけですね。

○長谷川国務大臣 局長から答弁しましたように、その保険金がまた一万分の一とかなんとかで

別に新しくつくるといふふうなそういうことよりは、いまのやつの方がいいんじゃないかというふうなこと、もう一つは、やはりこういう経済不況のときでございますから、この委員会、参議院の委員会等々で御要望のあるところ、また私たちも考えている大事なところ、それは使われないで済めば一番いいんですが、予算を用意しました。これは、そういうふうに事前にいろいろな手当をするところに政治的な配慮があるということをやっておりますので、その辺はひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○石母田委員 だから、盛んに連発されている改善の策とかやむを得ない処置ということ、これが福祉事業の、いまあなたたちが提案されている最も適切な事業の内容なんだということをやっているんじゃないかというところは、はっきりしているわけでしょう。ですから、当然将来適切なといふのは、私、福祉事業の解釈がこういうものである、こういう種類のものがどんどんふえるのだということであつては、法の趣旨から言つておかしいのではないかとこのことでも申し上げているので、その点で大臣の方からもう一度……

○長谷川国務大臣 先ほどからお答えしておりますように、こういう問題をこの場で取り上げられ、国会で取り上げられ、そしてまた三者構成の委員会でも、それぞれ利益の代表をされている方々も同意されていることですから、別個理解をいただき、そしてこれが日本の勤労者の未払いの場合に役に立つといふところの政治的意義といふものをお認めいただきまして、それはベストではないけれども、政治的にベターをお互いに選んで対応したい、こういう気持ちだけは、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○石母田委員 じゃ、もつとはっきり——私の疑念も類推してそうなっているのではなくて、この審議の過程の中では、労働省内部の意見も含めまして、基本問題懇談会か、そういうところでの議論の中で、この労災補償法案の補償という字を削つたらどうか、こういう御意見もあったというふう

に聞いておられますけれども、そうでしょ。

○藤田政府委員 労働福祉事業について、賃金不払い事業が典型的な例だということでは困るという御議論を踏まえてのいまの御質問でございますが、その点について一言申し上げますが、この改正法の二十三条をごらんいただきましても、労働福祉事業としては一、二、三、四と踏まえておりまして、一は例の社会復帰、労災病院等の事業でございますし、二は被災労働者の援護の事業でございますし、三は最もいま緊急の安全衛生、なかならず職業性疾病の予防の問題を大いに取り上げていこう、こういうことでございまして、四に「賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する」云々という規定があるわけでございまして、労働福祉事業としては、本来、労働災害の周辺にありまふような問題というものに力点を置いてやっていこう、こういう考えでございまして、そこで、そういった場合に、御承知のように労働保険は、当初労働基準法にありますが事業主の無過失賠償責任を担保するという形で責任保険として誕生いたしましたけれども、その後たとえば年金制度の導入でございまして、あるいは通勤災害の導入でございまして、あるいは各種の特別加入の制度でございまして、あるいは各種の事業をやっております。そういう意味では、必ずしも基準法で言っている最低基準の保障だけにこだわらずに、労働者の保護のために幅広い事業をやっていくべきではないか、そういう発想からいろいろ御議論があったことは事実でございます。ただ最終的には、それは言っても、やはり補償というものが根幹でなければならぬ、その点は私も全く異論がないのでございますが、それを明らかにするために、法律名は現在のままの方がいいじゃないかという結論になって、かようになつたわけでございます。

○石母田委員 若干答弁が長いので、私、時間的に、協力しようと思ってもあれですから、あなたの方も協力してください。そのとおりだと思ふんです。やはり補償法案で

すから、補償が根幹でなければならぬ。そういうところから見ると、リハビリとかそういうものは、災害の防止というような範疇のものとしてあるけれども、賃金の不払いまで出すということになると、これは、どんなに広がるんじゃないか。それだったら、もっと補償が十分にされておつて、そしてこれが私どもの要求するやうな八〇%以上になってきちんと補償されているという状況であつて、なおかつという問題なら、まだいろいろ検討される余地もあると思ひますけれども、御承知のように、この補償の問題については、かなりのいろいろの改善がまだ必要だという段階において、こういう不払いというやうなものにまで広がって、それが福祉事業なんだ、こういう解釈については同意しかねるわけであります。

したがいまして、いま言われましたように、これはやむを得ない、あるいは改善の処置だということに理解してほしいということですから、そういうものだとすることでやっているのだということだけはわかります。決して賛意を表しているわけではありませぬけれども……(長谷川国務大臣「まあそう言わんで」と呼ぶ)不規則発言が大臣席から出るようではしょうがない。

さて、次に進みます。今度の改正で、いわゆる傷害補償年金の中で、現在の人たちが給付が低下するんじゃないかという部分があるわけですね。それは一時金をもらつてない人で二級、三級の人、私どもの計算によると、若干現行よりも給付が低下するんじゃないかというふうに考へていられるわけですが、この点についてはどうでしょう。

○藤田政府委員 これも午前中の御議論で大分出たわけでございまして、現在の休業補償給付があるいは長期傷病補償給付は、六〇%に二〇%の特別支給金が出ています。今度の傷病補償年金でございまして、六七から八六%までいきます。しかし、それだけじゃございませんで、ボーナスを対象とする特別支給金がそれに加わりますので、必ずしも低くなる者がたくさん出るということには私ども

もはならないと思つておりますが、しかしボーナスは、産業により事業により区々でございまして、いま先生がおっしゃいましたやうな例が皆無だというふうには私ども思つておりません。

そこで、それらにつきましては、五十二年四月一日において、現に給付を受けている者の実績を補償するという措置を、特別支給金という形でぜひこれは実現をしたいというふうに思つておりまして、なお将来のやうな問題についても、そのやうな考え方に立脚した何らかの措置を講じたいということ、午前中にもお答えをしたやうな次第でございまして。

○石母田委員 そうしますと、現在の受給者あるいは四月一日の者については、これは低下させない処置をとる。新規の将来の部分についても、特別支給金というやうなもので善処したい、対処したい、こういうふうに理解してよろしうございませうか。

○藤田政府委員 できるだけそういうことで特別支給金というものは組んでまいりたいというふうに考へております。

○石母田委員 次に、この法案の中で非常に関心の深い問題の一つに、解雇制限の解除の問題があるわけですね。

御承知のように、現行法では、三年たちまして長期傷病補償制度に移行する段階で十九条の解雇の制限が解除されることになっておるわけですね。今度の場合には、一・五年ということと年金ということになりまして、そして三年までは解雇の制限は受けるわけでありまして、この三年たった後の問題で非常に私どもが心配しているのは、三年たつたらず機械的に解雇になるのかどうか、そういう事態が来るんじゃないかということがあるわけですね。特にそれが病気が、もう少ししたで治るやうなやうな、実際にはいま療養中というやうな場合、そうしたときに失業の不安が療養中の方にしかかるといふことは、精神的に言つても、あるいは病気を治すという点から言つても、非常に否定的なものになるんじゃないか。

これは、この前の問題にもありましたけれども、その場合にはいろいろケース・バイ・ケースで機械的にやらないやうに善処したいというやうな労働省の方のお考えもあつたやうですけれども、今度の場合も、そうした精神で、三年たつたからといってすぐ機械的に解雇制限の解除ということと解雇ということとが、その点については十分あつたとき、労働者と資本家の労使の良識ある話し合いによつてそうした問題を解決する、あるいは労働者としても側面から、すぐそうした人たちに解雇というやうなことがならないやうに協力したい、こういう御答弁がありましたけれども、これは、こういう制度になつても変わりはありませぬか。

○藤田政府委員 制度の運用については、できるだけ関係者の理解を得ながら進めたいというのはそのとおりでございまして。

現在行われております長期傷病補償給付も、三年を経過してもなお治らないというときに必要があればということ、一つの判断基準を設けてやっております。それは労働不能の状態がずっと続くであらう、少なくとも六カ月程度では治らない、その後もずっと続くであらうというときに長期傷病補償給付に切りかえる、そうすると解雇制限がなくなるといふことでございまして、それが今度、一年半の時点で傷病補償年金にかわるわけでございますが、その労働不能の状態の判断につきましては、療養基準の内容といたしまして現在と変わらないやうなものを考へたいということ、午前中にも申し上げたわけでございまして。

そこで問題は、疾病に対する補償のあり方としましては、いつの時点で常時被災者の状態を見まして、そしてそれに適切な補償を施していくということが必要でございまして、現在の制度でも、たとえば長期傷病補償給付を受けられても、その後症状が軽くなるというやうな状態の場合には、休業補償に移るということが当然予定されておまして、通達にもそのことが明らかになつております。ただケースとしては、非常に少な

いわけでございます。それと同じで今度の傷病補償年金でも、症状が軽くなれば、三年待たずに治れば、それはその時点で休業補償に切りかえていくというようなことは、これは当然でございます。いづれにしましても、一年半あるいは三年というところの重点はございましょうけれども、たてまえては、常時被災者の状態をよく見まして、症状調査を十分行いまして、それによって適切な補償を講ずるようしていくという方針でございます。

○石母田委員 このことが非常に不安になった大きな原因には、先ほど同じように、この法改正の審議の過程の中で、労働基準法の第八章の問題ですね、これの所要の整備を行って、一定の条件、たとえば一定期間福利厚生施設を利用させるということであれば、制限の解除をしてもいいんじゃないか、つまり一・五年ですね、そういう論議があったように聞いているのです。

ここにあるこれは、労働省の内部の「労災保険制度の改善について(案)」という文書だそうだけれども、その中にもそうした内容のものが書かれているのです。こうしたことが検討されているということがあったので、なおさらこの一定期間というのは一・五年ではないかというふうにわれわれは解釈して、一定の条件、たとえば一定期間福利厚生施設を利用させることによって解雇制限の解除という御意見があったように聞いていますが、この点はどうですか、聞いたことはないですか、全然。

○藤澤政府委員 いろいろの人がいろいろの勉強をしていると思いますが、私自身は、実際にその意見を初めて伺ったようなことでございます。

いづれにしましても、解雇制限の問題は非常に重要でございますから、三年という基準法の原則というものは、この際一切手を触れないということとで割り切ったわけでございます。扱いとしては従来どおりでございます。

○石母田委員 ここに「労災保険制度の改善について(案)」五十年七月二十一日という文書があり

ます。その九項目の中にその他の問題について、「労働基準法との関係①労災保険の全面適用にともし、労働基準法第八章の規定について所要の整備を行う。②解雇制限と保険給付との関係を切り離し、一定の条件(例えば、一定期間の福利厚生施設利用)の下で解除できることとする。」というこの文書について、労働省のどの段階でも出ていない、こうしたことはなかったというのですか、それともあなたが知らなかったというのですか、課長さんでもいいです。

○田中説明員 今回の改正の問題につきまして、労災保険審議会の中の懇談会で二年余りの期間いろいろな角度から検討したわけでございますが、その際に大きな問題点の一つとして、労災保険が全面適用になった場合に、労働基準法の第八章の規定が具体的には動かなくなってくる、その場合に、労働基準法の規定について何らかの立法技術的な整理が要するのではないかということの事務的な検討をいろいろやってみたわけでありま

す。結局、現段階でそこまで手を触れるには、さらに慎重な検討が必要であるということで見送られたわけでございまして、事務的な段階では考えられ得るあらゆる可能性についていろいろ資料もつくり、研究もした。先生のお手元の資料も、あるいはその一つかと思いますが、議論は事務的にした経緯はございます。

○石母田委員 そのとおりだと思います。それが、局長が非常に偉過ぎて、そこまで届かなかったという意見だと思えますね。私は、局長もそういう意見があることぐらいは、是非は別として承知しておくことが重要だと思いますよ、こういうときは。

私は、こういう問題がやはり議論の中でいろいろ出てくるということから、先ほど言ったような解雇制限の解除についてのいろいろな不安が出てくるというの、一定の根拠があったと思えます。しかし、いま出された今度の法改正については、三年ということになっておりますし、その後

においても、先ほど局長が答弁した、たとえばこれはむち打ち症とか頸肩腕症候群とかいろいろ、もう少しで治るんだけれども、三年たつてしまつたというような場合に、機械的な解雇制限の解除ができることを、解雇するというのがなく、そういう労使の良識を持った処理のできるように、そして療養中にいわれるできるだけ早く治して職場に復帰できるようにという精神と立場から、こうした問題について善処するよう政府としても援助していくというふうにぜひやってもらいたいと思います。これは、よろしくございませう、局長。

○藤澤政府委員 改正法の施行につきましては、できるだけ実情を配慮いたしまして、また関係者の理解を得ながら進めらるべきものだというふうに思っています。

○石母田委員 もう一つ、今度の法改正の中でメリットの拡大があるわけですね。つまり労災の度数率が少なければ少ないほど、いろいろなところから出てくる保険金の保険料の問題についていろいろ便宜を図るようになっていくわけです。この幅が現行法よりも広く拡大されたということ、私は、現行の実態から見ると、そのことが逆に、労災隠しという言葉が当たるかどうか知りませんが、せんけれども、なるべく労災扱いにしない、こういうことを奨励する結果にはしないかということを恐れているのです。

といいますのは、中小企業で言いますと、労災を起しますと、監督署からそれなりの措置の要請もあるし、それよりも、マークされるという言葉があるそうですけれども、いろいろとマークされて、何かあるとすぐそこが目をつけられるわけですね。これは考えられることですよ。

それからまた、私の間、横浜銀行の問題でやりましたけれども、金融機関では、やはりお金もあるせいか、できるだけ労災扱いにしないで、それと同等あるいはそれ以上の補償をやって解決してしまうとか、あるいはまた大企業などでよくやっていますが、いわゆる無災害運動というのがあ

りますね。そうしますと、労災を起したというのじゃ、当然一遍その運動に傷がつくというので、私から見ると過当な無災害運動というものが、何か労災というものを隠していくという傾向がある。

たとえば、私の知っている例でも、ある大企業の中で下請の人たちが事故を起こした。そうした、すぐ企業から、この中で起こったというのじゃ困るから、よそで起きたということにしてくれと言ってきた。そう言ったって、そこで起きたものはどうなるわけでもない。結局、下請企業が泣いて労災扱いにできなかったというような相談を受けたことがありますけれども、こういうような実態からいいますと、このメリットの拡大というものもただ労災をなくすという方に作用する場合もあるでしょう。全然ないとは言いません。しかし同時に、労災を隠して労災扱いにしないということをかえって助長する結果にはしないかということを恐れているのですが、その点については検討されたことがあるのですか。

○藤澤政府委員 いま御指摘のようなことは、私も時に耳にするわけございまして、率直に言って、メリット制というものは、そういうもの刃の剣のような要素があると思います。たとえば、いま先生もお触れになりました表彰制度なんか、無災害を表彰するということは、それ自体結構ですけれども、そういう傾向をまた逆に助長するということがあることがありまして、大変私も頭を悩ますところでございます。しかしながら最近では、労働者の皆さんの権利意識も非常に高くなつてきておりますし、それから各労働法規の徹底ということも行われておりますから、往年とこの辺はだいぶ変わってきていると私も思っております。

隠し災害というようにあることがあつてはなりません。そのようなことのないように十分注意しながら、いま先生もお認めになりましたように、メリット制の災害減少の効果というプラス面を生かすような監督、指導を私どもとしては行ってまいり

たいと思います。

○石母田委員 では具体的な例を申し上げましょう。それは横浜の白鳥運輸という港湾関係の運輸のところで起きた事件です。ここでフォークリフトの運転手をやっている人がおります。赤石滋という人です。この人が現在、頸腕症候群で休業しておりますけれども、この人は五年五カ月フォークリフトの運転手をやっているわけです。発病してから一年半ぐらいになって、四月十五日から現在まで休業しておる方です。この人が労災の申請をしたということで、横浜の南基準監督署でいろいろのそうした扱いをしているわけですが、初めこの会社は労災扱いにということで返事をしていたのが、最近、横浜の南基準監督署の指導で労災扱いを認めないという返事になってしまっている。こういう中でその理由になっているのは、まあこういう頸腕症候群がこのフォークリフトということではまだ恐らく認定されたあれはないと思えますけれども、そういうことで全国でも珍しいから、初めてになるから労災扱いにしない方がいいということとを会社に指導して、会社も労災扱いとして申請はしない、こういうふうになっているのだというふうに聞いているのです。

そうしますと、これは後で申しますいろいろ職業病の認定の問題とも関係するのですが、それと別個に、基準監督署ができるだけ労災扱いにしないような指導をするというようなことは、私の言う労災隠しというものに結果としてなるわけなんです、こういうことはあり得ることなんでしょうか。

○藤縄政府委員 いま伺いまして、実はびっくりしているわけです。関係者も初耳だということのごさいます。そういうようなことはあつてはならないわけでありまして、労災請求は言うまでもなく労働者の権利でございますから、労働者が自分でそうだとすること、そういうふうな思えば、関係資料をそろえて監督署にひとつ請求をしていただきたい、そういうふうな思います。

○石母田委員 それでは、こういうところに名前

出すのは余り好ましいことじゃないけれども、あなたの方で調べる必要もあるから名前を言っておきましょう。労働事務官の倉下勝司という人だそうですね。この人が会社側に對して、いま言つたようなことで、全国でも初めてになるからということと、やはりこの労災扱いにするという今後の困ることがあるというような注意があつたところで、会社側としてそうしたいということ、判こをゴム判だけ押すけれども角判は押さないとか、いろいろなことを言っているらしいのです。こういうことが事実かどうか、私は、ぜひ調べてもらいたいと思うのです。あり得べからざることだと思ひます。

この事実はどうか知りませんが、私は、やはり労災の申請というものはきちんとして——それを認定するかどうかは、また別の問題だと思ひます。しかし、こういう申請自体にこのような指導を監督署が与えるということは、明らかに間違ひであり、こうした実態があるから、こういう問題まで出されているから、このメリットの拡大というものが果たしていい面だけに作用するかどうか、むしろ逆に、こういう労災隠しを助長する結果になりやしないかということ、いまの行政指導の中で善処していきたいという答弁だけでは非常に私は不安です。

この点について大臣の方からもう一度、そういうことのないような保証について大臣としての見解をお伺いしたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 これは、ただいまうちの局長が答弁したとおり、さらにはまた石母田さんもおっしゃるとおり、労働者の権利でありますし、その認定は認定として正確にやっていくということと、るに労働基準法に対する信頼が出てくる、労働者の権利が守られる、私は、こういうことだと思つております。

○石母田委員 それでは次に、フォークリフトの運転手さんの腰痛症の認定問題についてお伺いしたいと思ふのです。

これは、ここに一つの具体的な例がありまし

て、私も、その相談に乗っておるのですが、私自身も、どうしてこういう人たちが認定にならないのだらうかというふうな考へておる件の一つです。それは横浜に笹田実業というところがありす。これもやはり港湾関係です。そこに入社されて以来かなりの長い期間にわたつてフォークリフトの運転手をやっている方です。この方が腰痛症で非常に困っているわけです。この方が現場作業が八時間、そのほとんどがフォークリフトの作業業務であつたという方です。初めは一日も休まないで出勤できるほどの健康状態だったのですが、これで見ますと、港湾や、それから鉄鋼会社にいった中で、かなり無理な、徹夜したり、夜勤から続いてまた翌日の明けを働いたとか、そういう続いて十何時間フォークリフトに乗つたとかいうかなり激しい労働をしているわけです。このような中で、現在腰痛症で非常に困っているわけなんです。この人が申請すること自体に会社がなかなかうんと言わぬということで、これは基準監督署の指導もありまして、申請に対する会社の同意がなくても個人でできるということで、現在、船員病院を通じていろいろな手続をとっているわけです。ところが、そういう指導で相談に行つたのですが、これは相当長くかかりますよ、こういうお話を受けたというのです。これは、こういう問題が起きてから、いろいろの経過がありまして、たけれども、六年ぐらになつてゐるのです。正式に出したのはその時間がたつてゐるという問題ではないけれども、もうすつかりしよ返つてゐるわけですよ。私などずっと書類を見ても明らかにこれは業務上の認定とできるものじゃないかと思ふのだけれども、なぜこういうものが長くかかるのか、あるいはこの件については、すでに調査を依頼している点もありますので、この点についての御説明をお願いしたいと思ふのです。

○藤縄政府委員 いまお話しした渡辺さんという方の状況につきましては、お話しのとおり、かなり

古い時代から出てきておる問題でございますけれども、正規には五十年の十二月十七日に南の監督署に來られまして、そして本人が業務と関連があるというふうな主張するならば、労災保険の請求書を出すようにということで指導を行ひまして、五十一年三月二十六日に請求書が出されましたので、いまおっしゃる通りに、主治医である横浜船員保険病院の医師に意見書をいま依頼しておりますので、調査を早急に行ひまして、判断をいたしたいと思つておりますが、私ども、できるだけ労働者の保護のために適正な指導を行ひたいと思つております。

ただ腰痛につきましては、先生も御案内のように、最近、いわゆる神経症候群とか、こういうものは、非常に限界がむずかしい問題でございます。腰痛なんかでも非災害性の疾病ということになるとなかなか業務上になりにくいというふうなこともあるわけでございます。担当者としては頭の痛い問題で、いろいろ自分たちの承知している知識なども、あるいは御披露したことがあつたかもしれません。しかし結果的には、いま申し上げたようなことで処理を進めておりますので、早急に決定をいたしたいと思ひます。

○石母田委員 これは、この方の認定の問題についても、実は監督署に相談した過程の中で、この前の話と同じような、むしろ労災扱いにしない方がいいというようなこともあつたということ、これは具体的に調べる依頼してありますから、まあこうしたことがあつたということ、これは前々です、いまの方じゃないですから誤解のないように。そういうこともあつたということで、決して申請が本人の意思でおかれていたというだけではないということ、それは否定されて、早速いま適切な指導を受けているようでございますけれども、そういうことがあつたからこそ、この認定については、できるだけ早くしてあげていただきたいというふうな考へております。

それで、この問題と同時に、この人たちが、本人の話を聞くと、一番つまらなかったのはバック走行、後ろ向きで後ろへ下がる場合、後ろに物を積んだら、そのときに座席が固定していることが腰痛症に非常に大きな関連があったのじゃないかと言われているのです。その後改善されて、これは回転するようにしなければならぬようになっていたらしいですね。最近そういうものに改められているのだけれども、聞くところまだ港灣の中にも、いや、そういうふうになっていない、不況のためにその改善がおくれて、固定した座席のままやっていて、ということから腰痛症に、治って行くこととまたすくなってしまうというふうな問題があるそうです。

ですから、これは労働安全衛生の方だと思えますけれども、そうした腰痛症を防止するためにも、何かいゆる固定されたものが回るようにとか、あるいはその下にスプリングが入るようにとかいうふうないろいろの処置があるそうだけれども、そうしたものの改善措置をぜひ企業に対しても促進させるように指導を強めていただきたい、こういうふうな思いですが、この点での見解をお願いします。

○中西政府委員 現在、フォークリフトの座席につきましても、構造規格で緩衝材を使うというふうなことは規定されておりますが、ただいま先生のお話ありましたような、自由に回転できる、これが腰痛症の予防に非常に役立つということであれば、これは構造規格の中に入れることについて十分検討いたしたいし、また業界を指導いたしたい、かように考えます。

○石母田委員 そこで、いま局長の答弁の中にもありましたけれども、特にこうした非災害性の腰痛症の問題については、非常に認定がむずかしいという問題があるわけですね。この点については、四十三年二月二十一日にこの取り扱いについての基準が書かれておりまして、その第二項目が何かに、災害性の原因によらない腰痛についての認定基準が書かれているわけですね。この問題について特にこのフォークリフト関係の労働者、それから

港灣のいろいろな荷役作業をやっている人たちにこの腰痛症がありますね、どうしても腰を使いますから。それから長距離運転手、それから、こどもたばき問題になります保母さんの腰痛症の問題、こうした人々や、あるいはもっと言えば大工さんとか左官屋さんとかいう特殊な作業に従事している方の腰痛症が非常にふえているわけですが、こうした人々の非災害性の腰痛問題の認定基準について、いま四十三年二月二十一日の通達だけでは、先ほど申し上げましたような非常な困難さが出ていますので、この改善をぜひお願いしたい、こういうふうな思いです。この点についての政府の見解をお聞きしたいと思います。

○藤澤政府委員 腰痛につきましては、いまお述べになりましたような経過でございますが、確かにその後の医学の進歩あるいはいろいろな実例等から見まして、この認定基準を再検討する必要がある。特に先般、大阪高裁でこの非災害性の腰痛についての一つの判断が下りまして、こういったことも踏まえて、私もこれを検討しなければならぬというふうな思っております。

実は、四十八年十一月にこの腰痛等の業務上外の認定基準の検討に関する専門家会議というのを設置いたしまして、現在まですでに八回開催をいたしております。そこで、先般のそういう大阪高裁の判例などもありましたから、なお精力的にこれを進めまして、新しい認定基準をつくらせていきたいというふうな思っております。

○石母田委員 そうしますと、その専門家会議で検討されるのは、一つには、この災害性の原因によらない非災害性の腰痛症の認定基準と、それから当然、労働基準法の規則の三十五条にあります業務上の疾病の問題ですね、この点についての、さっき言ったような職種についての腰痛症についてどうするかという問題も検討されるわけですか。

○藤澤政府委員 この腰痛症の認定基準の検討に当たりましては、具体的には大工、左官、フォークリフト運転手、保母、港灣労働者、電気工事というふうなことが非常に問題になっておりまし

て、それをいま鋭意やっております。

それから、規則三十五条の問題は、たばきと委員会で御指摘ございました。単に腰痛や頸肩腕症候群だけの問題でございせん。あらゆる職業性疾患について、いかにもあれは古いじやない、昔々かという御指摘がありましたので、これは別途三十五条についての専門家会議というものを最近起こしまして、ぜひこれは全面的に検討したいというふうな思っています。その中でこの問題も処理をいたしたいというふうな思っています。

的とした労災保険の性格が変化するのであるかどうか、こういった点について労働省の見解をお尋ねしたい、そしてまた労働災害の保護を基本目的とする保険制度として今後維持する考えは当然あると思うわけですが、労働者保護を目的とした総合的な保険制度へこれを広げていく、発展させていくというふうなそういうったお考えをお持ちかどうか、こういったことをまず最初にお尋ねをしたい、こう思うわけでございます。

○戸井田委員長代理 速記をとめて。

〔速記中止〕

○石井（一）政府委員 御質問の要点は、労働福祉事業が新たに加わったということにおいてその保険制度自体の性格というものが移行するのではないかと、一見そういうふうに見える面も確かにあるわけでございますけれども、御承知のように、本来労働者の業務災害について保険給付を行うということが、この保険事業の基本でございますし、さらに使用者の納める保険料で賄われるという趣旨も体して拡大的、前進的に内容の改善を整備する、こういうことが今回の法改正の趣旨でございますので、従来の目的から特に遊離するということには本省としては考えておりません。

○戸井田委員長代理 速記を始めて。
○石母田委員 じゃ、ここでもうと発言者かわります、大臣が退席されるそうですから。
○戸井田委員長代理 次に、瓦力君。
○瓦委員 大臣が参議院の本会議で、そちらの方に向かわれましたので、はなはだ残念でございます。しかし石井事務次官、非常に労働問題、勤労者対策に熱心なお方でございますので、いろいろ質問をさせていただきたいと思っております。ことに政務次官、外務委員会におきましてILO百二号批准につきましては、最低基準の批准について大変お骨折りいただいたわけでございます。また、いろいろ勤労者政策につきましても、石井政務次官の論文を方々で見るところでございますが、まず初めに、すでにさきに質問された方にそれぞれ答弁がなされたこととございますが、改めて重複する部門もあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

○石母田委員 労働保険制度の改正、ことに長期療養者に対する年金の給付というふうな面、いろいろ改正点の盛り込まれた本法の改正でございますが、まずお尋ねをいたしたいことは、保険給付に並列する事業として労働福祉事業を実施することとされております。労働福祉事業の一部として労働災害とは関係のない適正な労働条件の確保のための事業を実施することが予定されておるわけでございますが、この結果、本来労働災害の場合の労働者保護を目

した労働者の福祉の前進のために特に必要だということが、労働者の福祉の前進のためにしたがって、この労働福祉事業を行うことを積極的に推進するということを今回明らかにしてお

るわけでございます。けれども、この点は冒頭にも申し上げましたように、労働者の業務災害について保険給付を行うということが保険事業の基本的な方針でございますので、その事業内容について格別異なるものではない、そして方法として福祉事業の分野も使用者の納める保険料で賄われるわけでありまして、おのずから事業主が負担すべき事項は、それを負担すべき、またはそれになじむ事項のみに限られてくる、こういうふうなことになるかと思っております。

なお、補足いたしますと、これらの新しい福祉事業の施行、運営に関しましては、今後労災保険の本来の性格を考えまして、労災保険審議会の御意見も十分尊重して適切な運営を図ってまいりたい、このように考えております。

なお、将来の問題に関しましては、当然総合的な観点から今後漸次前進を図っていくかなければいかぬというふうなことは考えておるわけでございますけれども、いろいろ諸制度の関連もございまして、前向きにかつ慎重に対処していきたい、このように考えておるわけでございます。

○瓦委員 ただいまの政務次官の答弁で、これから労働福祉事業というのは、五十一年労災勘定の歳出総額で見ますと、労働福祉事業九・七％ぐらいを占めるわけでございますが、今後さらにその発展も望み得る、こういうわけでございます。

それで、この第三章の二、労働福祉事業の一番にございまして療養に関する施設及びリハビリテーションの問題についてお尋ねをしたいと思います。

五十一年の九月、リハビリテーション研究会で労働者に関するリハビリテーションのあり方に関する中間報告、五十一年度においてはこの報告に基づいて実現のための長期計画を検討する、当面拠点施設の整備に着手するというようなこととございますが、現在、社会復帰の促進を図る上で医療施設であるとかリハビリテーション施設の整備拡充というのは非常に大切な意味を持っており、五十一年度にはその拠点的な整備に着手する

ということでございますが、まず労災保険のこうした施設の現状はどうなっておるかということについてお尋ねをしたいと思います。

○藤田政府委員 労災医療を行う施設といたしましては、都道府県労働基準局長が指定をいたしました医療機関、これが全国に約一万八千ございまして、より直接には、いま御指摘の、今度の改正法案によれば労働福祉事業でございますが、その一つといたしまして労災病院というのがございます。これが全国に三十四カ所でございます。

そのほかに、現在新潟県の燕市、それから茨木県の鹿島にさらに新しい病院を建設中でございます。このほか、労災病院が置かれていない地域を中心に労災病院の活動を補完し、地区サービスの充実を図るといふことから、労災委託病棟というものをやっておりますが、全国に十一カ所ございます。

それから、リハビリテーション関係の施設といたしましては、労災病院はそれぞれリハビリテーション部門を持っておりますものが多いのでございまして、そのほかに育損患者に対して健康管理を行いつつながら適当な作業に従事させる、そして自立更生を図るといふ意味におきまして、労災リハビリテーション作業所というものを全国に九カ所持っております。

それから、いま御指摘になりました中間報告の中に出来てまいります拠点のリハビリ施設というところの一環といたしまして、主として育損者を対象とした施設を福岡県の欽州市に建設を予定して進めております。

以上のほか、いろいろな労災福祉事業といたしまして、義肢等の補装具でありますとか、車いすの支給でありますとか、社会復帰資金あるいは自動車購入資金の貸し付けだとか、いろいろなお金をやっておりますような現状でございます。

○瓦委員 三十四カ所でございますから、労災病院を将来各県に一つずつ配置をしていくというふうなことでさらに努力をお願いしたいわけでございますし、また総合管理センター、ただいま局長

からのお話も伺いましたが、全国にブロックをつくりまして、総合管理センターの配置、各県に労災病院を設置していくというふうなことににつきましては、現在計画が何かお持ちでございますか。

○藤田政府委員 理想から申しますと、できるだけ多くの労災病院あるいは委託病棟、あるいはリハビリテーションの施設というものを持たせたいと私も考えておるわけでございます。しかしながらこれらはなかなか金のかかることとございまして、むしろ現実には、当面持っております既設の労災病院の設備が十分老朽化してまいりました、その計画的な整備をやる必要があるというところを考慮しております、これは計画的な整備ということを来年度から進めたいと思っております。

それから、労災病院を建てていきます場合に、医師会その他地域の民間医療機関との調整といたしますか、これも非常にむずかしい問題でございます。いろいろそういうことがありますが、理想は理想といたしまして、現在、先ほども御説明しましたように燕と鹿島でやっておりますが、その先ほどんども労災病院を建てるといふような状況には、実は率直に申し上げてなかなかいい状況にございまして。

○瓦委員 次に、労働者の安全及び衛生の確保の問題でお尋ねをしたいと思います。

中小零細の事業主に対して、安全衛生関係法令を守らせるということが非常に大切なことであることは申し上げるまでもないのですが、現在、大企業はともかくといたしまして、中小企業においては安全衛生関係の法令を守ることについていろいろ困難な事情があると思っております。こういった中で、安全衛生の問題について実効あらしめるためには、専門的な指導であるとか、あるいはまた安全衛生施設を設けるための融資の問題、こういった経済的な援助が不可欠である、こういうぐあいに思っております。今後どういふような考えで対策を進められるか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

○石井(一)政府委員 お答え申し上げます。御指摘のように、労働行政の中で安全衛生という問題、これを最重点に置き、今後総合的な対策を推進していくことを考えておるわけでございまして、現に、昨今労働災害による死傷者の数は逐年減少の一途をたどっております。昭和五十年には死傷者が百十五万人であったわけでございすけれども、そのうちの死亡者数が三千七百二十五人にとどまったというふうな推定されております。昭和四十九年、四十八年は五千人、六千人という推定でございましたので、千人近い単位で逐年減少をしております、こういう情勢になっておるわけでございます。今後、非常にむずかしい職業がんの問題であるとか、あるいは大規模のコンビナートにおける爆発の問題であるとか、科学技術の伸展とともにそういう形での新しい災害がふえていく傾向ではございますけれども、これらに対しましては、できるだけ科学的な防止措置を推進していきたい、かように考えております。

なお、ただいま御指摘がございました中小企業に対する安全衛生対策の問題でございますが、これは御指摘のように、大企業に比べて行き届かない面もございまして、予算的な問題等々やはりどうしても政府の援助なり政府の強力な施策の推進というものが要請される分野であろうかと思っております。もちろん労働災害の防止は、本来事業者当業者の責任であって、中小企業者といえども必ずその努力を怠るということとは、責任を全うしたと言えないわけでございまして、御指摘のように、労働者といいたしましては、あらゆる面でこれらの弱い点と申しますか、それを補っていきたい、そういうふうな考えでおります。

そこで、具体的に実施いたしております問題を申し上げますが、まず最初に、中小企業に対する巡回健康診断、これは昭和五十一年度約七千万円の予算を計上いたしております。それから巡回安全点検、これに関しましては、わずかでありますが、これも、三百六十万円の予算計上を昭和五十一年度

にいたしており、これらはいずれも中央労働災害防止協会に実施を委託いたしております。

それから第二に、労働安全衛生融資の、先ほど御指摘がありました問題でございましてけれども、五十一年度の融資枠として九十五億円を計上いたしておる現状であります。

それから、安全衛生教育センター、現在ここで安全衛生管理者に対する教育を、東京都下の清瀬市において行っているわけでございましてけれども、今後二年間の計画によりまして、関西にも新しい安全衛生教育センターの建設を推進していきたい、そのために五十一年度の予算に第一年度建設費として三億円の計上をいたしておるような現状でございます。

第四に、労働衛生検査センターによる化学物質等の有害性の調査、環境の測定というふうなものも新たに実施をいたしております。

第五に、中央労働災害防止協会の地区サービスセンター、これは全国に七カ所現在設置されておるわけでございまして、これらに委託いたしまして、環境の測定なり教育あるいは講習の実施というふうなこともやっております。

以上申し上げましたように、労働省といたしましては、中小企業に對しまして特に重点を置いていろいろな施策を講じてまいったわけでございまして、今後さらに必要に応じて施策を強化していきたいと思っております。

現に御審議いただいております労働保険法の一部改正案の中にも、新たに労働福祉事業の一環といたしまして、中小企業に關連する専門的、技術的援助はもとより融資であるとか経済的な援助であるとか講習の実施であるとか、そういうふうな積極的な充実を図つてまいる、こういう計画をいたしております。

○瓦委員 末端におきまして、労働保険を中心とする公的保険の事務が特に中小企業にとっては繁雑な問題になっておるわけでございますが、この問題についてちょっとお尋ねをしたいと思つて

現在のところ、商工会等を通じて事務組合をつくらせてお世話いただくというふうな形でやっておるわけですが、雇用保険も整備され、労災保険も一歩前進をした、こうなつてまいりますと、さらに事務組合を強化していくことが、事業主にとりまして、また労働者にとつても大切な意味を持つてくる。これに對する施策について、まだ手ぬるいのではないかと気がするわけでござい

ますが、この実態と対策、こういったことについてお尋ねをしたいと思つております。

○藤澤政府委員 労働保険の全面適用の円滑なる推進に当たりまして、いまお話がありましたように、中小零細企業の保険事務を實際に行います事務組合の果たす役割りが非常に大きいことは御指摘のとおりであります。そこで私も、その育成強化のために事務担当者に対する労働保険事務の指導、研修の実施あるいは報奨金の交付という

ような助成策を実施してきたところでございまして、さらに五十一年度からは報奨金の引き上げを行いますとともに、労働保険事務組合指導員を設け置いたしまして、保険事務について事務組合に對する指導及び相談などの業務を行わせることとしておるような次第でございまして、報奨金は五十年度二十四億でありましたものを、今度の予算では三十億計上いたしておるというふうなことで、今後ともさらに事務組合の育成には努力をしていきたいわけでございます。

○瓦委員 その問題でございしますが、事務組合において実態は現在のところ女性の事務職員がお世話をしておるというふうなことでございまして、さらにこれから業務上の災害であるとかあるいは通勤途上の災害、こういったことではいろいろ相談が持ちかけられても十分それにこたえ得るような体制をとっていくためには、報奨金制度もさることながら、さらに専門的な知識を有する指導員というものを労働省独自で考へていくという

ような意思をお持ちですか。

○石井（一）政府委員 この労働保険事務組合がいま約一万一千ございまして、そのうち商工会議所

なり商工会が約三千、重複して同じところに二つの看板を掲げておる、こういうふうな情勢になつておるわけでございしますが、私などの体験から申しましても、いろいろのサービスがございましてけれども、たとえば金融だとか融資とかいう問題、これは中小企業者にとつて非常に深刻な問題ですが、その次に税制上の問題、それから雇用の問題もございまして、最近の労働保険の全面適用と、しかも、その円滑な推進というふうなことを考えますと、今後、労働保険の事務の遂行ということが中小企業者にとつて特に重要な問題になつてきておる、そういうふうな認識をいたしてお

ります。

御指摘のように、今回新たに労働保険事務組合指導員というのに二十二名分、約一千六百万円の委託費と申しますかそういう費用を計上して専門家を派遣するというふうな形になつてきたわけでございまして、これは、あくまでもスタートでございまして、今後この数を増強するとともに、予算的な措置も強力に行つていきたい。また、その点におきましては、ひとつ超党派で委員各位の御協力を賜りたいと考えておるわけでござ

います。特に大都市の商工会議所等は、やや大企業に偏向したサービスが行われておるという一面がございまして、非常に数の多い地方の商工会の仕事の内容などを見ておりますと、最近はやはり労災保険等の事務が、特に専門的な知識が要請され、また、それらを中小企業主が求めておるといふような情勢でございまして、今後これらの施策に對しましては、積極的に取り組んで

いきたいと考えております。

ただ、事務的と申しますか行政的な欠陥と申しますのは、これらの商工会なり商工会議所なりの機関は、通産省の管轄下にあり、どちらかと申しますと、経営の指導であるとかその他の融資といふふうなものが重視されておる場合に、労働省のプログラムの予算をそこに流すというところは、行政上非常に混乱を来すというふうなこともござい

ますので、現時点においては、労働保険事務組合と

いう制度を強化し、その事業内容を充実せしめ、できるだけ指導員を多くし、それを特に商工会等に派遣することによつて事業主等の要望に手の届くようなものに前進を遂せしめていきたい、こういうふうな考へております。

○瓦委員 政務次官の大変な熱意に感謝をいたします。

さて次に、今回の改正によつて設けられる労働福祉事業の一環として、企業の倒産により賃金の支払いが受けられなくなる労働者のために、政府が事業主にかわつて未払い賃金の立てかえ払いを行う、この事業を五十一年から発足させるわけでございしますが、これから賃金の支払いの確保に關する法律案がまた審議されるわけでござい

ますが、この未払い賃金の立てかえ払いは、この財源を労働者決定によることとした、その考え方を局長にお尋ねしたいと思つております。

○藤澤政府委員 現在の不況の中で賃金不払いは非常に重要な問題になつておまして、かねて当委員会でも何らかの救済手段を講ずる必要があるという御議論が非常に強くございました。附帯決議等も先般出たわけでございまして、また労働省といたしましては、未払い賃金の立てかえ払いというものが何らかの形でできないものかというものは長年の懸案でございました。しかし實際問題として、そういったものを肩がわりをするといつても、結局そこで集げつきが生じてしまつてい

ようなことから、なかなか實際の政策に乗りにくいという事情がございました。これをどうしてもやるということになれば、やはり保険的なシステムを使わなければならぬ。しかも、それは私的保険にはなじまない、公的保険ということにならうかと思つております。その場合に、先ほども御議論がございましたが、新たな保険としてこれを設立させるといふことが一番すっきりした形ではござい

なければならぬのかというような御議論もかなり強うございまして、こういった不況の中で新たな財源を求めて独立の保険制度をつくるという点につきましては、むずかしい事情がいろいろございまして。

外国の最近でございました例でも、労災保険あるいは失業保険というような既存の保険制度を利用している例が見られましたことから、先ほども御議論がありましたが、ベストの案とは私どもも思いませんけれども、現状で、しかもこの不況のさなか

に早く施策を実施に移すという必要からいって、拙速をむしろ尊ぶという意味で、全額事業主負担であります。この労災保険というものを、やはり事業主の責任であります賃金不払いに活用する方法を見出せないかということで関係者の間にいろいろの議論もございましたが、結論といたしまして、今回の労働福祉事業の中でこれを割り切

って始めたい、こういうことで、今回関係法律案を提案し、また予算にも半年分として五十一億の予算を計上した、かような次第でございます。

○瓦委員 二年を超すという大変な不況であり、倒産件数も非常に多い、よって賃金不払いも非常に多かったと思うわけでございますが、この法律がもつと早い時期に成立をしておればよかった、こう思うわけでございます。しかし国会の空白も

これあり、今日になったわけでございますが、これは、いろいろ事務手続が複雑でございますが、私、私は、そう簡単にはできないと思うのですが、多少さかのぼってこれを適用していくという

ような考えはお持ちでございますか。

○藤縄政府委員 いま先生御主張のように、できるだけ早くこれを適用していくことが必要でございます。ただ新制度でございますので、事の性格上、その倒産の事実が法律施行前にあるもの

のにまでこれを及ぼすということとはなかなかむずかしいことであると思ひます。

ただ、これは別途関係法令の審議の際に申し上げたいと思ひますけれども、施行日以後の倒産につきましても、それ以前六カ月の間に雇用関係が

切れた者につきまして、さらにその前六カ月の不払いについてこれを見ていくということでござい

ますから、実際の労働者の、しかも個々の不払いということになれば、かなり既往にさかのぼるということになろうかと思ひます。そういう点で一

刻も早く施行期日を迎えたいという気持ちでおりますので、よろしくひとつ御審議をお願いしたいと思ひます。

○瓦委員 今回の改正で、国内の事業から海外の事業に出向するといったいわゆる海外派遣者を労災保険の保護の対象に加えようということござ

いまして、これは従来の考え方から大きく一歩踏み出すわけでございまして、海外の事業なるがゆ

えに、相当困難な問題もあるかと思ひます。その中身をどういうぐあいに考えておられるか、その中身を少しお聞かせいただきたいと思います。

○石井(一)政府委員 御指摘のように、この問題は

は大変重要な問題でございますが、これまでの保険制度にはカバーされておらなかった問題でござ

います。最近、景気の動向がかなり好転しておるとい

う中に輸出の振興ということがあるわけでござ

いまして、その大部分はやはりプラント輸出等

の輸出が非常に大きな部分を占めておるわけでございまして、それなりに日本の労働者が海外に出向し、そして技術の指導をするというふうな必要

性というものはますます高まってきたとておる、こ

うふうにお申し上げてもいいと思ひます。

労働省におきましては、対外経済協力政策の一環

としていたしまして、外務省なり国際協力事業団と

緊密な連携を持ちまして、発展途上国におけるい

ろいろ国際的な技術協力というふうなものの推進

に努めてきたわけでございまして、この点が欠けて

おりましたので、今回特にこの改正に当たりまして

この点を配慮いたしたわけでござい

ます。そして今回の労災法の改正の機会に、このよ

うな海外に出張される方々に対しては、独自の特別加入という制度を導入いたしまして、できるだ

けの救済を図りたい。海外のことでございます

し、全く国内と同様に取り扱い得るかどうかと

いう面は、技術的な面でむずかしい面もあるわけ

でございますけれども、特別加入の制度を今後活用

して整備することによって、これらの事業が円滑

に推進できるように配慮していきたい、このよう

に考えております。

○瓦委員 海外派遣者を労災保険の保護の対象に

加えるにいたしまして、料率の決め方によつては

カバーできない、保護を与えられないというよ

うなことになるわけでございまして、海外派遣者

についての特別加入、この保険料率をどのよう

なところに置くのか、具体的に考えがあらばお聞

きしたいと思ひます。

○藤縄政府委員 特別加入でございますので、特

別の料率を設定していかなければならないとい

ふうに思ひます。内容的には、今後、労災保険審

議会の場で御審議をいただいた上で労働省令で

定めるということになるわけでござい

ますが、現在概略考えておられますことを申し上げ

ますが、賃金総額につきましては、海外派遣労働者の賃金が国

内の労働者に比して高い場合が恐らく多

かろう、そこで実質賃金に基づいて保険給付を行

うということとす国内の労働者との均衡問題が生ずるとい

うことと、それから為替相場の変動等によりまして、外

国通貨によつて支給される賃金額を国内通貨に換

算する際に複雑な問題が生じるであろうとい

うこと、そういう理由によりまして、労働大臣が一定

の範囲内で定める給付基礎日額のうちから、海外

派遣労働者が選択する給付基礎日額を三百六十五

倍した額というところで海外派遣者の賃金総額と

したいたと思ひます。そして料率につ

きまして、いままでの特別加入のものとは違う特別

の料率を設けまして、業種が特定しがたいとい

うような事情もござい

ますから、まあ国内の労災保

険の平均というところで、千分の十あるいは十一

くらいのとこで決めては

いかかかというふう

に思ひます。具体的には今後審議会

でよく御議論いた

たいた上で決めたいというふう

に思ひます。

工、左官、フォークリフト運転手、保母というふうな聞きましたが、これは長距離運転手などは含まれていません。

○藤縄政府委員 いま検討が進行している最中でございますので、長距離運転手等も私どもは検討の対象に加えてもらいたいというふうに考えております。

○石母田委員 タクシー労働者はどうです。それから大型建設をやっている、大工、左官もそうだけれども、その点についてはどうですか。

○藤縄政府委員 いま非災害性の腰痛全般について検討していただいておりますので、専門家会議では恐らく関係のものはできるだけ広く対象に入れて検討することになると思いますが、いま御提案もございましたので、十分検討させていただきます。

○石母田委員 ぜひその点も検討していただきたいというふうに思います。同時に、規則の三十五條、業務上の疾病の問題ですね、これは全面的に見直しをされるということでありませうけれども、これは当然、いま言ったような職種の非災害性の腰痛症の問題というものも含まれて検討されるわけですね。

○藤縄政府委員 それは当然含まれて検討をされます。ただ問題は、三十五條は御承知のように具体的に、たとえばクロムあるいはその化合物による職業性疾病というものを職業病とする、それからまた、先ほど御議論がありましたマンガンというようなものは職業病とするというようなことでずっと来ているわけでございます。それが何せ終戦直後の規定でございますので非常に古い、その後医学も進歩した、産業も進歩したということでございますから洗い直そうということなんでございます。限界的な非災害性の問題をそういうふうな独立の条項で一括掲げられるかどうかというのが実は問題点の一つでございます。もとより検討の対象にしますし、それから職業病であればこれは包括的に取り扱うわけですが、個別に

柱を立てていけるかどうかという点には非常に問題のあるところでございます。

○石母田委員 全体としてのものは当然現在の非災害性の認定基準を決めた通達を見直して改善する、そして認定ができるだけ早くできるようにするというところで理解していいですね。

○藤縄政府委員 腰痛の問題につきましては、先ほどお答えしましたようなことでございますが、各種の専門家会議は何せたくさんございまして、それぞれの認定基準はそれぞれの専門家会議でやっております。しかし全体として職業性疾病を規定しました労働基準法施行規則三十五條がいかにも古いではないか、最初に制定以来ノータッチではないかという御批判がたびたび起こったわけでございます。それはそれでひとつこの際、全部見直すようにしようということでございます。

○石母田委員 古くさいと言え、たびたびここでも論議されている電話交換手とか保母さんの頸肩腕症候群など、そういう問題は当然実態に即して反映できるように検討するわけですね。特に頸肩腕症候群について……

○藤縄政府委員 検討の中に当然加わってまいります。ただ先ほど申し上げましたように、そういう非災害性のものが独立の職業病としての項目を挙げ得るかどうかという点はかなり問題がございます。しかし、たとえば「電信手」でございます。もう時代おくれではないという御指摘もありまして、そういう点はもう当然改正していかなければならぬと思っております。

○石母田委員 次に私は、日立の水沢製作所に起きた問題について質問したいと思うのです。これは新聞にも報道されましたけれども、日立の水沢製作所——岩手県の水沢市にあります。これは日立製作所の横浜工場の系列の下請であるというふうに聞いております。そのフライバック線というところでテレビのブラウン管に取りつけるトランス用のコイルの固定及び絶縁にエポキシ樹脂というものを使用しているわけです。その

とき硬化剤を使用しているそうです。これを取り扱っている労働者の中に、いわゆる皮膚炎を起こして現在川崎市にある関東労災病院に入院している人がいる、こういう事件でありますけれども、このことについては承知していますか。

○中西政府委員 現在、御指摘の障害を受けている労働者五名が入院しております。また十名が通院治療中という状態でございます。

○石母田委員 私どもの聞いているところによれば、そのうちの二人の症状は手足の皮膚がクローズド状になって、ズボンすら自分でははけない、ボタンももちろんかけられない、こういう状況になって、たとえとしてはいいことじゃないのですけれども、まるでマネキン人形のように皮膚がつるつるになっている。そのうちの一人は体が短期間に十七キロもやせている、白血球にも異常があると言われているわけでありまして。このエポキシ樹脂を使うときに、非常に危険な作業なのでいやな人は申し出なさいという指示がその工場の職制からあったということです。この硬化剤については、できるだけ手に触れるな、目に入ると失明することもあるからというので、ラロミンCという硬化剤については、注意を受けたということも労働者は言っておるわけです。

そうしたことで、いまお聞きしますと五名の入院、あるいはまた十名が通院するというような状況が出ていますわけですが、この問題について一体労働省としてはどのような対策と指示を行ってきたか、この点について御説明願いたいと思っております。

○中西政府委員 エポキシ樹脂が皮膚障害を起こすということにつきましては、もう前からわかっておりまして、これは安全衛生法に基づきまして関係事業所に対して作業方法または作業環境の改善とか保護衣、保護手袋の使用等について指導をしてまいっていたわけでございます。したがって、最近ではエポキシ樹脂を取り扱う労働者から障害が、昭和三十年代は相当多数発生しているという情報を得ておりましたが、ごく最近では

ほとんどその報告を聞いていなかったのでございます。

日立の水沢製作所における発生状況につきましては、去る三月二十九日に会社側の申し出がありまして初めて知ったわけでございます。その後必要な対策を講じているわけでございます。

○石母田委員 その必要な対策というのをもう少し具体的に言ってください。

○中西政府委員 三月二十九日、この情報を受けまして直ちに岩手労働基準局に職業性疾病対策協議会を設けて、四月二日には花巻労働基準監督署が中心となりまして発生原因の調査並びに災害防止のための監督指導を行っております。さらに四月十六日には岩手労働基準局に同製作所の所長ほか幹部五名を呼びまして、防止対策を講ずるようにはいたしております。

その内容としましては、有害性の調査あるいはエポキシ樹脂の注入工程における樹脂の注入設備の改善、また有害性の少ない代替物の使用について検討すること、関係労働者に対する健康状態の把握、それから他の日立製作所の同系列の同種災害の防止対策についても、必要な措置をとるようという指導をいたしているわけでございます。

なお、五月四日には同製作所で使っております樹脂の製造業者を労働省に出頭させまして、有害性の少ない代替物の開発、それから適切な取り扱い注意書をつくって、それを配布するようにという指示をいたしておるわけでございます。

○石母田委員 私は、大臣に聞きたいのです。いま言われているように、こういうエポキシ樹脂というのは、皮膚炎を生ずるということは前からわかっていっているわけなんです。ですから、あなたがよく言うように、起きてからじゃ遅いのだ、起きないようにするのだ、私は、このことが非常に大事だと思うのです。このエポキシ樹脂の使用を禁止されない限り、こういうものをたくさん使っている工場があると思うのです。こういうことについては、特にこうした皮膚炎が起きても、もしいま言われたような重症の患者になると

いうのは大変な問題ですから、これの防止策について今後使っているところについて特に徹底してやるように、私は、大臣のはっきりした答弁を願いたいと思うのです。

○長谷川国務大臣 水沢は東北でございます。昭和三十年代にそういうものが出来て、ほかのところはほとんどやらないのに、いまごろ水沢あたり、東北にそういう被害者がたくさん出るといことは非常に残念なことです。そういうことからしまして、労働省が責任者やいろいろな者を呼んでやましく言うていっているようですが、一層徹底させて、こういうことのないように特に推進したい、こう思っております。

○石母田委員 私、宮城県出身ですから、あなたと同じ東北の出身ですけれども、これが今度は横浜工場に水沢製作所で使っていた機械の十台のうち四台が来て、四月二十日ごろから操業に入っている、これは事実ですか。

○中西政府委員 水沢の機械を移設したということとはまだ聞いておりませんが、この情報を入手しまして、直ちに横浜工場に對しまして皮膚障害予防の指導をいたしまして、対策を講じさせております。

なお、横浜工場では日立水沢製作所で使っていた樹脂とは別の組成のものを使っているということでございます。

なお、設備の密閉化とか、あるいは一日の作業時間を四時間にするとか、その他労働者が樹脂に暴露することのできるだけ少なくする、そのための保護具の装着、手洗いの励行等を実施させております。したがって、これらを完全に実施する、守ることによって横浜工場においては皮膚障害は防止できる、このように考えているわけでございます。

○石母田委員 私は、それではきわめて不完全だと思ふ。それは、こういう重大な事態を起こさせないことが大事なんだけれども、起きたことに対しては、私は非常になまぬるいと思うのです。それはすぐ調べたらいと思ふのですが、水沢製作

所より四台の機械を、三月末に同じ機械を移設しているというのです。そして三月二十日から四月二十日まで横浜工場から水沢製作所に十人が出張している。そして四月二十五日から操業したいというところでその人員配置をやっている。それで、岐阜工場から二十人、高山工場から五人、横浜工場から十五人、合計四十人で操業するというのが会社の計画だそうでありまして、このことは四月下旬にそれぞれの課長に説明会で行われたそうでありまして、そして五月一日、二日、三日の三日間部課長が実作業をしてみた、こういう事態になっておりますので、あなたたちが四月十六日に製作所の所長ほか幹部を呼んで、いろいろ防止対策を講じさせたと言っているけれども、これが一体どういうふうになっているのか、それによって防止されたのかどうかということまで点検しなければ、これは横浜でやった場合に、当然同じようなことが起きるのじゃないか。ですから、少なくとも水沢問題が明確になり、そしてい言ったようにこれと全然別な問題であることが明確になつて、横浜工場で操業しても全然そういう心配がないというまでは、十分この横浜工場においての実施の問題についても監督署が立ち入って検査するとか、あるいはそういう水沢の問題についてはその後どうなつたか、こういうものをきちんと調査してぜひ私のところに報告していただきたい。こういう点について大臣の答弁を求めます。

○藤田政府委員 先ほども安全衛生部長からお答えしましたように、水沢の被災者も実は関東労災病院の医師がこれをカバーしてございまして、入院先も関東労災病院でございます。関東労災病院は神奈川県にございまして関係で、わりと地理的には近いことでもございまして、私の方から神奈川県労働基準局と十分連絡をとりまして、組成が違つた樹脂だといふふうに私も聞いてございまして、心配ないと思ひますけれども、念のために十分調査をいたしました上で、また御報告をさせていただきますかと思ひます。

○石母田委員 いま基準局長が立たれたからあわせて、この人たちは労災認定はどうなっているのです。

○藤田政府委員 五月八日現在で確認をしたところでは、労災補償費の請求書はまだ出ておりません。ただエポキシ樹脂による皮膚炎の疑いのある患者ということでございまして、補償費請求の手続を行うように指導をいたしておるところでございます。

○石母田委員 恐らくそういう病人ですから、いろいろ請求や申請する場合に困難があるからだと思いますので、そういう気の毒な方で、いまこゝで討議されたように明らかに私は業務上労災の問題だと思ひますので、ぜひ早くそういう手続をとってほしいというふうに思ひます。この点について大臣……

○長谷川国務大臣 いま局長も答えましたが、こういうものが出た機会に予防措置を講ずると同時に、いままでおくれたものの対策を一層厳重にやるようにして守つてあげたい、こう思つております。

○石母田委員 労災の認定について、局長の方でそれを促進するように、その請求の事務も含めていま指導しているということですが、ぜひ請求を出させて、そしてその認定についても促進できるように私の方からお願いしたいと思ひます。

○藤田政府委員 御趣旨に沿えるようにさらに努力をしてみたいと思ひます。

○石母田委員 最後に、私は、こういう限られた時間でしたけれども、労災問題についていろいろ質問いたしましたので、その中で先ほど再三強調されたように、その労災というのは出さないと、事故を防止するということが何よりの大事な、先決の問題だと私は思ふのです。そのために、そういう体制の問題で、現在の職員で十分であるかどうかというところは、私も昨年幾つかのころを見まして、特に人口急増地域のところでこういう新しい薬品とか、あるいはまた、そういう災害の出る危険性の多いようなところでこれ

に対する職員の数が非常に少ない、いろいろ困難があるでしょうけれども、労災防止のための職員増については、私は格別の労働大臣としての努力をしてほしい、こういうことを要請したいと思ひますが、大臣の御見解をお願いしたいと思います。

○長谷川国務大臣 おっしゃる通りに、労働省のいろいろな施策の中で、労働者の安全というものは重要施策の一つでございます。そして事業所がほとんど伸びてまいりました。また、いろいろな有害物質、私たちの知らない物がどんどん生まれる時代でございますから、そうした係官の増員というものは心にかけてもおりますが、微力ではありますが、いまから先も懸命に推進してまいりたい、こう思ひます。

○石母田委員 以上で質問を終わります。

○熊谷委員 次、大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 午前中からずっと聞いておりますが労災保険法の一部改正の質疑ですけれども、お疲れになつておると思うけれども、大事な法案でございますので、そしてまた公明党といつたしましては、私だけがこの法案に對しての質問者でございます。あるいは午前中から続いている質疑者の質問と重複する点もあるかもしれませんが、そういう意味も含めて新たな気持ちで答弁をしていただきたいと思ひます。

先ほども申されましたように、労災保険というもの、労働者にとつてきわめて関心の深い法案であります。同時に、今回の法改正がある意味では画期的といひましようか、思い切つた内容になつておりますだけに、いろいろこの法案に對して疑問が出てきております。不安を抱いたり、あるいは不信を抱いたり誤解をしたり、さまざま内容を含んでいようでありますので、いまから具体的に一つずつお尋ねをしてまいります。

まず最初に、今回の改正法案の趣旨というものを見てまいりますと、年金給付の内容の充実、それから保険施設の整備拡充ということがうたわれているわけですが、中でも年金給付の改善というものを聞いてまいりますと、要するに特別

に対する職員の数が非常に少ない、いろいろ困難があるでしょうけれども、労災防止のための職員増については、私は格別の労働大臣としての努力をしてほしい、こういうことを要請したいと思ひますが、大臣の御見解をお願いしたいと思います。

○長谷川国務大臣 おっしゃる通りに、労働省のいろいろな施策の中で、労働者の安全というものは重要施策の一つでございます。そして事業所がほとんど伸びてまいりました。また、いろいろな有害物質、私たちの知らない物がどんどん生まれる時代でございますから、そうした係官の増員というものは心にかけてもおりますが、微力ではありますが、いまから先も懸命に推進してまいりたい、こう思ひます。

○石母田委員 以上で質問を終わります。

○熊谷委員 次、大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 午前中からずっと聞いておりますが労災保険法の一部改正の質疑ですけれども、お疲れになつておると思うけれども、大事な法案でございますので、そしてまた公明党といつたしましては、私だけがこの法案に對しての質問者でございます。あるいは午前中から続いている質疑者の質問と重複する点もあるかもしれませんが、そういう意味も含めて新たな気持ちで答弁をしていただきたいと思ひます。

支給金の改善整備にすぎない、いわゆる労災法本体の改正ではないのか。確かに数字の上からいけば、パーセントやその他の数字の面からいけば、あるいは改善されたかに見えるわけですが、これは、いわゆるつじつま合わせ的である、あるいはご都合的であるという批判も出ております。また数字というものは、数字のマジックと言って、その数字だけを見ても、なるほど改善されたように思われますけれども、実質的に中身を見てまいりますと、大変誤解があったとか、あるいは思い違いであったとかいうことが出てくるわけです。

申し上げるまでもなく、保険給付というのはいわゆる権利義務の関係から出てくる問題であります。特別支給金というのは、これは福祉事業です。要するに見舞金だとかお慰みだとか、あるいは贈与だとか、そういう立場から出てくる問題です。ということは、性格的な違いといえます。異質なものを金銭的に単純に合算をして、その多寡を云々するというのは筋違いではないでしょうか。むしろ今回の改正案のねらいを見てまいりますと、いわゆる労働福祉事業の拡充強化にある。しかも、その内容をじつと見てまいりますと、いわゆる実質的な内容が、事業主に対する援助につながっている。すなわち従来の労災法の目的が、つまり労災患者に対する政府と事業主の責任が大きく変質されているのではないだろうか。すでに労働省の皆さんも言っているように、今回の法案が補償中心の保険から総合的な保険への拡充だと言っておりますと、かなり問題が指摘されてきているようにございます。

そこでまず第一点、具体的にお尋ねしますが、新しく設けられることになっております労働福祉事業の一環といたしまして、賃金不払い救済事業の実施が今度予定されているわけでございますけれども、労働者の災害の保護を本来の目的とする労災保険で、このように災害の保護とは無関係な事業を実施するのは、制度的に見てきわめて不自然ではないか、またその結果、労災保険の本来の

目的が見失われて、むしろ労働者の災害の保護以外の面に重点を置いた保険制度に変質することになるのではないかと、このような疑問を抱いているわけでございますが、これについて労働省の見解をまずお尋ねいたします。

○藤澤政府委員 最初にお触れになりました、この改正法では給付水準の引き上げはほとんど行われていないではないかという点でございますが、わが国の労災保険給付の水準は前回改正されてきました。特に最近では、四十五年にはILO百二十一号条約の水準に達しました。四十九年の改正では百二十一号勧告の基準を満たすに至ったわけでございます。水準としてはかなり高い、国際的なものに到達したというふうに私も思っております。しかし、もとよりこれで満足をしているわけではございませんで、今度労災保険審議会から出ました建議におきまして、なお給付水準につきましては、引き続き検討をするということになっておるわけでございます。

そこで、特別支給金というものは、給付水準の改善ということにはならぬじゃないかというお話でございますが、特別支給金の性格については、いろいろ御議論もございまして、諸般の事情によつて、たとえば今度のボーナスのような問題も本体給付というところまではいきません。たけれども、特別支給金という形で支給する、それもまた一つの改善につながるのではないかと、うふうに私も評価をいたしておるところでございます。

そこで、いまお尋ねの賃金不払い救済事業を労災保険でやるということは筋違いではないか、そのことがまた保険制度の性格をゆがめやしないかという御指摘でございますが、これは先ほど来お答えしておりますように、賃金不払い救済事業というものは、最近の不況の中で起こっております賃金不払い事件の深刻さというふうなものに對処いたしまして、緊急にやらなければならぬという認識を私も持つております。また国会の要請も、さようなものであったのではなからうかとい

うふうに思っております。しかし長年にわたって何とかこういう形のものをつくりたいと思いがながらできなかったというのは、やはりそれなりにむずかしい問題があるということでございます。以上、事業主の共同負担による保険方式によらなければならぬ、その場合に、独立の保険料を取り立てて別途な体系で、理想はそのとおりでございますが、現実には急場に間に合わないというところから、やむなく、いわば改善の措置として同じ使用者の共同責任でありますところの労働災害防止というこの保険の中でこの制度を実現していくという考えでございます。私も決してこれがベストな案だとは考えておらないのであります。しかしながら、それはいわば労災保険の基本的諸問題を検討する中で、昨年の夏ごろから出てきた問題でありまして、今度の改正に盛り込ましめるものも前々から、数回の改正の後を受けて、残っている諸問題の改正について御議論が行われて、その結果が今回大成しないといふことが、今度の改正の眼目でも何でもないと私も思っているわけでございます。また、それが労働福祉事業に繰り入れられたからといって、この制度の根幹が影響を受けるというようなことはさらさらないというふうに私も考えておるわけでございます。

○大橋（政）委員 いろいろ御説明になりましたけれども、単純な物の言い方になりますけれども、労災患者に対する政府あるいは事業主の責任のもとに保護が行われてきたわけですが、そのための労災保険の財源ですね、労災保険勘定、それをさして労働福祉事業に持つていくわけですから、単純な考えからいって、労災保険本来の労災患者に対する保護の方がそこから削られていくではないかという考えにならざるを得ないわけですね。ですから、筋違いだと言ふのは、そういうことから言ふわけであつて、本来別のためでこれを実施すべきではないかということをお私はいま言っているわけです。

そこで、先ほどの労災保険の改正案が大きく変質されるのではないかと不安の中に、これは故意になされたのかミスプリントなのか知りませんけれども、法律の第一条というのは目的を示すわけですね。ですから、この法律はこうこうという目的で施行するのだということになれば、その一条に基づいていろいろの対策が考えられていくわけですね。したがって、その一条の条文というものは、きわめて慎重に配慮された内容にならざるを得ないわけです。ところが今回労働省から「労災保険の制度改善案概要」として参考資料をいただいたのですが、「現行制度」と「改善事項」と二つに分かれてわかりやすく示してあるのですけれども、この「目的」の中に現行法にない言葉が入っているわけです。そして改正事項の中には、その言葉がきちんと入っている。たとえば「労災保険は、労働者の業務災害及び通勤災害について必要な保険給付を行い」、「必要な保険給付を行い」とここに書いてある。「現行制度」に書いてあるのです。しかし実際にはいはずです。法律を見てください。そこで、なぜ「必要な」という言葉を入れたのだ、こうなるわけですね。いろいろと疑問を抱いている人々から見ると、わずかな言葉ですけれども、こういうところがひっかかってくるわけです。一体これはだれのために「必要な」となるのだろうか、こうなるのですけれども、これはミスプリですか、それとも「必要な」という言葉に余り関心を持たせないために、うまく擬装させたのかどうかということですが、

○田中説明員 別表にまとめました御指摘の資料の「現行制度」の「目的」のところは「必要な」と書いてございまして、これは現行法の一にはない字句でございますので、これは資料を作成する上で大変ふかつたというふうにご考慮しております。申しわけなかつたと思つてございまして、が、「必要な」という字を改正法案の中では入れてございまして、これは、ただ裸で保険給付を行うということでは、条文の規定として充足らずでは

ないか、目的規定の字句整理をする際、あわせて字句整理の意味で挿入したということでございますので、「必要な」という字自体に格別意味があるわけではございません。

○大橋(敏)委員 大臣、今度の法改正の内容、第一条の中に「必要な」という言葉を入れた。いま、従来、本当はこれがあるべきだったのだけれども、なかったのだというような答えだったわけですが、実は「必要な」という言葉のとり方次第で、よく玉虫色という言葉を使われますけれども、仮に労災法に關係してある事故が起こった、事態が発生した、その場合、これが正しいものか、そうでないものかというのは、常に一条の「目的」に照らして判断されていくわけですね。そのときに、この「必要な」という言葉があるなしでは、とらえ方はかなり違ってくると思うのです。これが悪用されない限り、決して問題はないとは思いますが、いままうように、今回の法律改正に対して、かなり疑問を抱いた人がこういう点を見たときに、何かねらいがあるのじゃないかということなんです。もし本当に何ら意味がないものならばつける必要もないわけですね。その点もう一度、大臣からお答え願いたいと思います。

○長谷川國務大臣 何でもそうですが、第一条は、その法律の基本をうたうものでございます。そういうことをまずお互いが認識してかかるわけでございます。

その次に、いまの「必要な」というのは、これは、そのときそのときの前進するものを見ていく構えが必要だと思ふのです。ですから、通勤災害というようなことを、よくお互いが何でもなく言っています。これだつて始まったのは、たしか昭和四十八年からでしょう。この通勤災害ができてからというものは、この労災というものは、われわれ地方へ帰つても非常に喜んでいましたね。そういうことで、それからあなたのおっしゃるように、何もかも棒を外して、むちゃくちゃにいきやせぬかという御心配は、これは、これだけの社会労働委員会のベテランがそんなことさせます

か、仮にそんなことを考えた者がおるとしても。審議会がちゃんとあるのですから。やはり第一条に基づいて、そしてまた時代的要請なり、その必要に応じて政治的な配慮もときには必要だ、こういうところもあつていいんじゃないですか。

私は、基本は第一条をしつかりしていく、それに時代的要請に應じ、しかもILOでさえも、その上をいっている、こういう自信の中に、いろいろ政策をやるころにお互いのおもしろみといひますか、動きというものがあつたらんじやなろうかと思ひます。

○大橋(敏)委員 大変な御自信でございますが、では、一つお尋ねしますけれども、今度の労災法の改正を見てまいりますけれども、療養給付あるいは休業補償給付、これには、いわゆる今度言われておりますボーナス等の算入は除外されているわけですね。ぼくは先ほどから、労災法本体の改善は少しもなされてないじゃないかと言つてはいるんだから、そこに触れなかつたって問題ないじゃないかと一言はんばかりの答弁をしておりましたけれども、いわゆる今回の労働省の宣伝というのは、あくまでも年金給付の改善であるぞ、こういうふうには宣伝してきただけですが、よくよく見ると、肝心な本体は何にも変わっていないということですよ。すなわち、給付基礎日額は従前どおり平均賃金によるものである、こうなっているわけですよ。この限りにおいては、現行のままでも何ら改善されたものはない、私はこう言い切れるんですよ、そういう意味から言つて、これは間違いないでしょう。どうですか。

○藤田政府委員 給付基礎日額の条文につきましては、現状では「平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが著しく不適当であるときは」別に定めるとの規定がございましたが、その「著しく」を今回外しまして、その「額を給付基礎日額とする」という規定がないと認められるときは、政府が算定する額を給付基礎日額とする。という改正が行われております。これは大変目立た

ないところでございますが、これ一つとりまして、これは私傷病たる公務災害たるを問わず、疾病のために休んでおるといふようなときを分母から除くことであることでありまして、それだけでも非常に給付基礎日額が改善されると私どもは見えておりました、全然そういうものがないという御指摘については、私どもも、そうではないと申し上げたいところでございます。

それから、特別支給金につきましては、休業補償給付の中に入つてないじゃないかという点は御指摘のとおりでございます。年金を中心に私どもも考えたが、その理由というのは、休業補償給付の受給者というのは、通常雇用関係の存続を伴つておるわけでございます、定期給与が支払われない場合に、そのかわりに支給されるものが休業補償でございますから、そしてまた先ほど来申し上げておりますように、大部分の者は短期間で職場復帰をするというのが実情でございますから、災害によつて賃金という点に特別な給付を失ふことは限らないという点が一つございまして、それからまた休業補償給付者の受給額は、特別支給金と合わせますと現在実質的に八〇％になつておるわけでございます、これにさらにボーナスを加えるというふうなことになる、災害前に受けていた賃金を超えるというふうな場合も生ずるといふようなことから、審議会でもいろいろ御議論がなされました結果、休業補償給付にボーナスの導入をするということについては、今後の検討課題ということで残されました。そういう事情を受けて、今回は主として年金というところにボーナスを導入したわけでございます。

○大橋(敏)委員 今回、労働省の改善の宣伝の中に、今度のはボーナスも含めてやっているのだというふうな大変な話があるわけですが、これを、いま言うようによく見てまいりますと、要するに特別支給金の問題であつて、その本体そのもののいわゆる平均賃金の中にボーナスが盛り込まれるかどうかという基本的な問題とは全然違ふわけですね。ですから、いま私がその点を指摘したわけであつて、本当はその本体の改善がなされない

と、仮にパーセントはよくなつてみても、それは百万円収入のある人と十萬円の収入のある人、同じパーセントであつても、受け取る額が違ふわけですから、パーセントは幾らよくなつてみても、本体が改善されない限りは、本当の意味の改善にはつながらないということをここで指摘しているわけですね。

それから、平均賃金全く改善してないのじゃないですよ、今度のは労働省令で定めるところによつて政府が算定する額を給付基礎日額とすることができるとなつたと、なるほどそれはわかります。じゃ、これを、もう少し具体的にどういふものを労働省令で定めるのか、はつきり説明してください。

○田中説明員 現行法で給付基礎日額の計算をする場合には平均賃金の計算の仕方そのまゝ使つておるわけでございます。平均賃金の計算をする場合には、その間に業務上の傷病で休業した場合に、その休業した期間あるいは休業中の賃金あるいはその賃金を計算から除くということでは、私傷病で休業した期間につきましては、その休業期間も算定の計算の分母に入れてしまふということになりますので、分母の方が大きくなりますから、その分子であります受けた賃金の額の答えが非常に小さくなるということ、業務災害で休んでいる場合とそうでない場合との間が非常に不均衡であつた、そこで、平均賃金の計算に当たつては、給付日額の計算に当たつては、要するに健康な状態で受けておりました一生活日当たりの賃金を基礎にして、これを保険給付の計算基礎にしたいということ、病氣をしている間の部分は分子、分母から除く、それには従来の規定ではやはり無理があるので、今回このような改善をしたということでございます。

これにつきましては、労災審議会の建議におきましても「給付額の算定基礎の計算にあつては、傷病の療養のため休業している期間」これは

業務上外を問いませんが、「及びその期間中受けた賃金は、その計算に含めないこととする。」というところで、その方向で規定の改正をしる、こういう建議がございました。そういう意味で、先ほど局長の申しました規定の字句の改正をしたわけでございます。

○大橋(敏)委員 では、先ほどの話に戻ります。休業補償給付、これにはポナスの問題は算入されてない、これは短期間だからと。いわゆる休業補償給付を受けている人の疾病というものは短期間で大体治るから、そのポナスの問題まで波及しないだろうという答弁だったと思うのですが、これは一概にはそうは言えないと思うのです。というのは、現実にはこれまでの長期傷病給付に移行する人たちが、三年目からそういう判断のもとになるわけですが、それでも治るかもしれないという人に対しては、特例を設けてもう少し少しく少しくという事で引張られていきます。解雇制限の解除もなく、そのままずっといくわけですね。そういう人々に対しての配慮からいいますと、余りにも冷たい言い方ではないだろうかという感じがしてならないわけです。

そこで、もう一つお尋ねいたしますが、療養開始後一年半を経過しても治らない者は、いわゆる傷病補償年金を支給することとしておりますけれども、これに伴って療養開始後一年半で年金に移行できないときは、治療認定をされて補償を打ち切られるのではないかと、こういう不安を抱いている患者がたくさんいるわけでございます。これは、これまでの質疑者の答弁も聞いておりましたけれども、もう一度明確にこの点を答えていただきたいと思います。

また、年金の開始時期を現行の三年から一年半に繰り上げる理由、これもあわせてお答え願いたいと思います。

○藤縄政府委員 まず、休業補償について、ポナスの特別支給金を導入しないのは、やはり納得がいかないという御主張でございますけれども、先ほどから非常に議論になっております、例外的

な三年を超えても休業補償をもらっておるというものについての御議論だと思っております。しかし元来休業補償というのは、療養を受けるために労働ができない、そのために賃金がもらえない、そこで、それを補てんするというのがたてまえであり、そして現実には九九%の者がもう二年以内に治っておるという状態にあるわけでございます。それから、そういう日々の賃金を補てんするという意味においては、しかも、それが現実には八〇%までいっているわけですから、それにポナスを乗せるという点については、やはり相当な議論がまだ残っておりまして、私も思っております。今後とも審議会を検討する、こういうことでござい

【委員長退席、竹内(黎)委員長代理着席】

それから、一年半で治療認定をされて、もうそこで打ち切られてしまうのではないかと、御懸念がございまして、そういうようなことは、さうならないわけでございます。現行制度でも、三年の時点でなかなか治らないという事であれば、長期傷病補償給付に移行するという事でござい

ます。しかし元来、考えてみますと、そういう状態にある場合には、できるだけ手厚い年金の保護というものを早期に開始する必要があるわけでありまして、実際からいいますと、一年半で九七、八%の人が治療されている現状から見ると、その辺で制度的な区切りをつけるということが一案であろうかと思っております。まあ厚生年金の今度の制度改正とも関連して一年半にしたわけでございます。そこで治療認定をするというようなことは、さらさら考えておらないのでございます。

ただ、先ほど来お答えしておりますように、元来、被災者に対しては常時これを観察いたしまして、その被災労働者の疾病の状態に最も適した補償給付をしていくということ、これが一番望ましいわけでございます。そういう意味では、行政能力の可能な限り、症状調査その他の努力をいたしまして、一年半とか三年とかいうところが重点にはなりますけれども、理想としては常時そういう

う判定をして、それに見合った適切な補償をしていく、こういう心構えでやってまいりたいと思っております。したがって、治療された者は、何も一年半にならずとも、半年であろうとも一年であろうとも、現に九七%の方は、一年半までに治療認定をされておるわけですから、治療をしていくということでございます。治療になってない者は、一年半の時点で傷病年金に移っていく、そこで治療認定をして打ち切るというようなことは考えられないところでござい

ます。

○大橋(敏)委員 それでは、立場をちょっと変えてお尋ねいたしますが、今度療養開始後一年半経過後は厚生年金の併給調整が行われるわけですね。これは、いま言った傷病補償年金はもろんですけれども、休業補償給付を受けている者も、一年半になると併給調整されるわけです。こういうことが出てきました。

そこで、休業補償給付は、従来の立場から見ただけでは、そういうことになるかと相当減額になるのではないかと、この心配をされている方がかなりいるわけですね。というのは、現在、療養を開始して三年間は併給調整なんてなかったわけですから、今度は一年半すれば併給調整されるわけでしょう。それだけ減額になっていくのではないかと、こういう不安を抱いた患者はかなりの数ですけれども、この点についてお答え願いたい。

○藤縄政府委員 現在でも、長期傷病補償給付あるいは年金と厚生年金との併給については、調整が行われているわけでございます。その点については、今後とも、調整のやり方は若干改定いたしますけれども、厚生年金との間に調整を図るといふ点では同じなわけでございます。休業補償につきましても、御指摘のように、従来実は三年たっても治らないという場合には、これはもう長期傷病補償給付に制度の考え方としては移行すべきものだ、したがって、そう休業補償を三年を超えておらずと受給するといふような者がたくさん出てきて調整が必要だといふようなことは、実は想定をしていなかったというのが実情で

ございます。しかし昨今の実情から見ますと、神経症状を伴うような疾病の場合に、やはりそういう実態が起って来たといふことでござい

ますから、これは従来やなかったからという点から見れば、確かに先生御指摘のようなことが言えますけれども、従来はむしろそういうことは予想もなかったために調整がされていなかったという点でございます。この際、原則に立ち返りまして調整をしよう、こういうことでござい

ます。

○大橋(敏)委員 大臣、これは非常に大事な問題になると思うのですが、今度長期傷病補償給付というものが廃止になるわけですね。それに伴いまして、いわゆる傷病補償年金に移行する場合、または休業補償給付になる場合と、いろいろ出てくるわけですね。逆に今度は休業補償給付から傷病補償年金に移行した場合、いわゆる現行受給額よりもそれが下回らないという保証が法的には何にもとられていないわけですね。そこを非常に皆さん心配しているわけですが、これは何とかはつきりとしていただきたいのです。

○藤縄政府委員 原則は、先ほどお答えしましたとおりでございます。従来、予想しなかったいわば制度的な欠陥があったものを、今回軌道に乗せたといふことでござい

ます。しかしながら、改正法の施行の際に、現に休業補償給付と、それから厚生年金保険の年金を併給されている者につきましても、これは現実に減額をされる、将来、制度的な観念的な話ではなくて、現実に減額されるというところは、非常に問題であることは御指摘のとおりであります。それにつきましては、そういうことのないように、もし調整後の休業補償給付の額が、法律の施行前に最後に支給された休業給付の額を下回ることとなる場合には、その最後に支給された休業補償給付の額と同額の休業補償給付を支給するということで、附則の三条にその関係の経過措置を設けたところでござい

よつては、いわゆる省令の廃疾等級が一般から三級に決まるわけですが、その三級にもしなつたとすれば、八〇%から六七%にダウンするのではありませんかという見方ですね。いま長期療養を受けている人は八〇%の給付を受けていますね。それが認定の仕方では、今度廃疾等級の三級になる。そうすれば六七%の支給になるわけですね。ダウンするのではないかと。ましてや、厚生年金との併給調整をされた額になるので、かなり下回るものが出てくるのではないかと心配なんです。これについて、何かはっきりしたお答えをお願いしたいと思います。

○藤澤政府委員 現に長期傷病補償給付を受給しておられる方につきましては、傷病補償年金に移行するというような場合にも、水準としては同じものを予定していくわけですが、本給付からいいますと、従来六〇%一律であったものが、六七から八六ということで改善を見るわけですが、六〇%以下は、実際問題としては、二〇%の特別支給金がありますから、そうすると八〇%から下回るではないかと、その点をどうするのかというお尋ねでございますが、それにつきましては、今度ポーナスの特別支給金に加わりまして、一般的には必ずしも下回るといふふうには私どもも思っておりませんけれども、しかしポーナスは業種、業種によって一律でもございませんで、そういうものが全然出ないというところは考えられないが、場合によっては起こるかもしれないというふうな思っているわけでございます。その場合には、そういう下回ることのないようなふうな工夫をする必要があるということで、この施行を予定しております五十二年の四月一日現時点でもし下回ることがあれば、その差額はまた別途の特別支給金で担保するような、そういうものをつくり出したいというふうな考えているわけでございます。

○大橋(敏)委員 傷病補償年金は、労働省令で定める廃疾等級に該当することになったわけですが、この長期療養者が、いわゆる傷病補償年金を受けるか、あるいは休業補償給付を受けるかは、この省令の定め一つで変わっていくことになるわけでございますが、この廃疾等級の内容は、実際にはどのようなものにしてしようと考えておられるのか、これをはっきり示していただきたいと思ひます。

○藤澤政府委員 原則としては、現状と変えないということでございます。現在、三年たつても治らないという場合には、政府が心要と認めるときは、長期傷病補償給付に移すということでございますが、それに対しては通達をもってその基準を示しております。その通達は、もちろん「労働者が療養補償給付を受けていること」と「三年を経過してもなおなおらないこと」という条件に加えて、「長期傷病補償給付を行なう必要があること。すなわち、当該傷病がなおらないため労働不能の状態が、その後長期間にわたつて継続すると認められること」という通達で運用しております。

そこで、今度の廃疾基準でございますが、これは、もとより省令の問題でございますが、これから労災保険審議会等の御意見を伺ひまして決めていくわけでございますが、私どもがいま考えておりますことは、一級から三級までありまして、その額は障害補償年金の額に均衡させたいと思っております。その内容といたしましては、一級は、負傷または疾病が治らないで労働することができず、かつ常時介護を受けることを必要とする状態、二級は、負傷または疾病が治らないで労働することができず、かつ随時介護を受けることを必要とする状態、三級は、負傷または疾病が治らないで労働することができない状態、こういうふうな規定をしたいというふうに思っておりますので、原則的な考え方は全く同じだということについて考えております。

○大橋(敏)委員 それでは、ちょっとまた前に戻したいと思います。現行法では、療養三年目に政府が認めたときは長期傷病補償給付が行われて、解雇制限が解除されることになっておりましたね。そうでない者は、仮に三年を経過しても雇用関係が生きたまま休業補償給付が受けられてきたんですね。こういう特例があったでしょう。そこで、今度の改正案を見てまいりますと、いわゆる長期傷病補償給付を廃止して、傷病補償年金制度を設けることとなるわけでございます。しかも、この年金は療養開始後一年半から支給される。そのため、一年半を経過したときから解雇制限が解除されることとなるのではないかと不安です。

○藤澤政府委員 現行の長期傷病補償給付は、いまお述べになりましたように、療養の開始後三年を経過しても治らない労働者に対して、政府が必要と認めるときに行ふこととされておるわけですが、今回改められる傷病年金は、従来政府が必要と認めるべき場合を、先ほど御説明しましたように具体的に明確にして、廃疾の程度が一定の状態にある労働者に対して支給することとしたものでございます。しかし傷病補償年金の受給者となるのは、傷病が治らないために常態として労働することができない状態にある労働者に限られるわけでございます。近いうちに将来社会復帰ができそうな状態にまで回復している労働者は、元来、傷病補償年金の受給者とはならないような性格の者、あるいはまた一たん傷病補償年金の受給者になつても、傷病の回復によつて、そこまで回復するならば休業補償給付に切りかわることになるわけでございます。それから、療養開始後三年を経過した日にそういう休業補償状態にある者が、直ちに解雇制限が解除されるということにはならないわけでございます。この点についての取り扱いについては現行と同じつまずき、先ほど来言っておりますように、それ

ぞれの時点で症状調査その他から見ても、被災労働者の状態に最も適した補償を行うということが労災保険のたてまえでございます。その時点その時点で対象にしていくということでございまして、今度一年半となりまして、その時点ですぐに治りそうであるということであれば、それは元来、傷病補償年金の対象にもならない、あるいはなつてもまた軽くなれば変わる、しよつちゅうそういうふうな性質の変わる性質のものであるというふうな私どもは考えております。

○大橋(敏)委員 要するに療養開始して、これまでは三年目にまだ治らない者は長期に移行した。三年が来てもしまだ治らない者は継続させて休業補償給付を支給した。今度は、一年半たつてしまつて治らないと見込まれた者は年金に移行するわけですね。ずっとたつていつて、三年たつてなおかつ治らないと見込まれた人はそのまま続いているわけですが、もし仮にその三年前に軽くなつて、年金が今度は中止されて、休業補償給付に戻るわけですね。これはまあいいとして、ところが実際三年を過ぎてしまつて症状が軽くなつた、こうなつた場合は、もうすでに解雇制限が解除されておりますから、実質的には首を切られたのと同じ状態になりますね。そういう者がかなり出てくるのではないかと。

実は、全国交通・労働災害対策協議会の代表者の方が私たちのところに要請書を持つていらつしやつたのですけれども、その一部を読み上げます。が、「わたしたちは、一日も早く再起の道を追及するため、根本的な治療法の確立や職場復帰の制度化を真剣に訴へ続けてまいりました。その結果、これからの大事です。昭和四十八年十一月になつて、いわゆる職場復帰通達を労働省から出させることができました。今回の法案審議に際しては、むちうち症、頸肩腕障害、諸有機溶剤中毒症などの神経障害の被災者が完全に治り働けるようになるまで、被災労働者を救済する法の基本精神にもとづいて慎重な審議とその運用についても充分な配慮をしていただきたい、このようなこ

ですから問題は、先ほど多賀谷先生もおっしゃいましたが、一年半の時点、それから三年になる前の時点、そういうようなところで十分觀察をすべきだという点は、私ども全く同感でございます。その辺の時点、あるいはそうでなくても元来、しょっちゅう症状調査その他をきちっとやりまして、そして休業補償にふさわしいものは休業補償に切りかえるべきだし、年金がふさわしいものは年金にしていく、実情に合った補償をすることによって解雇制限の運用も適正にしていきたい

きるだけ年金に、しかし軽い方は早く療養して治っていただくというのが趣旨でございますから、それは、やはりそういった状態を絶えずとらえまして、それにふさわしい措置をしていくということに尽きるところでございます。

○大橋敏委員　私の質問の仕方が余りうまくないので、なかなか理解されていないようなんですが、結果的にはいままでの状態からは決して後退するものではないのだ、こう理解しておつていいですね。

ていくということになるわけでございます。ただ一級、二級、三級のどれにランクされるかということとは、制定を要しますけれども、いずれにしても、そこでいままでの長期傷病補償給付が打ち切られるとかなんとかいうことは考えられないところでございます。

○大橋(敏)委員　それでは、けい肺患者の管理区分四というのは、今度の労働省令で決めようとしている廃疾等級の一級から三級までのうちのどのどのに該当するのですか。

いう心配を実はしているわけです。ある労働省の役人の話を聞いてみると、それはまだとてもはつきり言えませんが、それ以外になる場合があるんじゃないですかなんという話も聞いたものですから、そうなるともたけい肺患者が心配するはずだ、こうも思うのですが……。

○藤縄政府委員　先ほど多賀谷先生からも、その点は非常に念を押されたわけでございますが、今度のこの傷病補償年金の一級から三級までは、額として現在の障害補償年金に合っているわけでは

でございます。障害補償年金が厚生年金と労災保険の間で大体同じような水準を保っているというところはそれとおりでございます。しかし、それは額をそこになぞらえたわけでございまして、療養の程度という点になると、おのずから別でございまして、療養等級の設定は、先ほどお読みしましたようなことで、労働が不能であれば三級にしてい

いく、ただ労働が不能というものは何であるかという点は、やはり医学的ないろいろな判定が残るかと思ひますけれども、その点は現在も変わらな

いわけですから、現在、長期傷病補償給付に移行した人は、その時点では少なくとも労働は不能だと判定されたものだというふうに私どもは理解しております。

○大橋(敏)委員 それでは、全国のじん肺患者同盟の代表の方がわれわれのところを参りまして、今回の法審議に当たって次のことを確認しておいていただきたいということでしたので、それを具体的に二、三申し上げますから、よく聞いて返事をしていただきたいと思ひます。

「長期療養者に対する給付の改正について」まず「(1)療養等級の基準を設定する場合は、療養者の意見を充分に聞くこと。」これが一つですが、これに返事をしてください。

それから二つ目「休業補償給付に代えて傷病補償年金を支給するにあたっては、当該労働者の充分な理解を得るべく配慮すること。」これが二つ目です。

それから、同じく(2)として「今回の改正によって現行の長期傷病補償給付・同特別支給金の受給者及び休業補償給付の各受給者に対する支給額が現行より下回ることのないよう、充分な措置をすること。」

大体以上です。すでに答えをいただいたものもありましたけれども、もう一度改めてお答えを願ひたいと思ひます。

○藤澤政府委員 療養等級の設定につきましては、先ほどお答えしましたように、今後これは政省令に属することでございますから、労災保険審議会にお諮りをするわけでございます。

そこで、労使の代表も多数参加していらつしやることでございますから、十分御意見を伺ひたいと思ひます。まあ療養者の方からの御意見ということも、私もまあいいでなければ伺ひますけれども、恐らく労働側委員を通じて十分反映されることではなからうかと思ひますが、なお十分その点は配慮をしたいと思ひます。

それから、傷病補償年金の運用につきまして、労働者の理解を得るようということでございます。これは、あらゆる制度につきまして関係者の理解を十分得ながら適正な運用をするということとはあたりまえのことでございます。私も、その点に十分配慮をいたしたいと思ひます。

それから、厚生年金との調整は、原則は原則でございますが、現に支給を受けておる休業補償の方につきましては、現在の水準を補償したということは、先ほど附則の三条に関連して申し上げました。

それから、特別支給金については、これはポナスのことでございますが、これらについては、改善については、先ほど申し上げましたように、審議会でも今後なお検討すると思ひます。でございますから、検討を続けてまいりたいと思ひます。

それから、休業補償給付あるいは長期傷病補償給付を現に受けている者が、新しい制度に切りかわる場合にダウンすることのないようにというお

話でございますが、これも先ほどお答えしましたように、それぞれの手当てをいたしたいというふうに考えておるところでございます。

○大橋(敏)委員 それでは、時間もだんだん迫つてまいりましたので、少しスピードを上げますが、養護施設の問題も出ましたので、この際、聞いておきたいのですけれども、昭和五十年四月十七日付で労働基準局長名で通達が出ておりますが、看護給付の一部改正ですね。つまり「労災看護給付の取り扱いについて、緊急かつやむを得ない場合は看護担当者にかわつて親族友人も認めるものとする」というすばらしい通達が出て、関係者は非常に喜んでいただいておりますが、しかし実態は、なかなかこれは現地にいきますと認めないんですね、看護協会との関係等もあつて。近親者の看護をなかなか認めようとしません。これは、もちろん地元の労働基準監督署長の決裁によるわけでしょうけれども、この点もこの通達が生かされるように指導していただきたいということです。

○藤澤政府委員 そういう通達を出してあるわけでございますから、それができるだけ生かされるように努力をすることは当然でございます。いま先生もおっしゃいましたように、看護協会等々のいろいろ利害関係が絡んでおるやに伺つておりますが、行政としては通達の趣旨が生かされるような努力をさらにしたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 先ほど局長は、労災保険の水準は、わが国は国際的にもかなり高い、ILO百二十一号条約あるいは百二十一号勧告、それから見ても決してひけをとらない内容だ、こうおっしゃったわけですが、今回の障害補償の給付は現行のままとなつてゐるわけですね。

〔竹内(繁)委員長代理退席、山下(徳)委員長代理着席〕
給付改善をうたったというならば、当然障害給付の改善を図るべきではないか、私はこう思ふわけですよ。

そこで、私たちの意見としましては、いま言ったILO百二十一号条約の十四条二項、三項あるいは百二十一号勧告の十項一、二等から見ても、障害等級の十級以上は年金の対象とすべきではないか、いわゆる年金支給範囲の拡大をする必要がある、また、それ以下の一時金もその三年分程度は支給するように改善すべきではないかという意見を私たちは持っているわけですが、この点について結論だけで結構です。

○藤澤政府委員 結論だけということになれば、今後十分検討しなければならぬと思つておりますが、障害等級表については、先般改正をしたわけでございます。しかし、これは中間的な改正でございますから、今後なお検討をするわけでござい

ますが、いゝおっしゃいましたけれども、わが国では必ずしも年金を歓迎しない、むしろ一時金の方がいいという空気がまだなかなか強うございまして、そのために前払い一時金というような制度もつくつてゐるような状態が一つあるということでございます。

それからもう一つは、各等級が外国の場合に比べて評価がかなり違うということがありまして、それが年金化した場合に、国際的な低い評価に連なつて給付が低くなるというようなことも懸念されるわけでございます。いろいろの問題がござい

ます。今後慎重に検討したいと思ひます。

○大橋(敏)委員 今度の法改正では、労災年金と他の社会保険年金が同一の事由について支給される場合には、労災年金額が政令で定める率だけ減額されることになっております。この政令の定め方によつて各年金の受給者の今後の生活にきわめて重大な影響があると思ふわけでござい

いということから、個別的な調整の結果が非常に不合理な結果が出てくる。これを改めるために、総体として厚生年金の給付水準、労災保険の年金の給付水準を比較いたしまして適切な率を定めて調整をしたい、こういうことでございますが、考え方、従来の厚生年金の半分を調整するという考え方をマクロで見て、平均額をとらえて調整する、こういうやり方をしたいと思っております。

具体的には五十二年四月一日からの実施でございますので、一番近い状態における給付保険の関係、各年金の比較をした上で具体的な率を定めるわけでございますが、これは労災保険審議会にお諮りいたしまして適切な率を定めたい、こういうことでございます。ただ具体的に何％ということまでは……（大橋（敏）委員「大体どういう腹組みでいるか」と呼ぶ）これは審議会の御議論の過程では、たとえばおおむね〇・七から〇・八ぐらいではなかろうかという試算をしたこともございます。ただ、その時点での試算は、若干データが古うございまして、最近のデータに従ってもう一度試算をした上で、審議会に慎重に御検討いただきたい、こういうふうに思っております。

○大橋（敏）委員 では次に移ります。

改正法案では、年金給付額のスライドの要件について改善が図られておりますけれども、賃金水準が一〇％以上変動した場合に年金額がスライドされることになっております。休業補償給付は相変わらず賃金水準が二〇％以上変動した場合にスライドされることになっておりますが、このように年金額のスライドの要件のみを緩和して、むしろ肝心の休業補償給付のスライド要件を緩和しないのは片手落ちではないかという意見がかなりあるわけでございますが、納得いく答弁をお願いしたいと思っております。

○藤縄政府委員 それは先ほどお答えをしたと思うのでございますけれども、スライドというものは、元来年金になじむということもございまして、それから休業補償につきましては、先ほどもお答えしましたように、一年以内で治られる方が

九七、八％でございますから、そういう意味では非常に短期給付であって、そして療養のために労働することができない、そのために賃金がもらえない、それを補てんするというのが休業補償でございます。年金とは少し性格を異にしているという点の一つ、それから現在六〇％でございますが、特別支給金で実際は八〇％になっておるということもございまして、そういうような関連からいいますと、やはりスライドというものは、現在のままで休業補償はいいのではないかと、いうふうに割り切ったわけでございます。

○大橋（敏）委員 それはそれで次に移りますが、現実問題としてこういう矛盾を感じるのです。たとえばことしの春闘の賃金のあれは大体九％でしたかね。労災の方は賃金スライドですから、これによると一〇％以上変動した場合はスライドする。厚生年金の方は物価スライドで五％ですね。物価一けたで抑えたとは言っていますけれども五％以上ですから、当然厚生年金の方はスライドします。非常にまた開きが出てくる感じを受けるのですけれども、この点はどうですか。

○藤縄政府委員 御指摘のように、今回の法改正では従来の二〇％を一〇％にしていくということでございます。これは労災保険というのが、被災労働者の稼働能力を補てんするという意味から、労働者の賃金にリンクすることが必要であろうということ、厚生年金は五％ですが、これは物価スライドでありますから、物価スライドじゃなくて賃金スライドにしよう、しかし二〇％は余りにも現状に合わないから一〇％にしようというのが今度の改正であります。また従来の実績から見ても、物価の変動よりも賃金の変動の方がずっと多いわけでございますから、現実問題としてもその方が有利であるというふうにも思うのです。ただ問題は、ここへ来まして御指摘のように、春闘の賃上げとそれから物価との関係ということになると、その辺がいま御主張のような議論が出てくるわけでございますが、春闘の賃上げがこれからどうおさまりますか、今後の傾向を見なければ

わかりませんけれども、しかし、そういう一時的な現象は別といたしまして、理論的にも長期の傾向から見ても賃金スライドでいくということ、それからその幅といたしましては、それは低ければ低いほどいいということもございまして、いままで二〇％であったものを一〇％まで改善するということは大きな改善ではなからうかと思っております。

○大橋（敏）委員 いずれにしても、大変な矛盾がこれであられたことを理解してもらって、今後の改善、検討に大いに参考にさせていただきたいということです。

それから、スライド率の算定基礎期間が暦年単位から年度単位に改められることになっているわけですが、実施されるのは来年の八月からということになっております。この間、つまり来年の四月から七月までの間の年金額のスライドは一体どうなるのかという疑問が出てくるのですが、いかがですか。

○藤縄政府委員 その点は経過規定を設けまして、従前の例によるということにいたしております。

○大橋（敏）委員 では、その間の問題をきっちとカバーされるということですね。

○藤縄政府委員 そうでございます。

○大橋（敏）委員 では、次にいきますが、今度の改正で外国の支店等に派遣される労働者等を特別加入対象者の範囲に加えることとしていたわけでございます。ところで、これら海外派遣者の災害は外国で発生するものでありますから、その災害の認定のための事実調査等については多くの困難が予想されます。また、その処理のいかんによつては不適正な給付が行われるおそれもあり得るわけでございまして、これら海外派遣労働者に対する事務は実際にはどのように処理するつもりなのか、これもお尋ねいたします。

○藤縄政府委員 海外派遣労働者が海外で事故に遭った場合の保険給付の請求手続につきまして、改正法が国会を通過した後、労働省令をもって

て定めることにしておるわけでございますが、国内で労働者が事故に遭った場合とはば同様のものとする予定でございます。すなわち海外で起こった事故の調査、認定等については、国内に比べまして種々困難な問題があることは、いま御指摘のとおりでございます。しかし現行制度におきましても、海外出張者が海外で事故に遭った場合、これは業務上ということで国内と同様の手続で行っておりますので、現在までに経験がございまして、現地の大使館等の証明書とかいろいろな経験がございまして、現在行われている海外出張者の例にかんがみまして、新しい取り扱いを考えてまいりたいというふうに思っております。

○大橋（敏）委員 今度の改正で特別加入者のうち通勤災害について保護を与えないものを労働省令で指定することができるとしておりますけれども、つまり一人親方等が通勤災害について保護を与えられるかどうかは、すべて労働大臣の考え一つによつて決まってくることになっておるわけでございまして、労働省令では実際にはどのような範囲の特別加入者を通勤災害の保護の対象から除外する考えなのか、これを御尋ねいたします。

○藤縄政府委員 一般的に通勤の実態があると認められる種類の特別加入者に対して通勤災害保護制度を適用するのでございまして、通勤の実態がない、あるいは明らかでないというようなものに対しては適用がないということになるわけでございます。

そこで、いま私どもが考えておりますものは、一人親方等の特別加入者につきましては、たとえば家内労働者というふうなものは、やはり通勤の実態がないのではないかと、あるいは通勤の考えがございまして、いま議論になりました海外派遣労働者につきましては、どうも海外の通勤の実態というふうなことはわかりにくいので、これは除外をしなければならぬ。いずれにしても、関係審議会の御意見を伺いながら、後で政省令の段階でこういう処置を講じたいというふうに思っております。

○大橋(敏)委員 メリット制については、事業主の災害防止意欲を刺激するため収支率に依じての保険料の調整幅の限度が拡充されることとなっており、しかし一方では、特別支給金が収支率の算定基礎に加えられると収支率がその分だけ高くなるように仕組まれております。これでは保険料の調整幅の限度を拡充することが無意味になると思うわけですが、この点についてお答えを願いたいと思います。

○藤澤政府委員 メリット制につきましては、やはり関係者の努力を喚起して災害防止に役立てるという意味がございまして、今回これを改正したいと思うわけですが、確かに御指摘のように、特別支給金を今度入れるということから、その意味が半減するといえますか、そういう御批判があることは認めざるを得ないわけですが、逆を言いますと、特別支給金を今度入れるということになれば、やはりそれを収支率に反映していく、そうすれば現行のメリットではいよいよ気の毒だということもございまして、あれやこれやを考えまして、やはり適正な改正をすべきであるというふうに判断をしまして、このような措置をとったわけでございます。

○大橋(敏)委員 それじゃ最後に、労災法の改正の中で、職業病に關係した問題を一つ取り上げて終わりたいと思います。

実は先般、日本中央競馬関係労働組合の代表者の方が私のところに参りまして、いろいろと実情を訴えられました。いま全国的な競馬ブームといえますが、そういう華やかな催しの裏に、実は労働者が非常に低劣な労働条件のもとに大変な苦勞をし、職業病とも思われるような状態にあることを訴えてまいりました。要するに代表者の訴えは、作業の性質から、また、その実態から腰痛あるいは骨折等が多発しておりますが、腰痛等の腰部障害というものについて、この実態を調査していただいて、職業病に認定して保護してもらいたいものだということなんです。

「厩務員作業実態報告書」なんです、この中で特に腰痛等を受ける実情が示されておりますから二、三読み上げてみたいと思います。

寝薬上げ作業、汚れた寝薬を取り出し二頭分を中腰で行う。

馬の手入れ、馬体をブラシする、その後、布等で馬体を拭き取る、その作業中に馬が移動するので、馬房の側板に強く押しつけられて腰を圧迫し、場合により骨折等も起る。

調教前の準備に乗り運動をする、若馬が特に荒動するので、厩務員の身体と馬体とのバランスを失ない、腰をひねる場合が多い、引き運動の場合、競走馬は神経質で敏感なので、横跳びや後退を激しくするので厩務員の腰をひねる。

その馬を厩舎に連れて帰り、調教で発汗した馬体を布又は特殊な薬で摩擦し乾かす、その間に馬体の移動で馬房側板に腰を圧迫され腰痛を起す。

馬の足を洗う、片方の蹄を上げて洗うが、馬体重が厩務員の身体にかかる、又、夏期には蹄などが馬体につくと足の伸縮があり、馬力が加わり厩務員の腰部に重みがかかる、後に足を摩擦し乾燥させる。

等、いろいろとずっと列記してあるわけですよ。そして現実に健康調査をやつてアンケートをとっております。確かにこれは問題だということと

がありますので、これは、やはり労働者保護の立場からこの実態調査をしてもらいたいです。あるいは健康調査といいますが、労働者としてこれをしていただいて、一日も早く、こういう立場に

立て働いてる人のために対策をしていただきたい。ここには寝薬上げはこういうもの、また、あるいは引き運動はこういうもの、馬の足洗いはこういうもの、あるいは乾燥草運び作業はこういうこととか、あるいははいばおけは二十五キロから三十キロもあるので大腰を痛めるといふように、それぞれその実態を写真まで撮つて訴えてきております。これは真剣な問題でございますから、ひとつやっていたきたい

と思います。これは大臣からも一言。

○藤澤政府委員 まず厩務員が労働者であるかどうかという点につきましても、若干問題があるかと思いますが、最近では労働組合を結成して競馬会に雇用されているということが常態のようです。から、そうであればもちろんこれは労働者でございます。そういった点もまず実態を調査しなければいかぬと思います。

それから腰痛につきましては、先ほどもいろいろ御議論がございましたが、災害性のものは、これはもちろん業務との関係がはっきりしておりますから補償の対象になります。非災害性の腰痛といふのも非常に多いので、年をとつてまいりますと、いろいろ腰を痛めるケースが多いわけでございます。それから、そのところが判定が非常にむづかしいというわけでございます。東京の例を調べますと、四十九年度以降、東京局の管内でも砂川署で四名、立川署で七名、いずれも腰部捻挫あるいは打撲、腰椎骨折というような非常に怪しうした災害原因によつて事故が起つております。これは補償をいたしております。なお、実態については十分見てみたいと思います。

○大橋(敏)委員 もう時間が参りましたのでこれで終わりますが、雇用関係がまだはっきりしてないというようなお話がありました。私も、それを心配しまして、ちょっと調べてみたのですが、日本調教師会というのがある、その調教師によつて雇用関係ができています。そこで賃金体系等も決まっております。そこで賃金等の問題も含めて根本的な救済対策を講じていただきたい。最後に大臣から一言。

○長谷川国務大臣 菊花賞、天皇賞の陰にそういう人々がいるということがよくわかりました。勉強したいと思ひます。

○大橋(敏)委員 終わります。

「山下(徳)委員長代理退席、委員長着席」

○熊谷委員長 次、和田耕作君。

○和田(耕)委員 もう同僚委員の質疑によりまして、重要な問題はほとんど質問をされて、答弁

も行われておると思います。また早くやれという声も大分出ておりますので、簡潔に御質問申し上げたいと思ひます。

職業病の範囲という問題を、もうこれは大分古い規定になっておると思ひますから、やはり再検討してみることが必要な時期に來ていると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○長谷川国務大臣 古い法律でございますから、まず第一にいろいろな職業病の病名でさえも違つてきておりますから、ひとつ全部洗い直してみようという感じがいたしております。

○和田(耕)委員 たとえば過度に精神を集中するとか、また非常な単純作業とか等のことで精神的ないろいろな障害も起つておる、ノイローゼとかいろいろな原因があるでしょうけれども、こういうふうな場合に、労災というものがどういふうに現在適用されておるのか、ちょっとその問題をお伺ひしたい。

○藤澤政府委員 先ほど腰痛の問題がございまして、災害性の腰痛はわかりやすいのだけれども、非災害性はむづかしいということも申し上げましたが、いま御指摘の神経症を伴うような種類のものも現代病ではございますが、さて、それが業務との因果関係がどの程度立証されるかというの

は、大変微妙かつ困難な問題でございます。そのために、われわれも専門家等々に委託をしたり、いろいろな研究をいたしておりますが、この際、先ほど大臣からお答えしました職業病の範囲の洗い直しの際、また改めて十分検討したいと思ひます。

○和田(耕)委員 病気の種類も発生の原因も非常に多種多様になっておるといふのは事実でございますし、また、いまの医学その他の学問を総合的に適用してみると、災害といふものも、その根拠がわからないこともないという感じもするので、少し本格的にこの問題を検討してみたらどうだろうかと思ひます。その点を一点質問をいたしました。

それからもう一つは、今回の改正で目的を大分

広くとっておられるようすけれども、特に従来の目的と違つて真ん中の「あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護、適正な労働条件の確保等を図ることにより」という言葉が入っているわけですね。この三つの条項を入れたのは、たとえば今回の改正でどういうことをしたいからこういうことを入れたのかという問題について、簡潔にお答えをいただきたい。

○藤澤政府委員 今度の改正で労災保険制度の性格が変わるのじゃないかという御議論がけさほど来ございますが、補償を中核とするという点では、基本的には変わらないということをお答えしてまいりました。それならば、なぜ目的を改正したかということでございますが、いまお読みになりましたような点を従来も保険施設として行つてまいりましたけれども、なお一層拡充したいという考えでございます。

ただ、たまたま賃金不払い救済事業が労働福祉事業の一環として行われることとなつたために、その点が何といふか非常に注目を浴びまして、その御議論が盛んでございますが、それも先ほど来お答えしましたように、やむを得ない事情でこれを行うということにいたしましたけれども、本来のねらいは、いま御指摘になりましたような労働者の社会復帰の促進、これは労災病院とかりハビリテーションとか、そういうことでございます。それから遺族の援護、被災労働者の援護、これも各種の援護をいままでやつてまいりましたが、これを拡充しなければなりません。それから労働条件の確保の中で一番大事なのは、安全衛生の確保でございます。なかんずく職業性疾患の予防、健康管理、それからさらに治療、補償、リハビリという一環した政策を展開するためには、こういう事業で思い切つた投資をするということも必要がなかるうかというふうに私も考えております。その辺を拡充したいという考えでございます。

○和田(耕)委員 私は、これは非常にいいことだと思つて質問をしておるのですけれども、別の法

案に出ております、つまり賃金不払い等の災害の場合の手当ということも、当面どういうふうな労災の枠でカバーするということが必要だと思つたのですが、こゝでせひとも考えていただきたいことは、リハビリの問題と関係するのですけれども、労働災害によって心身に障害を受けるということになります、身体障害者のほうはほとんど全部の状態を持つた人が多いと思うのです。この方々に対してのいろいろな生活上の給付等については、当然大事なことでございますけれども、社会復帰、やはり仕事をすることが一番の生活上の励みになると思つてございまして、社会復帰の問題について、ひとつ大臣、総合的な調査研究機関をお考えになつてみたかどうか。たとえば自動車

の排気ガスという問題があつて、電気自動車を開発しようという問題がある。あるいはまた厚生省の関係の救急医療という問題について、いろいろな関係の人が集まつて、これをできるだけカバーをするというふうな考え方もあるわけで、こういうところには一つのプロジェクトチームのようなものができまして、そうしてその目的に集中して、お医者さんとか科学者とかあるいは経験者とか学者とかいふものが集まつて対策を決めることが、かなり大きな役割を果たしてきていると思つたのですけれども、身体障害者を持っている方の社会復帰といふことも、労働戦線に復帰をしていくということも目的にして、必要な設備、機械、器具あるいは指導の仕方等の問題を開発するよう

な一つの機関を設けてみたかどうか。それにお医者さんもあるいは技術者も科学者も経験者も、すべての関係の人が集まつて、やはり三年なり三年なりの期間をもつて本格的にひとつ研究して、そして身体障害者、耳の聞こえない人もあれば目の見えない人もある、手足の不自由な人もある、いろいろな人々をできるだけ労働戦線といふか社会復帰の場に帰してあげる、そのお手伝いをしてあげるといふことを考える必要がありはしないか、そういうふうな思ふのです。

今度また、たとえば役所とか会社で身体障害者を

を一定の率で雇用するといふような案も出るようでございますけれども、そういうものも結構でございますけれども、結局もつと内容的に見て社会復帰ができるようなものを、いまの知識経験のレベルを総合してつくり上げるといふことが、私は非常に大事だと思つたのですけれども、いかがでしょうか。労働の方はかなり大きなお金——大きなといふよりお金の余裕もあるし、また事業者の負担のものですから、これは当然事業者が負担してやるべきものだと思つし、そういうことでやれば、国もそれ相当の援助をするということも必要だと思つたのです。そういう構想を持って、ひとつせひともそういう機関を設ける時期ではないだろうか、こういうふうな思ふわけですが、いかがでしょうか。

○長谷川国務大臣 いまの時代は、やはり先取りが大事、しかも、わが国の行政といふのは、大体縦割りが多くございまして、そういう意味からしますと、労働省の立場からしますと、わりに人間相手ですから、横断的にやる性格があるし、また、それを人に認めてもらうというメリットがあると思ひます。まさにおっしゃるとおり、従来のように労災病院に入れば入つたで、ただ、そこにずっと長くいるといふことじゃさびしい人生でございまして、今度はもう入つた途端に、いつ社会復帰できるか、こういうふうなシステムで私の方では取り組んで、労災病院とか総合せき損センターとか、そういう考えでやつていくことが一つ。

もう一つは、まさに先生のおっしゃる通りに、大きく物を考える時代だと思ひまして、中山伊知郎さんとか武見太郎さんあるいは井深君、それから永野重雄さん、内田俊一さん、こういう方々にお集まりいただいて、いま先生のおっしゃるような問題の実は勉強会をやつて、その下にいろいろな部会でも開いて諮問機関として御研究願ふ、まさに先生のおっしゃるような傾向に私たちも進む。それから、小さい一つの例でございましてけれども、まさに日本の医学の開発にも労働省は役に立

と。だから、産業医大なんというのは、世界に一つしかないけれども、これだけ産業が伸びる時代に産業医の問題がなかなか解決されない。しかし、そういう専門家の大学もつくつてみよう。それから最近では、今度の予算でも、実はそこに労務行政官などもいますけれども、お互いが健康診断に行つていろいろやりまされ、精密検査。まだ外国にもつとつといふ機械があるといふので今度買ひまして、アクタ・スキャナーといふ一台二億円、これを二台買ひました。これは全身カラーで映ってくる。これは日本の医者は余り持っていないらしいのです。そういうふうなことをとにかくやつて、大きくひとつ刺激をしてやろう、こう思つております。

○和田(耕)委員 まだ項目別にいろいろと質問しようと思つておりましたけれども、先ほど申し上げたとおり、同僚委員がほとんど全部御質問をしておると思ひます。それで、前向きな質問は全部私の質問だと思ひたいので、そしてがんばつていただきたいと思います。

○熊谷委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○熊谷委員長 これより本案を討論に付するのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

○熊谷委員長 この際、住業作君、村山富市君、石母田達君、大橋敏雄君及び和田耕作君から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。村山富市君。

○村山(富)委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項に關し所要の措置を講ずべきである。

一 傷病補償年金制度の運用にあたっては、特に頸肩腕症候群、むち打ち症、腰痛症等の職業性疾病患者の療養の実情に即して、適切に行うよう努めること。

二 未払賃金立替私事業のあり方については、今後、その実績に照らし、かつ、労災保険制度の建前とも関連して更に検討すること。

三 特別加入対象者の範囲は、実情に即して拡大を図るとともに、その運用についても改善を検討すること。

四 新制度への円滑な移行を図るため、長期傷病補償給付、休業補償給付等の受給者については十分配慮すること。

五 厚生年金等との調整率を定めるにあたっては、受給者の保護に欠けることのないよう十分配慮すること。

六 給付水準については、スライド制、最低額の引上げ等今後ともその改善に努めること。

七 特別支給金については、今後ともその改善に努めること。

八 リハビリテーションに關する措置の充実に努めること。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。終わります。

○熊谷委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長 起立総員。よって、本案については、住持作君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣から発言を求められております。長谷川労働大臣。

○長谷川労働大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、関係各省とも協議の上、善処してまいる所存であります。

○熊谷委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に關する委員会報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○熊谷委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○熊谷委員長 次回は、明十一日火曜日午前九時四十五分理事會、十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後七時二十八分散會

雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るための措置を講ずることにより、その雇用の安定に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「建設事業」とは、土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(国又は地方公共団体の直営事業を除く)をいう。

2 この法律において「建設労働者」とは、建設事業に従事する労働者をいう。
3 この法律において「事業主」とは、建設労働者を雇用して建設事業を行う者をいう。

(建設雇用改善計画の策定)
第三条 労働大臣は、建設労働者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六條第一項に規定する船員を除く。以下第八條まで及び第十一條において同じ)の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に關し重要な事項を定めた計画(以下「建設雇用改善計画」という)を策定するものとする。

2 建設雇用改善計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 建設労働者の雇用の動向に關する事項
二 建設労働者に係る雇用状態の改善並びにその能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
三 建設労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 労働大臣は、建設雇用改善計画を策定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するとともに、中央職業安定審議會の意見を聴くものとする。

4 労働大臣は、建設雇用改善計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、建設雇用改善計画の変更について準用する。

(勧告等)

第四条 労働大臣は、建設雇用改善計画の円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、事業主の団体その他の関係者に対し、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に關する事項について必要な勧告又は要請をすることが出来る。

(雇用管理責任者)
第五条 事業主は、建設事業(建設労働者を雇用して行うものに限る。第八條において同じ)を行う事業場ごとに、次に掲げる事項のうち当該事業場において処理すべき事項を管理させるため、雇用管理責任者を選任しなければならない。

一 建設労働者の募集、雇入れ及び配置に關すること。
二 建設労働者の技能の向上に關すること。
三 建設労働者の職業生活上の環境の整備に關すること。

四 前三号に掲げるもののほか、建設労働者に係る雇用管理に關する事項で労働省令で定めるもの。

2 事業主は、雇用管理責任者を選任したときは、当該雇用管理責任者の氏名を当該事業場に掲示する等により当該事業場の建設労働者に周知させるように努めなければならない。

3 事業主は、雇用管理責任者について、必要な研修を受けさせる等第一項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るよう努めなければならない。

(募集に關する事項の届出)
第六条 事業主は、その被用者に、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十五條に規定する方法以外の方法で、通常通勤することのできる地域から建設労働者を募集させようとするときは、労働省令で定めるところにより、当該被用者の氏名その他建設労働者の募集に關する事項で労働省令で定めるものを公共職業安定所長に届け出なければならない。ただし、建設労働者の募集の適正化を図るため特に

必要があると認められる区域として労働省令で定める区域以外の区域において建設労働者を募集させる場合は、この限りでない。

(雇用に関する文書の交付)

第七条 事業主は、建設労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該建設労働者に対して、当該事業主の氏名又は名称、その雇入れに係る事業場の名称及び所在地、雇用期間並びに従事すべき業務の内容を明らかにした文書を交付しなければならない。

(書類の備付け等)

第八条 一の場所において行う建設事業の仕事(以下この条において「建設工事」という。)の一部を請負人に請け負わせている事業主(当該建設工事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。以下この条において「元方事業主」という。)は、当該建設工事について、その請負人(当該建設工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含むものとし、当該建設工事につき常態として建設労働者を雇用する請負人に限る。以下この条において「関係請負人」という。)ごとに、その氏名又は名称、その雇用する建設労働者を当該建設工事に従事させようとする期間及びその選任に係る雇用管理責任者の氏名を明らかにした書類を、労働省令で定めるところにより、当該建設工事に係る事業場に備えて置かなければならない。ただし、当該建設工事に係る事業場において元方事業主及び関係請負人が雇用する建設労働者の数が労働省令で定める数未満である場合は、この限りでない。

2 元方事業主は、関係請負人に対して、第五条第一項に規定する事項の適正な管理に関し助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

(建設労働者の福祉等に関する事業)

第九条 政府は、建設労働者(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るため、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

一 事業主、事業主の団体又はその連合団体(以下この項において「事業主等」という。)に対して、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成を行うこと。

二 事業主等に対して、雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を実施するために必要な助成を行うこと。

三 事業主等に対して、作業員宿舎の整備改善その他建設労働者の福祉の増進を図るために必要な助成を行うこと。

2 政府は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

(費用)

第十条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額(以下この条において「一般保険料徴収額」という。)に同項第三号に規定する三事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十三条第一項各号及び第六十四条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業(雇用促進事業団の業務として行われるものに限る。)で労働省令で定めるものに要する費用に充てるものと

する。

(報告)

第十一条 公共職業安定所長は、労働省令で定めるところにより、第六条の事業主又は第八条第一項の元方事業主に対して、建設労働者の募集又は同項の関係請負人に係る書類の備付けに関し必要な報告を求めることができる。

(罰則)

第十二条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による届出をせず、又は偽りの届出をしたとき。

二 第八条第一項の規定に違反したとき。

三 第十一条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。ただし、第十条及び附則第四条から第六条までの規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第二条 雇用促進事業団法の一部を次のように改正する。

第八条「七人」を「八人」に改める。

第十条第一項中「副理事長」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第十三条第三項中「理事」を「副理事長又は理事」に改める。

第十九条第一項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号の次に次の二号を加える。

十 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

十一 建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用に関する事項の管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及びこれらの事項の管理の改善について助言すること。

第三十七条第二項中「第十九条第一項第三号に掲げる業務」を「第十九条第一項第三号若しくは第十号に掲げる業務、同項に規定する業務のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十条の労働省令で定める事業に係る業務」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の七の次に次の一号を加える。

二十の八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第四項ただし書中「次の各号」の下に「(第三号を除く。)」を加え、「千分の十五とする」を「千分の十五とし、第三号に掲げる事業については千分の十六とする」に改め、同条第五項中「前項ただし書に規定する事業」の下に「(同項第三号に掲げる事業を除く。)」を加え、「千分の十三から十七まで」を「千分の十三から千分の十七まで、同号に掲げる事業については千分の十四から千分の十八まで」に改める。

第三十条第一項第一号ロ中「千分の三の率」の下に「(第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四の率)」を加える。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五條 前條の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條第四項ただし書及び第五項並びに第三十條第一項の規定は、附則第一條ただし書に規定する日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

2 前項に規定するもののほか、前條の規定による労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(雇用保険法の一部改正)

第六條 雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十六條第三項第三号中「千分の三の率」の下に「(徴収法第十二條第四項第三号に掲げる事業については、千分の四の率)」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第七條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十一号の三の次に次の一号を加える。

四十一の四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)

に基づいて、建設雇用改善計画を策定すること。

第十條第一項第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 建設雇用改善計画の策定に関すること。

第十條第一項第八号中「及び沖繩振興開発特別措置法(第六章(職業訓練に関する部分を除く。))の規定に限る。」を「沖繩振興開発特別措置法(第六章)職業訓練に関する部分を除く。」の規定に限る。及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に改める。

第十三條第一項の表中中央職業安定審議会の項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措

置法」を「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に改める。

第十八條第一項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(これに基づく命令を含む。)」を「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(これに基づく命令を含む。及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(これに基づく命令を含む。))」に改める。

理 由

建設労働の実情にかんがみ、建設労働者の雇用の安定に資するため、建設雇用改善計画を策定し、雇用の改善の促進を図り、並びに建設労働者の能力の開発及び向上並びに福祉の増進のための事業を実施することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設労働法案

建設労働法

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 雇用関係の明確化のための措置等(第三條・第六條)

第三章 安全衛生等(第七條・第九條)

第四章 手当の支給等(第十條・第二十四條)

第五章 雑則(第二十五條・第三十七條)

第六章 罰則(第三十八條・第四十一條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、建設労働者について、雇用の関係の明確化、安全衛生の確保、手当の支給その他の労働条件の改善等のために必要な措置を講じ、もって建設労働者の雇用の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「建設工事」とは、

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八條第三号の事業の工事(ふすま工事その他政令で定める工事を除く。)をいう。

2 この法律において「事業主」とは、建設工事の事業を行う者をいう。

3 この法律において「建設労働者」とは、建設工事の現場において建設工事の作業に従事する労働者(労働基準法第九條に規定する労働者をいう。)をいう。ただし、期間を定めずに雇用され、かつ、やむを得ない事由がある場合のほか解雇されないことが、労働協約、就業規則又は書面による労働契約により明らかとなつていない者を除く。

4 前項ただし書の規定の適用については、建設工事の施工の終了は、解雇についてのやむを得ない事由としない。

第二章 雇用関係の明確化のための措置等(建設労働者の届出と建設労働者手帳)

第三條 建設労働者を雇用する事業主は、当該建設労働者を雇用した後最初に建設工事の現場において建設工事の作業に従事させる時までに、当該建設労働者の氏名その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出をした事業主に対し、雇用主の氏名又は名称その他の労働省令で定める事項を記載したその届出に係る建設労働者の建設労働者手帳(以下「手帳」という。)を交付する。

3 事業主は、第一項の届出をするに当たり、その届出に係る建設労働者が手帳を有している場合において当該手帳の提出を受けたときは、当該手帳を添えてその届出を行わなければならない。この場合において、公共職業安定所長は、前項の規定による手帳の交付に代えて、届出に添えられた手帳に同項に規定する事項を記載した上、当該事業主に当該手帳を返還する。

4 事業主は、第二項の規定により手帳の交付を受け、又は前項の規定により手帳の返還を受け

たときは、当該手帳に係る建設労働者に当該手帳を交付し、又は返還しなければならない。

5 建設労働者は、いつでも、公共職業安定所長に対し、第二項に規定する事項を記載した手帳を交付し、又はその所有する手帳に同項に規定する事項を記載するよう申請することができ

る。

6 公共職業安定所長は、前項の申請があつたときは、当該建設労働者を雇用する事業主を確認した上で、同項の交付又は記載をする。

7 手帳には、その交付を受けた建設労働者の雇用の状況、その受けた安全若しくは衛生のための教育、職業訓練又は技能検定に関する事項その他労働省令で定める事項を記載する。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(雇入れ通知書等)

第四條 事業主は、労働省令で定めるところにより、第二條第三項ただし書の規定に該当する労働者を雇入れたときは、遅滞なく、当該労働者に対し雇入れ通知書を交付するとともに、その者の氏名その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(元請負人の責任)

第五條 建設工事が数次の請負によつて行われる場合においては、当該建設工事の作業に従事する建設労働者は、元請負人に対し、当該作業に関するその雇用主の賃金その他の金銭の支払の債務の履行を請求することができる。

2 元請負人が前項の請求を受けた場合においては、まず雇用主に対して催告すべきことを請求することができる。

3 第一項の場合において、元請負人に対する建設工事の発注者がその発注に係る建設工事を施工する事業主であるときは、当該元請負人の請負に係る建設工事に関する前二項の規定の適用については、これらの規定中「元請負人」とあるのは、「発注者」と読み替へるものとする。(特例休眠)

第六條 建設労働者を雇用する事業主は、継続する二月間に通算して政令で定める日数以上建設工事の作業に従事した建設労働者に対し、当該二月を経過した日の属する月について一日の割合による休暇を与えなければならない。

2 前項の規定による休暇（以下「特例休暇」という。）は、同項の二月を経過した日から起算して一年の期間内において、当該建設労働者の請求する時期に与えなければならない。ただし、その請求された時期に特例休暇を与えることが事業の正常な運営を著しく妨げる場合においては、他の時期に与えることができる。

3 労働基準法第三十九条の規定は、建設労働者には、適用しない。

第三章 安全衛生等
（国による安全衛生教育）

第七條 国は、政令で定めるところにより、建設労働者として雇用されようとする者に対し、建設工事の作業に関する安全又は衛生のための教育を行うものとする。

（国による健康診断）

第八條 国は、政令で定めるところにより、建設労働者として雇用されようとする者に対し、医師による健康診断を行うものとする。

（請負代金、工期等を決定するに当たつての配慮）

第九條 建設工事の発注者、関係請負事業主等は、請負代金の額、工期等を決定するに当たつては、工事費のうち安全又は衛生に関する経費を分別する等の措置を講じて建設労働者の安全又は衛生を確保するための措置が不十分にならないようにするとともに、建設労働者が労働基準法第三十五条第一項の趣旨に従ひ休日確保することができるよう配慮しなければならない。

第四章 手当の支給等
（雇用促進事業団の業務）

第十條 雇用促進事業団（以下「事業団」という。）は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百

十六号）第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 建設労働者又は建設労働者として雇用されようとする者に対して次に掲げる手当（以下「手当」という。）を支給すること。

イ 悪天候手当

ロ 安全衛生教育手当

ハ 職業訓練手当

ニ 特例休暇手当

ホ 帰省手当

二 建設労働者に対して建設工事の作業に従事するために必要な知識及び技能を習得させるための訓練を行うこと。

三 建設労働者のための福祉施設の設置及び運営その他建設労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

四 納付金の徴収を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（悪天候手当）

第十一條 事業団は、政令で定めるところにより、降雨、降雪その他政令で定める悪天候により建設工事の作業が行われないことによつて建設労働者が休業する場合において、その休業の日の属する月前二箇月に、建設工事の作業に、通算して二十八日以上従事しているときは、その休業の日について、当該建設労働者に対し、悪天候手当を支給する。

2 建設労働者が前項に規定する悪天候により休業した場合であっても、その休業の日について、自己の労働による収入があつた場合は、政令で定めるところにより、悪天候手当を支給せず、又はその額を減額して支給するものとする。

3 悪天候手当の日額は、当該建設労働者の平均賃金（労働基準法第十二条に規定する平均賃金をいう。以下第十四条において同じ。）の百分の八十に相当する額とする。

（安全衛生教育手当）

第十二條 事業団は、政令で定めるところによ

り、第七條の規定による安全又は衛生のための教育を受ける者に対し、安全衛生教育手当を支給する。

（職業訓練手当）

第十三條 事業団は、政令で定めるところにより建設労働者が建設工事の作業に従事するために必要な知識又は技能に関する職業訓練又は技能検定を受けるために休業したときは、当該建設労働者に対し、職業訓練手当を支給する。

2 第十一條第三項の規定は、職業訓練手当の日額について準用する。

（特例休暇手当）

第十四條 事業団は、第六條第一項の規定により、事業主が建設労働者に特例休暇を与えたときは、政令で定めるところにより、当該建設労働者に対し、特例休暇手当を支給する。

2 特例休暇手当の日額は、当該建設労働者の平均賃金の額に相当する額とする。

（帰省手当）

第十五條 事業団は、政令で定めるところにより、一又は二以上の事業主に引き続き三月以上雇用されている建設労働者がその者によつて生計を維持している親族と三月以上別居している場合において、その者が当該親族を訪ねるため旅行をするときは、その者に対し、帰省手当として、その旅行に要する費用に相当する額を支給する。

（支給制限）

第十六條 建設労働者が偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受け、又は受けようとしたときは、事業団は、当該事実のあつた日から起算して四月以内の期間（帰省手当にあつては一年以内の期間）を定め、その期間内は、その者に対してその手当の支給をしないことができる。

2 偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受けた者があるときは、事業団は、その手当の支給を受けた者に支給した手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができ、ま

た、その手当の支給がその者を雇用し、又は雇用していた事業主の偽りの報告又は証明によるものであるときは、その事業主に支給を受けた者と連帯して手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

3 前項の規定による返還金の徴収については、第二十五条の規定に基づく納付金の徴収の例による。

（時効）

第十七條 手当の支給を受け、又はその返還を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（譲渡等の禁止）

第十八條 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十九條 租税その他の公課は、安全衛生教育手当、職業訓練手当及び帰省手当を標準として課することができない。

（区分経理）

第二十條 事業団は、第十条に規定する業務（以下「建設労働者福祉業務」という。）に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならない。

（国の補助）

第二十一條 国は、政令で定めるところにより、事業団に対し、第十条第一号の業務に要する費用の一部に相当する金額を補助する。

（監督）

第二十二條 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、建設労働者福祉業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

（準用）

第二十三條 雇用促進事業団法第二十条及び第三十七条第一項（同法第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、建設労働者福祉

業務について準用する。

(雇用促進事業団法の特例等)

第二十四条 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、建設労働者福祉業務及び第二十条の規定による特別の会計については、適用しない。

2 前条において準用する雇用促進事業団法第二十条第一項の規定は、同法第四十條第一号の規定の適用については同法の規定と、建設労働者福祉業務は、同法第四十條第三号の規定の適用については同法第十九條に規定する業務と、第二十二條の規定による労働大臣の命令は、同法第四十條第五号の規定の適用については同法第三十二條第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

第五章 雑則

(納付金)

第二十五条 国及び事業団は、第七條の規定による安全又は衛生のための教育及び第八條の規定による健康診断並びに手当の支給に要する費用に充てるため、別に法律で定めるところにより、事業主に対し、建設工事の施工に要する費用又は建設工事の請負代金にに応じて納付金を賦課徴収する。

(事業主の努力義務)

第二十六条 事業主及びその団体は、建設労働者の雇用の促進、労働条件の向上、職業訓練の実施、福祉施設の整備その他建設労働者の雇用に安定させるために必要な措置を講ずることにより、建設労働者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

(国の援助等)

第二十七条 国及び地方公共団体は、事業主及びその団体並びに建設労働者及び建設労働者として雇用されようとする者に対し、建設労働者の雇用に安定させるための措置に關して必要な援助を行うこと等により、建設労働者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

(建設工事の施工の平準化のための措置)

第二十八条 政府は、建設労働者の雇用の安定を図るため、建設労働者の需給状況、建設工事の計画等を調査し、その結果を定期的に公表する措置及び建設労働者の需給状況を勘案して建設工事の着工が適正に行われるようその施工計画に關し必要な調整を図るための措置を講ずるようにするものとする。

(公共職業安定所の機能の拡充強化)

第二十九条 政府は、この法律の円滑な実施を図るため、公共職業安定所の機能を拡充強化するに必要な措置を講じなければならない。

(都道府県知事の権限)

第三十条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に關し、公共職業安定所の業務の連絡統一に關する業務をつかさどり、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(報告の徴収等)

第三十一条 公共職業安定所長は、この法律を施行するために必要の限度において、労働省令で定めるところにより、事業主に対し、手帳若しくは第四條の規定による雇入れ通知書の交付その他の事項について報告を求め、又はその職員に、事業主の事業場に立ち入り、建設労働者の雇用関係その他の事項について関係者に対して質問させ、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十二条 事業団は、手当の支給に關して必要の限度において、労働省令で定めるところにより、事業主又は建設労働者に対し、建設労働者の雇用の状況、賃金その他の事項について報告を求めることができる。

(手当の支給等に關する不服申立て)

第三十三条 手当の支給に關する処分又は第十六條第二項の規定による処分に不服がある者は、雇用保険審査官に對して審査請求をし、その決定に不服がある者は、労働保険審査会に對して再審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求又は再審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査請求又は再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第百六十号)第二章第一節、第二節(第十八條及び第十九條を除く。)及び第五節の規定を適用しない。

(不服申立てと訴訟との關係)

第三十四条 手当の支給に關する処分又は第十六條第二項の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(連絡及び協力)

第三十五条 公共職業安定所及び事業団は、この法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(権限の委任)

第三十六条 この法律に規定する労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を行政庁に委任することができる。

(経過措置)

第三十七条 第二條第一項の規定に基づいて政令を制定し、又は改廃する場合に、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第三十八条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二 第三十二條の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

第三十九条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、三万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反したとき。

二 第三十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第三條第四項又は第四條の規定に違反した者

二 第三十一條第一項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した同項の関係者(前條第二号に該當する事業主を除く。)

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日等)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第二條、第九條、第二十六條から第二十九條まで及び次條の規定は、公布の日から施行する。

2 第五條の規定は、同條の規定の施行の日以後に元請負人(同條第三項の場合に於ては、発注者)がその施工を請け負わせた建設工事に關して適用する。

(社会保険制度の整備充実等)

第二條 政府は、労働者のための社会保険に關する法令のすべての建設労働者に対する適用、建

第一条 この法律は、景気の変動、産業構造の變化その他の事情により企業経営が安定を欠くに至つた場合及び労働者が事業を退職する場合における賃金の支払等の適正化を図るため、貯蓄金の保全措置及び事業活動に著しい支障を生じたことにより賃金の支払を受けることが困難となつた労働者に対する保護措置その他賃金の支払の確保に関する措置を講じ、もつて労働者の生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「賃金」とは、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。

2 この法律において労働者とは、労働基準法第九条に規定する労働者をいう。

第二章 貯蓄金及び賃金に係る保全措置等(貯蓄の保全措置)

第三条 事業主(国及び地方公共団体を除く。以下同じ)は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合において、貯蓄金の管理が労働者の預金の受入れであるときは、労働省令で定める場合を除き、毎年三月三十一日における受入預金額(当該事業主が受け入れている預金の額をいう。以下この条において同じ)について、同日後一年間を通ずる貯蓄金の保全措置(労働者)との同日における受入預金額につき、その払戻しに係る債務を銀行その他の金融機関において保証することを約する契約の締結その他の当該受入預金額の払戻しの確保に関する措置で労働省令で定めるものをいう)を講じなければならない。

(貯蓄金の保全措置に係る命令)

第四条 労働基準監督署長は、前条の規定に違反して事業主が貯蓄金の保全措置を講じていないときは、労働省令で定めるところにより、当該事業主に対して、期限を指定して、その是正を命ずることができる。

(退職手当の保全措置)

第五条 事業主(中小企業退職金共済法(昭和三十

四年法律第六十号)第二条第三項に規定する退職金共済契約を締結した事業主その他の労働省令で定める事業主を除く)は、労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにおいて労働者に退職手当を支払うことを明らかにしたときは、当該退職手当の支払に充てるべき額として労働省令で定める額について、第三条の労働省令で定める措置に準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

(退職労働者の賃金に係る遅延利息)

第六条 事業主は、その事業を退職した労働者に係る賃金(退職手当を除く。以下この条において同じ)の全部又は一部をその退職の日(退職の日後に支払期日が到来する賃金にあつては、当該支払期日。以下この条において同じ)までに支払わなかった場合には、当該労働者に対し、当該退職の日(翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に應じ、当該退職の日の経過後まだ支払われていない賃金の額に年十四・六パーセントを超えない範囲内で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

2 前項の規定は、賃金の支払の遅滞が天災地変その他のやむを得ない事由で労働省令で定めるものによるものである場合には、その事由の存する期間について適用しない。

第三章 未払賃金の立替払事業

(支払賃金の立替払)

第七条 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ)の事業主(労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限り、破産の宣告を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

第十七条の規定による被保険者である労働者を除く)で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金(支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ)があるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、当該労働者(労働省令で定める者にあつては、労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限り)の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わつて弁済するものとする。

(返還等)

第八条 偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に對し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができる。また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該支払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる。

3 労働保険保険料の徴収等に関する法律第二十六條及び第四十一條の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額について準用する。

4 政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に關して必要な限度において、労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該當する者(同項の規定に該當すると認められる者を含む)又は事業主に対し、支払賃金の額、賃金の支払状況その他の事項についての報

告又は文書の提出を命ずることができる。

(労働者災害補償保険法との関係)

第九条 この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十三條第一項第四号に掲げる事業として行つ。

第四章 雑則

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第十条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務をつかさどる。

第十一条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員の職務を行つ。

(報告等)

第十二条 都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第十三条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 労働基準監督署長は、第七条の確認をするため必要があると認めるときは、その職員に同条の事業主の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3 前二項の場合において、労働基準監督官及び前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(労働者の申告)

第十四条 労働者は、事業主にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 事業主は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、第七条の請求の手續その他この法律の施行に關して必要な事項は、労働省令で定める。

(船員に關する特例)

第十六条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に關しては、この法律に規定する都道府県労働基準局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に屬する事項は、海運局長又は船員事務官が行うものとし、この法律(第七條、第八條第四項及び前條の規定を除く。)中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第七條中「労働者災害補償保険の適用事業に該當する事業(労働保険料の徴収に關する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第八條の規定の適用を受ける事業にあつては、同條の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この條において同じ。）」とあるのは「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七條の規定による被保険者(同法第十五條第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）」を使用する事業」と、労働省令で定める期間」とあるのは「厚生省令で定める期間」と、「被保険者である労働者を除く」とあるのは「被保険者(同法第十五條第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）」である労働者に限る」と、「労働省令で定める者」とあるのは「厚生省令・運輸省令で定める者」と、「労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生省令・運輸省令で定めるところにより」と、第

八條第四項中「労働省令」とあるのは「厚生省令」と、第九條の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と、同條中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十三條第一項第四号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十條ノ二第一項に規定する施設」と、前條中「労働省令」とあるのは「運輸省令(前章に規定する事項については、厚生省令)」とする。

第五章 罰則

第十七條 事業主が第十四條第二項の規定に違反したときは、六月以下の懲役又は十萬元以下の罰金に處する。

第十八條 事業主が第四條の規定による命令に違反したときは、三十萬元以下の罰金に處する。

第十九條 次の各号のいずれかに該當する者は、十萬元以下の罰金に處する。

一 第八條第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二 第十二條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

三 第十三條第一項又は第二項の規定による立入り若しくは検査を拒む、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第十七條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第三條及び附則第八條の規定並

びにこの法律(第二章、第三章及び次條から附則第八條までを除く。)の規定中第三章に係る部分は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)附則第一條第一項第三号に定める日から施行する。

(遅延利息に關する経過措置)

第二條 第六條の規定は、同條の規定の施行の日以後に労働者が退職した場合について適用する。

(未払賃金の立替に關する経過措置)

第三條 第七條の規定は、附則第一條ただし書に規定する日以後に第七條の事業主が破産の宣告を受け、その他同條の政令で定める事由に該當することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第四條 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十五條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、賃金に關する事項については、命令で定める方法により明示しなければならぬ。

第百十八條の次に次の一條を加える。

第百十八條之二 第十八條第一項又は第三十七條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は十萬元以下の罰金に處する。

第百十九條中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中、「第十八條第一項」を削り、「第三十六條但書、第三十七條」を「第三十六條ただし書」に、「第六十一條乃至第六十三條」を「第六十一條から第六十三條まで」に、「第七十五條乃至第七十七條」を「第七十五條から第七十七條まで」に改め、同條第三号及び第四号中「基いて」を「基づいて」改め、同條の次に次の一條を加える。

第百十九條之二 第十八條第七項、第二十三條(賃金の支払及び貯蓄金の返還に係る部分に限る。)(又は第二十四條から第二十六條までの規定に違反した者は、十萬元以下の罰金に處する。

第百二十條中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中、「第十八條第七項」を削り、「第二十三條乃至」を「第二十三條(賃金の支払及び貯蓄金の返還に係る部分を除く。)」に、「第三十三條第一項但書、第五十七條乃至第五十九條」を「第三十三條第一項ただし書、第五十七條から第五十九條まで」に、「第百六條乃至第百九條」を「第百六條から第百九條まで」に改め、同條第二号中「基いて」を「基づいて」に改める。

(労働基準法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 前條の規定の施行の日前にした同條の規定による改正前の労働基準法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(船員法の一部改正)

第六條 船員法の一部を次のように改正する。

第百二十九條の次に次の一條を加える。

第百二十九條之二 船舶所有者が第三十四條第一項又は第六十七條第二項の規定に違反したときは、六箇月以下の懲役又は十萬元以下の罰金に處する。

第百三十條中、「第三十四條第一項」を削り、「第四十四條の二第二項第二項、第四十四條の三第三項、第四十五條乃至第四十七條」を「第四十四條の二第二項若しくは第三項、第四十五條から第四十七條まで」に改め、「第六十七條第二項」を削り、「第八十一條第一項乃至第三項」を「第八十一條第一項から第三項まで」に、「第九十一條乃至第九十四條」を「第九十一條から第九十四條まで」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百三十條之二 船舶所有者が次の各号の一に該當する場合には、十萬元以下の罰金に處する。

一 第三十四條第二項、第五十三條、第五十

四條又は第五十六條の規定に違反したとき。

二 第三十四條第四項の規定による船員の請求にかかわらず、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第三百三十一條中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中、「第三十四條第二項、第五十三條、第五十四條、第五十六條」を削り、「第八十三條第一項第二項」を「第八十三條第一項若しくは第二項」に改め、同條第二号を削り、同條第三号を同條第二号とする。

(船員法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 前條の規定の施行の日前にした同條の規定による改正前の船員法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(労働福祉事業団法の一部改正)

第八條 労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第一号中「設置及び運営」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)第三章に規定する事業(同法第八條に規定する業務を除く。)」を加え、同條第二項中「に掲げる施設」を「に規定する施設その他同号に規定する事業に係る施設」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第九條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号の前に次の一号を加える。

二十の九 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)

(運輸省設置法の一部改正)

第十條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第五十七條に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、船員労働委員会は、運輸大臣の諮問に応じて賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)の施行又は改正に関する事項(船員に係るものに限る。)を調査審議する。

保等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)の施行又は改正に関する事項(船員に係るものに限る。)を調査審議する。

(労働省設置法の一部改正)

第十一條 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 賃金の支払い確保等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)に基づいて、事業主、労働者その他の関係者に必要な事項を報告させ、又は出頭させること。

第八條第一項第十四号中「ものの外」を「もののほか」に改め、「労働基準法」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律」を加え、同條第三項中「同項第十四号に掲げる事務のうち」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律(第三條及び第四條の規定を除く。)」を加える。

第十三條第一項の表中央労働基準審議会の項中「労働基準法」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律」を加える。

第十五條第一項中「労働安全衛生法」を「賃金の支払の確保等に関する法律(これに基づく命令を含む。)、労働安全衛生法」に改める。

第十六條第一項の表地方労働基準審議会の項中「労働基準法」の中に「賃金の支払の確保等に関する法律」を加える。

第十七條第一項中「労働安全衛生法」を「賃金の支払の確保等に関する法律(これに基づく命令を含む。)、労働安全衛生法」に改める。

理由

企業の倒産又は労働者の退職の場合における賃金の支払等の適正化を図るため、貯蓄金の保全措置及び倒産により賃金の支払を受けることが困難となつた労働者に対する保護措置その他賃金の支払の確保に関する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。